

静岡県行財政改革大綱

～ “ふじのくに” づくりに向けた行財政改革の推進～

平成 23 年 3 月

静 岡 県

目 次

はじめに	1
第1章 地域主権を拓く行政経営	
1 行財政改革大綱が目指す“ふじのくに”づくり	2
2 行政経営の基本的な考え方 ～新たな行財政改革大綱の基本方針～ ..	3
3 行財政改革の3つの戦略と新たな機軸	4
4 行財政改革大綱の計画期間	4
第2章 行財政改革の取組	
1 行財政改革大綱の戦略体系	5
2 行財政改革の取組 ～4年間の戦略と戦術～	6
戦略Ⅰ 透明性の高い行政運営	
1 開かれた県政の推進	6
(1) 効果的で分かりやすい情報提供により 県政に対する県民の理解を促進	6
(2) 県民意見を積極的に反映させる県民参加型の行政を推進	8
戦略Ⅱ 効果的で能率的な行政運営	
1 地域が自立できる行政体制の整備	1 1
(1) 権限・財源・人材の三位一体による 県から市町への権限移譲の推進	1 1
(2) 地域主権改革や地域課題に的確に対応できる 市町の体制強化への支援	1 2
(3) 県、市町等の連携による効果的な行政運営の推進	1 2
(4) 新しい公共の担い手との連携	1 5
2 簡素で能率的な組織	1 6
(1) 地域主権の時代にふさわしい新たな組織の運営	1 7
(2) 外郭団体の検証と見直し	2 4
3 県民サービスの向上	2 7
(1) 民間の創意工夫を活用した行政サービスの提供	2 7
(2) 行政サービスの質の向上を図る不断の取組	2 9

戦略Ⅲ	未来を見据えた戦略的な行政運営	
1	次代を担う人材の育成	3 2
	(1) 中長期的な視点に立った人材育成の推進	3 2
	(2) 人材と組織の活性化	3 4
2	将来にわたって安心な財政運営の堅持	3 6
	(1) 歳出のスリム化	3 7
	(2) 歳入の確保	3 9
	(3) 国への提言	4 1
3	時代を切り拓く戦略的な行政経営の推進	4 1
	(1) 成果を重視した行政経営の推進	4 1
	(2) 市町との協働による行政経営の推進	4 2
	(3) 地域外交の推進	4 3
	(4) 活力にあふれた行政経営の推進	4 4
別紙 1	外郭団体の見直しの方向性一覧表	4 7
別紙 2	静岡県行財政改革大綱取組一覧表	5 4
資料編		
資料 1	県民参加型の新しい行政評価手法の概要	7 1
資料 2	市町の行政体制の整備	7 4
資料 3	市町、NPO、企業等との協働に向けた取組	7 7
資料 4	一般行政部門の定員管理の状況	8 1
資料 5	外郭団体等一覧表	8 2
資料 6	公の施設一覧表	8 3
資料 7	財政の中期見通し	9 4
資料 8	静岡県の財政状況	10 2
資料 9	行政の生産性の向上のためのパートナーシップ (PIAP) の概要	10 9

はじめに

この大綱は、「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」を基本理念として策定した総合計画を着実に推進するための、行政経営の方針と具体的な取組を取りまとめたものです。

閉塞感が漂う大変厳しい行財政環境の中で、将来に向けて県民の福祉を増進し、県民が夢と希望を抱けるような活力にあふれる地域社会を築いていくためには、自助、共助により住民一人ひとりの能力と意欲が発揮され、個人、家庭、企業が自立し、自治体はそれを支える公助として行政経営を行うことが必要です。

そこで、この大綱では「“ふじのくに”の自立」を目標に掲げました。県民の皆様には、一人ひとりが有徳の志を持ち地域の発展のために自ら考え行動する“ふじのくに”士民としての自立をお願いいたします。また市町には、広域機能や高度専門的な機能を担う県との役割分担のもと、主体的に住民の多様な行政需要に対応する基礎自治体としての自立が求められます。そして県は、“ふじのくに”が有する「場の力」を最大限に活かし、自らの責任において地域主権の時代にふさわしい独自の施策を推進します。

県では、“ふじのくに”の自立に向けた取組として、県民の皆様が行政に参画できる環境づくりを行い、透明性の高い行政運営を徹底的に追求します。また、市町の行財政基盤の強化への支援やNPO等の新しい公共の担い手との連携を図ることにより、地域の課題に迅速かつ的確に対応できる体制を構築し、効果的で能率的な行政運営に努めます。さらに、次代を担う人材の育成や堅実な財政運営に努め、地域外交の展開など独自の施策を推進し、未来を見据えた行政運営を進めてまいります。この大綱の策定を機に、職員一人ひとりが意識改革をしてこれまでのやり方を今一度見直し、一丸となって、こうした取組を着実に実行していくことが、真の行財政改革につながると考えています。

大綱の策定に当たっては、ふじのくに行財政革新戦略会議において、県内外の有識者の方々から多くの貴重な御意見、御提言をいただきました。厚くお礼を申し上げますとともに、“ふじのくに”づくりに寄せられた大きな期待を自覚し、“ふじのくに”の自立を進めるため、全国のモデルとなる行財政改革を目指して全庁を挙げて取り組むことをお約束いたします。

平成23年3月

静岡県知事 川勝平太

第1章 地域主権を拓く行政経営

1 行財政改革大綱が目指す“ふじのくに”づくり

本県の新たな総合計画では、県政運営を行う上での基本理念として、「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」を掲げ、「ふじ」が意味する多様な価値を希求し、多彩な広がりをもつ“ふじのくに”になることを目指している。

“ふじのくに”づくりに向けて、徳のある人材の育成と豊かさの実現を図り、県民が相互に助け合いながら、「徳のある、豊かで、自立した」地域づくりを進めているところである。

特に、地域主権の時代において、我が国をリードする自立した地域づくりとするために、基礎自治体である市町の行政体制の強化や市町間のネットワークの形成などにより、住民に身近な行政サービスは市町が総合的に担うことができる体制整備に向けた取組を一層進めるとともに、県自身が将来の道州制への移行も視野に入れて、積極的にその役割を見直していく必要があると考えている。

こうした観点に立ち本大綱は、総合計画の戦略の1つである「“ふじのくに”の自立の実現」を目標に掲げる。その10年後の達成に向け、大変厳しい行財政環境の中において、総合計画の着実な推進を支える行政経営に必要な行財政改革に取り組んでいくため、その指針と具体的な取組を明らかにしたものである。

地域が持続的に発展していくためには、自助、共助により、一人ひとりの能力と意欲が発揮され、個人、家庭、企業、地域社会が自立していくことが必要である。こうした自立を促し、支えるため公助として戦略的な行政経営を行うことにより、“ふじのくに”の自立の実現を図っていくものである。

1 目標とする自立した“ふじのくに”の姿

(1) “ふじのくに”士民としての自立

富国有徳の志を持った“ふじのくに”士民として、県民が主体的に地域づくりを進めていく。

このため、県民が行政に参画しやすい環境を整え、県民自らが地域の発展のために考え行動する意識を醸成する。

○士民

「士民」とは富国有徳の志を持った人々で、豊かさの集積を「富」、廉直な心を堅持する者のことを「士」とし、両者を兼ね備えた「富士」から引用している。また、都市の民だけでなく、農山漁村を含めてすべての地域の人々を意味する。

(2) 基礎自治体の自立

地域の課題を地域で解決するため、住民に最も身近な市町が主体的に住民の多様な行政需要にきめ細かに対応し、県は広域機能や高度専門的な機能などを担う。

このため、市町などに対し権限移譲を積極的に推進し、あわせて移譲事務の円滑な執行のため、必要とする人的支援や財政的支援を行うとともに、権限移譲に伴うスリム化と広域機能や高度専門的な機能などの強化を進める。

(3) “ふじのくに”の自立

“ふじのくに”が有する「場力」^{ばりき}を最大限に活かし、地域主権の時代にふさわしい新しい地域のモデルとなる地域外交など、未来を見据えた戦略的な取組を推進していく。

このため、「場力」を掘り起こして最大限に活用するとともに、現場主義に基づく施策の推進や国内外との地域間交流など戦略的な行政経営を推進する。あわせて、これらを支える人材育成や堅実な財政運営に努める。

○場力

本県の「人」、「もの」、「大地」という地域が持つ独自の潜在力

2 行政経営の基本的な考え方 ～新たな行財政改革大綱の基本方針～

厳しい行財政環境の中で限られた人的、財政的資源により総合計画の着実な推進を支えていくため、行政経営において普遍的に求められる以下の3つの基本姿勢等に基づき、不断の行財政改革に努めることにより、県民の高い信頼に答えていくものとする。

1 3つの基本姿勢

(1) 県民本位

県民の立場に立って成果を追求する。

(2) 行政の生産性の向上

サービスの質や効率性の持続的な向上を図る。

(3) 手段の最適化

最適な実施主体を選び、できる限り任せる。

2 新たな行財政改革大綱において求められる5つの視点

- (1) 県民に対する説明責任を果たし、行政の透明性を高め、県民参加を促進する。
- (2) 市町が自立して行政運営できるよう行財政基盤の強化とともに、市町が推進する広域連携を支援する。
- (3) 厳しい財政環境や多様化、高度化する行政需要に的確に対応できる堅実な行財政運営に取り組む。
- (4) 職員の士気と能力を最大限に引き出し、時代を切り拓く戦略的な行政経営に取り組む。
- (5) 最少の経費で最大の効果をあげるため、不断の行財政改革に努める。

3 行財政改革の3つの戦略と新たな機軸

本県が将来にわたり持続的に発展していくため、これまでの国と地方の関係を根本から見直して、中央集権から地域主権への転換を図り、国からの権限を積極的に受けながら、自らの責任において独自の施策を推進する自立した“ふじのくに”を目指すこととする。

この実現に向け、県民が行政に参画しやすい環境づくりや市町の自立の促進を図りながら、多様化、高度化する県民の行政需要に的確かつ柔軟に対応した取組を進めるとともに、時代を切り拓く施策を展開していくことが必要である。

こうしたことから、本大綱では3つの戦略を立てるとともに、それぞれに新しい機軸を打ち出し、地方自治のモデルとなるような地域主権の時代にふさわしい行政経営を推進していく。

戦略Ⅰ 透明性の高い行政運営

県民がこれまで以上に行政に参画できる環境づくりとともに、県の施策や事業、提供するサービスを県民が評価する仕組みを構築すること。

戦略Ⅱ 効果的で能率的な行政運営

県から市町への権限移譲を国に先駆けて進めるとともに、市町との事務の協働やNPO等の新しい公共の担い手との連携を進めていくこと。

戦略Ⅲ 未来を見据えた戦略的な行政運営

地域の発展のため独自の施策を推進するとともに、地域主権の時代にふさわしい未来と世界を見据えた新しい地域外交に取り組むこと。

このように、地域主権の具体化として、住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担い、特に県は広域機能や高度専門的な機能を担っていくとともに、地域住民自ら、地域の諸課題に取り組みやすい環境を整える。

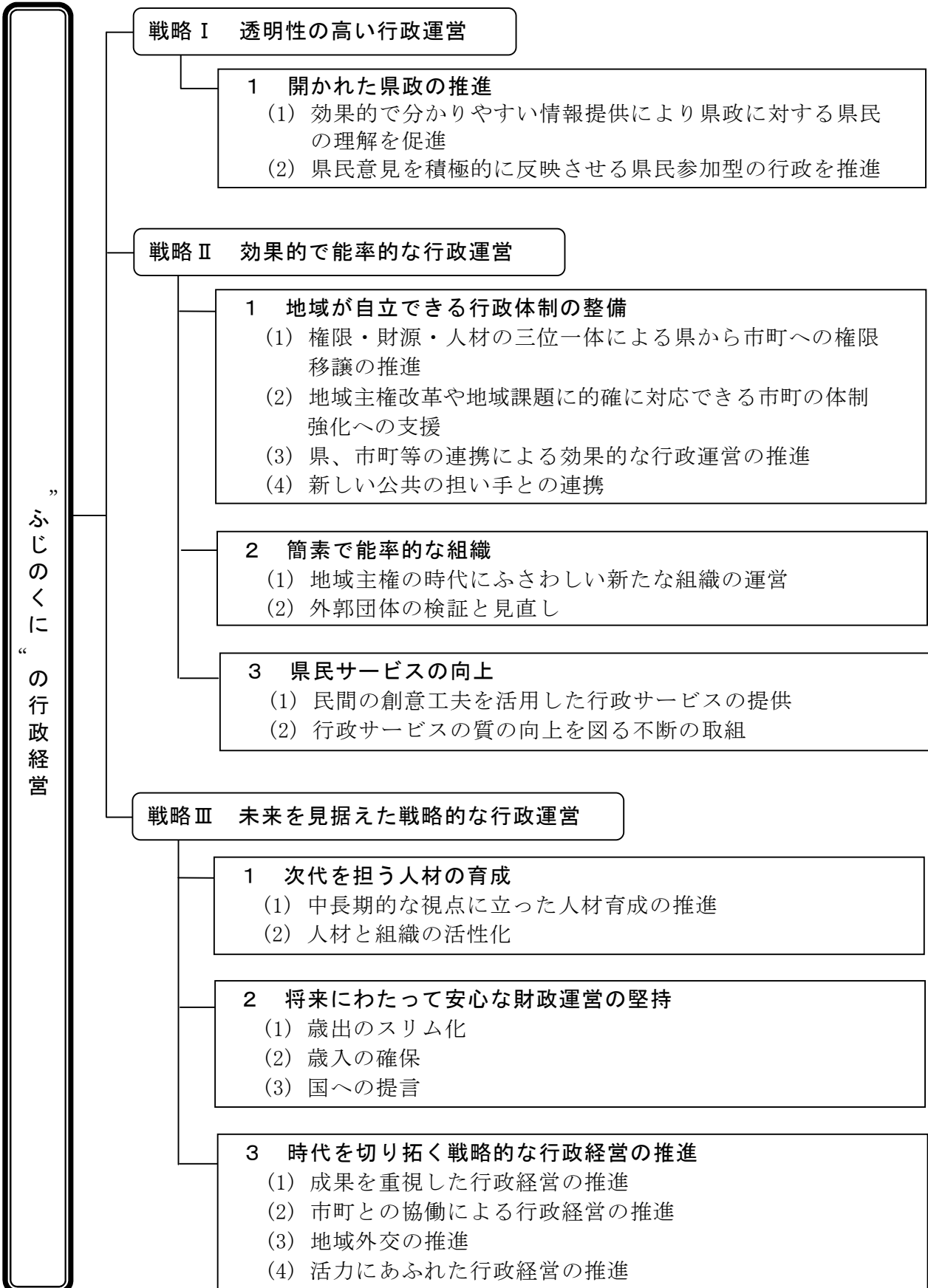
4 行財政改革大綱の計画期間

10年後の姿を見据えながら、平成22年度から平成25年度までの4年間に取り組むべき事項を掲げる。

着実に進めていくため、行財政改革の取組状況を公表するとともに、必要に応じて大綱の見直しを行う。

第2章 行財政改革の取組

1 行財政改革大綱の戦略体系



2 行財政改革の取組 ～4年間の戦略と戦術～

“ふじのくに”の自立した行政経営のため、3つの戦略に基づき、新たな機軸とともに具体的な戦術としての行財政改革の取組を進めていく。

まず、県民が地域に関心を持ち、地域のために自ら考え県政に参画していくためには、行政運営の高い透明性が求められることから、効果的で分かりやすい情報提供等により県民の理解を促進するとともに、地域の課題に対する県民の意見を施策に反映させる開かれた県政を推進する。

また、地域の課題は地域で解決できる体制の確保や、多様化、高度化する県民の行政需要に迅速かつ的確に対応できる体制の整備、サービスの質の向上への努力が重要であることから、地域が自立できる行財政基盤の整備や簡素で能率的な組織の構築、県民サービスの向上を目指した効果的で能率的な行政運営に努めていく。

そして、厳しい行財政環境の下で、限られた資源で高い成果を得られる取組や、持続可能な公共サービスの提供が望まれることから、次代を担う優れた人材の育成や将来にわたり安心な財政運営に努めていくとともに、地域外交の展開など地域の将来を見据えた独自の戦略的な行政運営を進めていく。

戦略Ⅰ 透明性の高い行政運営

地域主権の実現には、県民が行政への理解を深め、積極的に参加することが不可欠であることから、県の行政情報が入手しやすく、分かりやすく、また県に意見が言いやすい環境を整備していく。

1 開かれた県政の推進

県民の関心が高い情報の提供などにより、日本一と誇れる情報公開の実現を目指す。

また、県政への満足度は、県民の主体的な関与によって高まるものと考えられ、県職員一人ひとりが広報マン、メッセンジャーとしての自覚を持って、分かりやすい広報や情報提供、地域での積極的な広聴活動等、行政運営の透明性を高め、県民の参加が高まる環境づくりを推進し、県政に対する県民の参加を促進していく。

(目標)

県政に関心がある県民の割合 66%以上 (57.3%)

県に意見要望等がある人のうち、伝えた人の割合 20%以上 (7.4%)

※数値は4年後の目標値、()は直近の実績値 (⇒以下同じ)

(1) 効果的で分かりやすい情報提供により県政に対する県民の理解を促進

① 効果的で分かりやすい情報提供

ア 分かりやすい行政文書の作成

県の施策について、県民の理解と参加、協働を促すため、県民視点に立った分かりやすい文書づくりを推進する。

(ア) 分かりやすい文書づくり運動の展開

県民に送付する通知文書などを行政用語のみではなく、分かりやすい言葉で作成し、県民の理解向上を図る運動を展開する。

- a 全庁的な推進体制の整備
 - ・文書管理者会議等を通じた職員の意識改革（平成 22 年度から）
 - ・文書審査主任（仮称）の設置等による各課の文書審査体制の強化（平成 23 年度から）
- b 分かりやすい文書作成手引きの発行（平成 24 年度）
 - ・分かりにくい文書実例を収集して検証

イ 積極的な情報提供

ホームページなどを活用して、県政の重要な情報や県民の関心が高い情報などを提供する。

また、「県民だより」や「広報番組」など各種媒体の特性を活かした迅速かつ効果的な広報を展開するとともに、職員が地域に赴き、県の施策の説明や様々な情報の提供などを行う出前講座を推進し、県民の県政への理解を深めていく。

(ア) 行政情報の積極的な公表

各種行政情報の積極的な公表を推進し、情報提供の内容、手法を充実する。

- a 提供する情報の拡充
 - ・職員出張旅費の公表（平成 23 年度分から）
 - ・定例幹部職員会議の資料公表（平成 23 年度実施分から）
 - ・幹部職員（課長級以上）の再就職状況の公表（平成 21 年度末退職者から）
 - ・規則、審査基準等の策定過程情報の原則公表（平成 23 年度）
 - ・随意契約情報のホームページでの公表（平成 20 年度から）
- b 提供手法の拡充
 - ・予算書及び予算説明書のホームページでの公表（平成 23 年度当初予算から）
 - ・県の財政状況を県民向けに分かりやすく公表（平成 23 年度から）
 - ・決算書及び決算説明書のホームページでの公表（平成 22 年度決算から）

(イ) 高齢者や障害のある人など誰もが使いやすいホームページの整備

県のホームページについて、誰もが使いやすいよう整備を行う。

- ・新しいホームページガイドラインの策定（平成 23 年度）
- ・新ガイドラインに沿った県ホームページの作成（平成 23 年度）
- ・ホームページでの公表内容について、要点等がより分かりやすく把握できる掲載手法の研究

(ウ) 動画情報の充実

動画による情報発信の内容を充実し、より効果的な情報発信を行う。

- ・インターネットを活用した動画による情報の提供
 - （例）知事定例記者会見（平成 18 年 1 月から）
- ・民間動画サイトを活用した情報発信
 - （例）県政ニュースや県政トピックス、静岡県の魅力映像等の配信（平成 22 年度から）

(エ) 子供向け県庁紹介ホームページの充実

子供向けに作成したホームページに静岡県 の状況や県庁の仕組みだけでなく、各部局の子供向け情報を追加する。

- ・子供向け県庁紹介ホームページ「ステップしずおかキッズ」
(平成 12 年度開設)

(オ) 県行事の情報提供

県民だより、テレビ広報、ホームページ等各種媒体をより一層活用し、県の行事などを積極的に情報提供する。

- ・地上デジタル放送完全移行に伴うデータ放送を活用した広報の充実
(平成 22 年度)

(カ) 広報のスキルアップと広報マンの育成

職員の情報発信能力の向上を図る取組を充実し、効果的かつ分かりやすい情報発信を推進する。

- ・職員の広報技術の向上を図る広報グランプリを開催 (平成 22 年度から)
- ・広報技術を備えた職員育成を図る広報研修を実施

(キ) 県政の出前講座の開催

職員が地域に赴き、県施策など様々な情報の提供と説明を行う。

(参考) これまでの開催状況

項目	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
開催回数	456	547	653	2,523	795

※20 年度は空港関連の出前講座を 1,725 回開催

(2) 県民意見を積極的に反映させる県民参加型の行政を推進

① より多くの県民の意見を聴くための多様な手法

県民との意見交換や県民からの意見や要望をいただく機会と手段の拡充、県政世論調査などのより深く課題を探る調査広聴を実施し、県民のこえの的確な把握と県政への反映に努める。

(ア) 県民が意見を伝える手段の充実

県民が県に意見を伝える手段を充実して、県民意見の把握に努める。

- ・知事広聴、さわやかタウンミーティングの開催
- ・より多くの県民の意見を聴くことができるタウンミーティングの手法の検討と実施 (平成 23 年度から)
- ・県政世論調査、インターネットモニター調査による行政課題の把握
- ・県民のこえ意見箱の設置箇所の拡大 (平成 22 年度から全市町設置)

(参考) 知事広聴及びさわやかタウンミーティングの開催状況

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
知事広聴	10回	10回	9回	10回	5回
	109人	84人	70人	78人	41人 傍聴者約1,310人
タウンミーティング	148回	183回	232回	200回	171回
	4,803人	5,603人	6,193人	5,033人	4,494人

※知事広聴は平成21年度から傍聴者を募集

(イ) 県民の意見を反映させる手法の拡充

県民意見を県政に取り入れる手法の拡充を図り、より多くの意見を県政に反映するよう努める。

- ・ 県民意見提出手続（パブリックコメント）について、規則、審査基準等の制定、改正については原則実施することとし、分かりやすい広報に努めるなど意見提出を促進（平成23年度）
- ・ 道路、河川整備などについて、計画作成や管理などに地域住民やNPO等の参加を得る協働による事業の拡充

(参考)

(i) パブリックコメントの実施件数

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
実施件数	31	29	18	31	17

(ii-1) 公共事業における協働による事業の実績

項目	20年度	21年度	22年度
取組箇所数	584	720	736

(ii-2) 特徴的な取組例

区分	内 容	
道 路	事業着手準備制度 (伊久身みちづくり委員会)	計画策定 (道路改良計画)
河 川	リバーフレンドシップ制度 (栃山川の美化活動等)	維持管理
港 湾	みなとまちづくりの推進 (田子の浦港湾内「緑地公園」のまちづくり計画等)	計画策定 (港湾環境整備)
公 園	小笠山総合運動公園における協働管理 (エコパサポーターズによる環境美化、施設見学案内など)	維持管理
農 村	一社一村しずおか運動 (松崎町石部の棚田保全活動)	維持管理
森 林	海岸防災林協働管理 (焼津海岸防災林協働管理計画の策定等)	維持管理 (海岸防災林管理)

②県民参加型の行政評価の導入

県民参加型の透明性の高い新しい行政評価手法を導入し、行政に対する県民の信頼感の向上を図る。

ア 事業仕分けの実施

事業の必要性や実施主体などについて、第三者の視点からの意見を参考に事業の見直しを行う。

a 平成 21 年度

実施日 平成 21 年 10 月 31 日～11 月 2 日

対象事業 政策的経費のうち事業費や裁量が大きい主要事業

101 事業 53,186 百万円

※政策的経費：義務的経費を除く県に裁量がある事業

b 平成 22 年度

実施日 平成 22 年 9 月 4 日～9 月 5 日

対象事業 政策的経費（文化・研究分野を除く）を含むすべての業務棚

卸表の主要事業 103 事業 43,731 百万円

（参考）事業仕分けでの県民参加の状況

年度	事業本数	班編成等	県民委員数	傍聴者数
21 年度	101 事業	3 班・3 日間	27 人	758 人
22 年度	103 事業	5 班・2 日間	29 人	446 人

イ 県民参加型の行政評価手法の導入（平成 23 年度から：資料 1 参照）

(ア) 県民参加による県の施策や事業の見直し

県の施策や事業について、県民や有識者等の意見を参考に見直しを行う。

(イ) 県民の意見を踏まえたサービスの向上

県の施設、出先機関等が提供する県民へのサービスについて、利用者の意見を踏まえて内容や質の向上につなげる。

戦略Ⅱ 効果的で能率的な行政運営

地域主権の実現に向け、大きな役割を担う市町の行財政基盤の強化を支援し、地域が自立した独自の行政運営ができるよう体制を整備するとともに、地域課題の解決に取り組むNPO等との連携、協働を促進するための環境整備に努める。あわせて、“ふじのくに”づくりに向け、行政課題に迅速かつ的確に対応できる簡素で能率的な県の組織づくりを進めるとともに、県民サービスの向上に努め、効果的で能率的な行政運営を推進する。

1 地域が自立できる行政体制の整備

住民に身近な行政は市町が担い、市町では対応が困難な広域機能や高度専門的な機能などを県が担うよう役割分担を整理し、県から市町への権限移譲を進めるとともに、自主的な市町村合併や機関等の共同設置などによる行財政基盤の強化に対する支援を行い、地域が自立できる行政体制を整備する。

また、NPO、企業、地域住民等、新しい公共の担い手との連携、協働を促進することにより、豊かで自立した地域の確立を図っていく。

(目標)

県から市町への権限移譲対象法律数 日本一 (平成21年度日本一)

NPO法人の事業費 年間200億円以上 (平成20年149億円)

(1) 権限・財源・人材の三位一体による県から市町への権限移譲の推進

市町が自主性、自立性を発揮できるよう権限移譲を推進する。

特に、小規模市町や事務執行ノウハウが少ない市町に対しても権限移譲を進めるため、市町への職員派遣制度や権限移譲事務交付金制度など、人的、財政的支援措置と一体となった権限移譲を推進する。

政令指定都市については、大都市制度に係る法制度の見直し状況を踏まえつつ、最も高次の自治機能を有する基礎自治体として、一般市町以上に自立的に住民に身近な行政を担う方向で、県と政令指定都市が連携を取りながら、権限移譲などを進めていく。

① 更なる権限移譲の推進

住民に身近な行政サービスは市町で完結できるよう、県と市町の役割分担を踏まえた権限移譲を進めるための新たな計画を策定し、推進する。(資料2参照)

(参考) 権限移譲推進計画

計 画 (期間)	区分	法令数	事務数
第1次推進計画 (平成10～12年度)	実績	(41) 37	(195) 156
第2次推進計画 (平成13～15年度)	実績	(42) 60	(362) 470
第3次推進計画 (平成16～18年度)	実績	(88) 131	(1,118) 1,303
第4次推進計画 (平成19～21年度)	実績	(22) 42	(220) 375
新たな計画 (平成23～25年度)	計画	(53)	(673)

※法令数及び事務数欄中 () は計画数

②財政的な支援

移譲された事務を円滑に実施できるよう、市町に対する効果的な財政支援措置を行う。

(参考) 権限移譲事務交付金の交付実績 (単位：百万円)

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
交付金額	241	265	265	352	390

③権限移譲を円滑に進める人的支援

移譲された事務を的確に実施できるよう人材の育成を図るため、市町の要請に基づいた県職員の派遣や市町職員の受入れなどを行う。

(2) 地域主権改革や地域課題に的確に対応できる市町の体制強化への支援

①市町の行財政基盤強化への支援

地域課題に的確に対応できる体制整備を推進するため、市町の行財政基盤強化に向けた自主的な取組に対して支援する。

(ア) 市町の行財政基盤強化への支援

各市町の要請に基づき、実情に応じた支援策の検討を行い、可能なところから随時支援に取り組む。(平成 23 年度から：資料 2 参照)

- ・自主的な市町村合併を目指す市町等に対する支援
- ・機関等の共同設置など、市町が推進する広域連携に対する支援
- ・住民自治の充実に向けた地域自治組織の活用に対する支援

(3) 県、市町等の連携による効果的な行政運営の推進

①県、市町を通じた行政執行体制の整備

ア 県と市町との連携による行政執行体制の整備

県と市町が連携して質の高いサービスを効果的、能率的に提供するため、広域連携に向けた必要な措置を講ずる。

(ア) 静岡地方税滞納整理機構への新規事務追加

静岡地方税滞納整理機構の規約を変更し、新たに以下の 2 事務を追加する。

(平成 22 年度から)

- ・課税に係る税務研修事務
- ・軽自動車関係税の申告書受付処理等事務

(参考)

(i) 平成 21 年度の活動実績 (平成 22 年 10 月末現在) (単位: 件、千円)

区 分	機構への移管		機構による徴収		
	移管件数	移管滞納額	直接徴収	納付約束	合 計
市町村	974	2,669,919	766,300	352,925	1,119,225
県	(150)	43,626	12,072	5,752	17,824
合 計	974	2,713,545	778,372	358,677	1,137,049

(ii) 平成 20 年度の活動実績 (単位: 件、千円)

区 分	機構への移管		機構による徴収		
	移管件数	移管滞納額	直接徴収	納付約束	合 計
市町村	972	3,524,962	815,872	195,829	1,011,701
県	(172)	64,903	10,417	2,352	12,769
合 計	972	3,589,865	826,289	198,181	1,024,470

※県から機構への移管は市町村の移管がある場合にのみ行われ件数は市町村と重複するため、移管件数の合計は市町村からの移管件数となる。

(イ) 電子入札システムの共同利用

県内市町の電子入札システム等の開発経費や運用面の効率化を図るため、県と市町等による共同開発、共同利用を推進する。

・静岡県電子入札共同利用者協議会の設立 (平成 16 年 8 月)

(参考) 静岡県電子入札共同利用者協議会・参加団体

種 別	自 治 体 名 等
正会員 (システムの 利用を決定)	静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、函南町、長泉町 (1 県、19 市、2 町)
準会員 (システムの 利用を検討)	正会員以外の県内全ての市町、静岡県道路公社、大井川広域水道企業団 (4 市、10 町、2 団体)

イ 市町への人的支援

市町からの要請による技術職員等の派遣や県・市町の人事交流制度を活用した人的支援を行う。

(ア) 市町の要請に基づいた専門的技術を有する県職員の派遣による人的支援

専門的技術を有する県職員の派遣を引き続き行い、高い専門性が求められる業務等に対する支援を行う。

(イ) 県・市町の人事交流制度を活用した人材育成の拡大

小規模市町との交流を重点的に推進する。(平成 23 年度から)

(参考) 県と市町の交流職員数

(単位：人)

項目	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
技術派遣 (県→市町)	46	42	60	48	29	21
交流研修 (県→市町)	31	31	29	22	29	31
交流研修 (市町→県)	62	80	44	30	37	37

ウ 市町間の連携への支援

権限移譲の受け皿となるための広域連合や行政機関等の共同設置による事務の共同処理の支援等、市町の実情に応じて市町間の連携を支援し、地域の効果的な行政運営を促進する。

(ア) 市町間の連携への支援

機関等の共同設置など、市町が推進する広域連携に対する支援を行う。

エ 地域の発展への取組

県と政令指定都市、市町との役割分担の整理を行うとともに、それぞれが対等の立場で地域づくり等の見地から連携や協力を図り、効果的な行政運営を推進する。

県は、市町では対応困難な広域調整業務や高度専門的な業務を行い、県全体のサービスの向上を推進し、地域の発展に向けて市町等が効果的に取組を展開できるよう「地域のシンクタンク」として支援を行う。

(ア) 知事と市町長との協議

知事と市町長との円卓会議や地域サミット等を通じて、県と市町との共通認識を醸成し、市町との連携・協働による、広域的視点からの地域づくり等を促進する。

(参考) 知事と市町長との会議の開催状況 (平成 21 年度)

名 称	開 催 内 容
県・政令指定都市サミット	静岡市・浜松市市長との意見交換 (平成 18 年度から)
伊豆半島地域サミット	伊豆半島地域 6 市長 6 町長との意見交換 (平成 18 年度から)
東部地域サミット	東部地域 6 市長 4 町長との意見交換 (平成 19 年度から)
志太榛原・中東遠地域サミット	志太榛原・中東遠地域 9 市長 3 町長との意見交換 (平成 19 年度から)
知事と市町長との円卓会議	すべての市町長との意見交換 (平成 21 年度から)

(イ)市町との事務の協働化

市町が県から情報提供や支援を必要とする業務や、県の執行体制の見直し又は共同実施により執行が容易となる業務等について、個々の課題解決に協働して取り組み、効果的で能率的な業務執行を推進する。(資料3参照)

(ウ)行政経営協働窓口による支援

市町の行政運営に関する相談等を窓口で一括して受け付け、情報提供や助言、技術支援などを通じて疑問の解消や理解促進を図るなど、行政運営の改善を支援する。

(参考) 相談件数の推移 (22年度は12月1日現在)

項目	20年度	21年度	22年度
相談件数	94	111	50

(4)新しい公共の担い手との連携

多様な主体によりサービスが提供される、豊かで自立した地域の確立に向けて、地域が抱えるさまざまな課題の解決に取り組むNPO等の活動を支援し、協働を促進するための環境整備に努める。

①多様な担い手による協働の促進

地域住民や市町とNPO等の協働による取組を促進するため、環境整備を図る。

(ア)協働を促進するための環境整備

- ・NPO等の組織経営に関する研修会等の開催(平成22年度から)
- ・県民がNPO等に寄付をしやすい環境の整備(平成23年度から)
- ・様々な分野における新たな協働の仕組みづくりの推進

(参考) 各分野における取組例

区分	内容
環境	・協働による自然環境の保全対策と荒廃した森林の整備
福祉	・県・市町社会福祉協議会活動、民生委員児童委員活動の支援強化等により、多様な主体による地域福祉活動を推進 ・地域における福祉活動のリーダー育成や、県民ボランティアの参加を促し、住民参加型の地域福祉活動を促進 ・老人クラブなど、長寿者が活躍できる環境づくりを促進 ・「認知症サポーター」の育成を推進
災害対策	・民間事業者等との協定による物資等の確保や、中高生などの担い手を育成し、地域防災力を充実
教育	・大学間や大学と地域社会との連携を推進

社会資本整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、NPO等との意見交換会等を通じ、社会資本整備への相互理解の促進と協働ネットワークを構築・拡大 ・社会資本整備に係る協働推進のための積極的な情報発信
農 村	<ul style="list-style-type: none"> ・農地や農業用施設等を多様な主体の参加により保全管理していく「ふじのくに美農里プロジェクト」等を推進 ・農山村と企業等が、農村環境保全等の協働活動に取り組む「一社一村しずおか運動」を推進 ・棚田等の保全活動へ多様な人々が参加する機会を増やすため、「しずおか棚田・里地くらぶ」等の活動を支援 ・農業者等が簡易な工事等に取り組む「直営施工」を推進
地域コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・市町と地域コミュニティとの協働を支援 ・コミュニティ施設等の整備や、施策の充実に向けて支援 ・情報誌の発行やコミュニティフォーラムを開催 ・コミュニティ活動リーダー等の養成講座や団体表彰を実施

○新しい公共

従来は官が独占してきた領域を「公（おおやけ）」に開き、市民、企業、NPO等がともに支えあう仕組み、体制が構築された社会を指す。

②新しい公共の担い手への支援と協働の拡大

新しい公共の担い手となり得るNPO等への支援を行う。

また、県の業務についてNPO、企業等との協働の拡大を図る。（資料3参照）

(ア)新しい公共の担い手への支援

主な担い手となり得るNPO等への支援を行う。

- ・NPO等の組織経営に関する研修会等の開催（再掲）
- ・「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」の実施（平成23年度から）

(イ)協働提案制度によるNPO等との協働の推進

県の業務に関する情報を公開し、NPO、企業等からの業務実施に係る協働提案を広く受け付けるとともにその実現を図り、協働の拡大に向けた体制づくりを推進する。（平成23年度）

2 簡素で能率的な組織

地域主権時代を迎え、ますます高度化、多様化する行政需要に対して限られた人的、財政的資源により的確に対応するため、迅速な意思決定や施策展開が可能な簡素で能率的な組織づくりを一層進めていく。あわせて、行政を代替、補完する外郭団体については、団体の自主性や自立性を確保しつつ、一層効果的で能率的な活用に努める。

(目標)

計画期間中（平成 22～25 年度）における職員削減数 100 人
人口 1 万人当たりの県・市町村職員数の全国順位 5 位以内（平成 21 年度 6 位）
同規模県（人口 200 万～500 万人規模）と比較した人口 1 万人当たりの県職員数
常に最少（平成 21 年度最少）

(1) 地域主権の時代にふさわしい新たな組織の運営

① 総合計画の実現に向けた組織の在り方の見直し

国の地域主権戦略に基づく、国から県、県から政令指定都市やその他の市町への権限移譲に対応した組織の見直しを推進するとともに、総合計画の実現に向けた政策課題や市町を超えた広域的課題、多様化、高度化する行政需要等に戦略的に取り組むための見直しを行う。

(ア) 本庁組織の見直し

- a 様々な危機事案への迅速に対処できるよう危機管理体制を強化する。
 - ・危機管理部を新設（平成 22 年度）
 - ・事業継続計画（BCP）の策定（平成 23 年度）
- b 「場力」を活かし、憧れを呼ぶ“ふじのくにづくり”を推進する。
 - ・文化・観光部を新設（平成 22 年度）
- c 地域外交を推進する体制を強化する。
 - ・地域外交局の新設など推進体制の整備（平成 23 年度）
 - ・ふじのくに大使館（東京事務所）及びふじのくに領事館（大阪事務所）による在京大使館や在阪領事館との連携強化（平成 23 年度）

(イ) 出先機関等の見直し

- a 各出先機関の担うべき役割を踏まえ、簡素で能率的な組織体制づくりに向けて、存廃を含め在り方を見直す。
- b 効果的で能率的な業務の執行や優れた企画立案能力などを備えた専門人材の育成や活用の強化を図るため、分散する機関を集約し、限られた人的資源を「選択と集中」により戦略的に投入することにより、簡素で能率的な組織体制づくりを進める。
- c 支所、駐在等について、業務内容を再検証して災害等への危機管理上の必要性やその他特殊事情等に配慮しつつ、柔軟な組織体制による対応など廃止を見据えゼロベースから見直す。
- d 試験研究機関について、県民が求める需要により迅速かつ的確に対応できる運営形態の検討を行う。
- e 静岡がんセンターについて、全床開棟後の運営形態として、県立病院機構の状況等を踏まえ、地方独立行政法人化や地方公営企業法全部適用の継続も含め、最適な運営形態を検討する。
- f 公の施設について必要性を検証する。また、今後の在り方や適切な管理形態についてゼロベースから検討する。

(参考) 組織改正の状況

区分	部局	本 庁				出先機関	
		局等	室	課	総務監等	本所	支所
9年度	16	-	14	100	-	132	61
12年度	15	39	227	4	-	100	53
21年度	14	36	146	4	17	73	35
22年度	16	37	1	137	12	71	35
22-21	+2	+1	▲145	+133	▲5	▲2	±0
21-⑫	▲1	▲3	▲81	±0	-	▲27	▲18
21-⑨	▲2	-	+132	▲96	-	▲59	▲26
22-⑫	+1	▲2	▲226	+133	-	▲29	▲18
22-⑨	±0	-	▲13	+37	-	▲61	▲26

(ウ) 班制の導入（平成 22 年度）

各職場の「係・スタッフ」を業務執行単位ごとに 5 人程度の「班」に再編し、職員が一体となって働く「チーム」を作ることにより、職員一人ひとりが生き生きと働くことができる職場づくりを進める。

（班制のねらい）

- ・職員相互の協力体制
- ・職員を支え・育てる環境
- ・職員間の役割が見える職場環境

②権限移譲などを踏まえた適正な職員の配置

国と県、県と政令指定都市やその他の市町との役割分担の在り方を改めて整理し、簡素で能率的な組織体制づくりに向けて、県が担うべき役割を踏まえた適正な職員配置の在り方を検討する。

毎年度、職員数の増減内容を公表する。

(ア) 職員数の見直し

a 一般行政部門

これまで、集中改革プランをはじめ数度の定員管理計画を通じて、福祉施策実施体制や大規模プロジェクトなど強化が必要な部署には増員を図りつつ、本庁組織のフラット化、出先機関の統廃合等による執行体制の効率化や指定管理者制度の導入、業務の民間委託の推進など民間能力の活用を努めることにより、職員数の適正管理を行い、同規模県において人口 1 万人当たり最少の職員数により、効果的で能率的な行政運営を行ってきている。

しかし、今後は、事業の大幅な削減が見込めない中、経済・雇用対策の充実、医療、福祉等の社会保障関連業務への対応、地域外交の推進、観光交流人口の増加施策の推進、災害に強い地域基盤の整備など、新たな行政需要が発生しており、これまでの行政サービス水準を維持しつつ、従来の手法による職員数削減を行うことは困難な状況にある。そこで、分散している機

関の集約化、新たな業務委託の推進、公益法人等への派遣の見直しなど行財政改革の取組を積み重ねるとともに、同規模県との部門別における職員数の比較検証にもさらに取り組み、計画期間中に100人程度の職員削減を目指す。

これにより、引き続き、同規模県における人口1万人当たりの職員数が最少となるよう定員管理に努めていく。

(参考)

(i) 一般行政部門の職員数の推移と全国との比較

年 度	職員数	人口1万人 当たり職員数	同規模県 順位	全国順位	
				県のみ	市町村含
9年度	7,089	18.94	2位	8位	4位
12年度	6,757	17.97	1位	7位	3位
14年度	6,508	17.28	1位	7位	3位
17年度	6,225	16.49	1位	7位	4位
22年度	5,715	15.16	1位	8位	7位

※職員数は企業局、清水港等港湾整備事業特別会計及び流域下水道事業特別会計を含まない。

(ii) 同規模県（人口200～500万人規模：平成22年3月31日現在）

宮城県、茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県、岐阜県、京都府、広島県、福岡県、静岡県

b 教育部門

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員については、児童生徒数の動向を踏まえ、教職員定数等に関する標準法に基づく適正配置を行い、教育委員会事務局については、一般行政部門の取組に準じ適正な管理に努める。

c 警察部門

警察官については警察法等のほか、治安情勢に応じた適正な管理に努める。

(参考)

(i) 職員数の推移（資料4参照）

部 門		職 員 数			5年間の増減（増減率%）	
		12.4.1	17.4.1	22.4.1	12～17年度	17～22年度
一 般 行 政		6,986	6,468	5,911	▲518(▲7.4)	▲557(▲8.6)
病 院		1,268	1,974	928	+706(+55.7)	▲1,046(▲53.0)
教 育	大 学	428	404	81	▲24(▲5.6)	▲323(▲80.0)
	大学除く	26,754	25,721	25,024	▲1,033(▲3.9)	▲697(▲2.7)
警 察		5,973	6,618	6,849	+645(+10.8)	+231(+3.5)
計		41,409	41,185	38,793	▲224(▲0.5)	▲2,392(▲5.8)

※職員数は企業局、清水港等港湾整備事業特別会計及び流域下水道事業特別会計を含む。

(ii) 地方独立行政法人制度活用による職員数の推移

部 門	職 員 数				備 考
	導入前	導入後	増減数	増減率	
県 立 大 学	411	67	▲344	▲83.7%	制度導入：平成19年4月
県 立 3 病 院	1,539	104	▲1,435	▲93.2%	制度導入：平成21年4月
合 計	1,950	171	▲1,779	▲91.2%	

③情報システムの効率化と活用の推進

ア 情報システムの効率化

情報システムの県組織全体としての最適化を行い、開発・運用の効率化及び経費の削減を図る。

(ア) 情報システムの最適化の推進

各情報システムの改善に加え情報システム全体の最適化に努める。

- ・「情報システム最適化基本方針」の推進によるシステム開発・運営等
トータルコストの削減（平成18年11月から）

(イ) 大型コンピュータ利用システムからクライアントサーバシステムへの移行

特定業者の大型コンピュータ機器に依存し開発・保守運用のできる者が限定されるシステムから標準化されたシステムへの移行により、開発や運用保守委託に競争原理を導入し、経費の削減を図る。（平成22年度完了）

(ウ) ネットワークの統合・共同化等システム基盤の有効活用

ネットワーク、サーバなどのハードウェアやソフトウェアの統合・共同利用、類似システムのデータの共通化・一元管理等により、保守・運用負担の軽減、導入・運用経費の削減を図る。

(エ) クラウドコンピューティング等の新しい技術の活用

仮想化技術を利用したサーバ統合など情報通信技術の最新動向を常に把握するとともに、クラウドコンピューティングについては国の「自治体クラウド開発実証事業」なども検証しながら、個々の業務ごとに、技術に加え情報セキュリティや費用面も総合的に勘案し、最適なシステムを選択していく。

新技術の採用により、開発・移行期間の短縮や運用保守要員の削減、サーバ機器等資源の共同利用などから経費の削減が見込まれる。

イ 情報システム活用の推進

情報システムの活用を推進し、県民の利便性向上及び業務の効率化を図る。

(ア) 電子申請システムによる申請、届出等の行政手続きのオンライン化

「汎用電子申請システム」により、申請、届出等の手続きをオンライン化し、県民の利便性を向上する。

- ・クラウドコンピューティングの活用による新「汎用電子申請システム」への移行
- ・携帯電話からの申請機能の追加

(イ) 県税の電子申告、電子納税、納税証明書の電子化等の推進

インターネット経由で行う県税の電子申告や電子納税、納税証明書の電子化を推進する。

- ・地方税ポータルシステム（eLTAX）による法人県民税・法人事業税の電子申告（平成 17 年 8 月から）
- ・自動車保有関係手続等のワンストップサービス（OSS）による自動車税・自動車取得税の電子申告、電子納税（平成 18 年 4 月から）
- ・法人 2 税に係る電子申請・届出の開始（平成 22 年度から）
- ・すべての市町における地方税の電子申告等サービス（eLTAX）の導入に伴う市町を含めた県全体の税事務の効率化及び県民の負担の軽減（平成 24 年度中）

(ウ) 電子収納の導入（平成 18 年 4 月から）

マルチペイメントネットワークを利用した電子収納（ペイジー収納）の導入により、支払い方法の多様化を図る。

- ・OSS を利用する自動車税、自動車取得税、車庫証明手数料等の電子収納（平成 18 年度から）
- ・宅地建物取引業免許等申請手数料（平成 19 年度から）
- ・税外収入（新財務会計システム対応分）（平成 21 年度から）
- ・県営住宅使用料（平成 21 年度から）
- ・県税（申告納付分を除くすべての県税）（平成 22 年度から）

(エ) 公共事業に係る業務の電子化（平成 19 年度から本格稼働）

公共事業支援統合情報システム（CALIS/EC）により、公共事業に係る情報を電子化し、情報の共有・有効活用を図り、業務の効率化、品質の向上、建設費の縮減を推進する。

a 電子入札

- ・全入札案件を対象として実施（平成 19 年度から）
（平成 21 年度 7,639 件実施、電子入札業者の割合 99.6%）
- ・市町における共同利用の拡大
（平成 21 年度は 16 市 1 町が参加し、6,468 件実施）

b 電子納品

- ・導入が完了し全ての工事及び委託を対象として実施
- ・市町においては、一部で試行を開始

(オ) 内部管理事務の効率化

全庁的なパソコンネットワークシステムの活用により、内部管理事務の生産性の向上を図る。

- ・新人事給与システムの稼動（平成 19 年度）
- ・新財務会計システムの稼動（平成 21 年度）
- ・パソコンネットワークシステムのグループウェアを活用した事務処理システムの拡充

○クライアントサーバシステム

分散型のコンピュータシステムの一つ。プリンタなどの機器、ソフトウェア、データなどを集中管理するコンピュータ（サーバ）と、サーバが提供するソフトウェアやデータを利用するコンピュータ（クライアント）が接続されたコンピュータネットワークのこと。

○クラウドコンピューティング

ネットワーク上に存在するコンピュータ資源を活用するための情報通信技術を総称する用語で、厳密な定義はない。一般的には、利用者自らが情報システムを持つことなく、ネットワーク経由で事業者が提供するシステムを利用する形態を指す。

○ポータルシステム

利用者が最初に訪れる玄関（ポータル）となるシステム。

○マルチペイメントネットワーク

納付者、収納機関、金融機関をオンラインで結び、決済に必要な情報を電子的に共有することで、支払方法の多様化や収納情報の伝達の迅速化を可能とするシステム

○ペイジー（Pay-easy）

従来、銀行やコンビニでしか払えなかった公共料金、携帯電話料金、自動車税、国民年金保険料やインターネットショッピングの購入代金などを、金融機関のインターネットバンキングや ATM を活用して「いつでも・どこでも・かんたんに」支払えるサービス

○グループウェア

組織内の情報を共有し、業務の効率化を図るためのソフトウェア

④コンプライアンス（法令遵守）に基づく適正な業務執行

不適正経理の根絶に向けて「物品調達・物品管理システム等の見直し」、「予算執行面での適切な運用」、「内部牽制の強化」、「職員の意識改革」を盛り込んだ「不適正経理に対する再発防止策」（平成 23 年 3 月策定）を実施する。主な取組は以下のとおりである。

(ア) 物品調達・物品管理システム等の見直し

出納局が一括して契約・検収を行う「集中調達」制度について、県庁、総合庁舎に加えて単独事務所にも拡大する。

また、物品要求課が直接事業者に発注する一般調達においては、財務規則の改正など抜本的な見直しを図るとともに、所属内でのチェック機能が働くシステムを構築するため調達方法や検収方法を見直す。

- ・ 県庁サプライセンターを活用した集中調達の拡大（平成 23 年度静岡地区 13 事務所試行、平成 24 年度から全県拡大を検討）
- ・ 「印刷物作成工程表」による進捗管理などにより年度内納品を徹底（平成 22 年度から）
- ・ 夜間・休日等の災害・事故対応などやむを得ない場合に口頭決裁により契約することのできる制度を導入（平成 23 年度から）
- ・ 概算所要額により支出負担行為を行うことができるものに予定価格 3 万円未満の少額物品を追加（平成 23 年度から）

(イ) 予算執行面での適切な運用

実態に合わせた予算計上や予算流用手続き、繰越手続きなど予算執行面について適切な運用を図る。

- ・ 物品、印刷物等の経費においても、年度内納品が困難になった場合に、原則として事故繰越制度で対応（平成 22 年度末から）

(ウ) 内部牽制の強化

会計・物品事務指導、検査を充実し、適正な会計事務を推進する。

- ・ 事業者帳簿と県の会計帳票との照合確認を抽出により行う「特別調査」を実施（平成 23 年度から）

(エ) 職員の意識改革

職員に対し、コンプライアンスの徹底に向けた意識啓発を行うとともに研修の充実、強化を図る。

- ・ 各所属で出納員等による職員を対象とした「職場リレー研修」の実施（平成 22 年度から）
- ・ 不適正経理等の根絶に向けて、新たに「コンプライアンス・ステップアップ週間」を定め、全庁的な取組を実施（平成 22 年度）

(参考) 監査機能の充実、強化

- ・ 包括外部監査の実施（平成 11 年度から）
- ・ 公認会計士による「財務に関する事務の監査」の実施（平成 14 年度から）
- ・ 監査委員の識見委員を民間出身者から選任（平成 16 年度から）
- ・ 監査結果のホームページでの公表と報道機関への情報提供

(2) 外郭団体の検証と見直し

行政を代替、補完する外郭団体についてはこれまでも外郭団体改革計画を策定し、行政需要や社会環境の変化に対応して不断の見直しを行ってきたほか、点検評価表を通じて団体自ら目標を定めて経営健全化を進めるなど透明性が高く簡素な組織づくりを目指した取組を進めてきた。

これまでの成果と課題を踏まえつつ団体の必要性や在り方等を検証し、存廃を含めた見直しを行うほか外部の視点を活用して事業効果や経営状況等の検証を行うなど、団体の自主性や自立性を確保しながら一層効果的で能率的な活用に努める。

外郭団体及びその他の県出資法人（資料5参照）

外郭団体 (28 団体)	・ 地方 3 公社 ・ 県出資 25%以上の公益法人 ・ 県が出資し、職員を派遣している公益法人	3 団体 24 団体 1 団体
その他の 県出資法人 (28 団体)	・ 県出資 25%未満の公益法人 ・ 県出資の商法法人	11 団体 17 団体

※集中改革プラン（平成 17～21 年度）において、外郭団体としていた（社）静岡県観光協会については、県からの出資がなく、平成 18 年度から県職員の役員としての派遣を取り止めたことにより外郭団体の指定要件から外れている。

※地方独立行政法人は、法律により中期目標・中期計画の策定や評価委員会の設置、県議会への報告など、管理と評価の仕組みが別途整備されていることから、外郭団体には含めていない。

① 外郭団体

ア 外郭団体の活用策等の検証と見直し

多様化、高度化する県民ニーズや社会経済環境の変化などを踏まえ、外郭団体の必要性、在り方、活用策等についてゼロベースから検証し、統廃合も含めた団体ごとの見直しの方向性を決定する。（別紙 1 参照）

なお、今回検討としたものについては、検討状況の検証と見直しの具体化に努めていく。

(ア) 団体の解散

(財) 静岡県埋蔵文化財調査研究所（平成 22 年度末）

(財) 静岡総合研究機構（平成 23 年度末）

(財) 静岡県産業ビル（平成 25 年 11 月まで）

(イ) 団体の統合の検討

(財) 静岡県障害者スポーツ協会

((財) 静岡県体育協会との統合を平成 23 年度までに検討)

(ウ) 団体の組織体制や在り方の見直し、自立に向けた取組の強化など

静岡県土地開発公社（毎年度実施）

静岡県道路公社（毎年度実施）

静岡県住宅供給公社（毎年度実施）
（財）静岡県文化財団（毎年度実施）
（財）静岡県舞台芸術センター（毎年度実施）
（財）しずおか健康長寿財団（平成 23 年度）
（財）静岡県労働福祉事業協会（平成 23 年度）
（社）静岡県農業振興公社（平成 23 年度）
（財）浜松地域テクノポリス推進機構（平成 23 年度）
（財）静岡県下水道公社（平成 24 年度）
（財）静岡県青少年会館（平成 24 年度）

イ 経営の自立性の向上に向けた支援

県からの派遣職員について、従事する事業内容等を検証の上その必要性を精査し、必要最小限の範囲にとどめるとともに、役職員を新たに選任する場合は、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求めるよう、各団体に要請する。

また、事業や経営状況等の検証を通じて、新たな収入源の確保など自主財源の拡大による経営基盤の強化に努める各団体の取組を支援する。

ウ 定期的な点検評価における外部の視点の活用

毎年度、外部の視点を活用した透明性及び客観性の高い点検評価を実施し、各団体における事業の実施状況や経営状況等についての検証と見直しを行い、結果を公表する。

(ア) 定期的な点検評価の継続

- ・これまで実施してきた点検評価を継続し、各団体の事業や経営状況等について定期的な検証と見直しを実施（毎年度実施）

(イ) 外部の視点の活用

- ・上記点検評価の結果について、新たに外部の視点を取り入れた透明性及び客観性の高い評価を行い、外郭団体の一層の改革を推進（平成 23 年度から）

② その他の県出資法人

外郭団体と比べ、出資比率等から県が関与できる度合いが低いことを踏まえ、外郭団体に準じた点検評価を行い、県出資の必要性や財政関与の必要性について検証を行う。

(ア) 解散又は県関与を廃止する団体

- ・（財）静岡県建築住宅まちづくりセンター
（平成 22 年度に県からの出資金を寄付として返還）
- ・（株）浜松ファッション・コミュニティセンター
（平成 23 年中に解散予定）

(参考) 外郭団体等の見直しの主な実績

- ・ これまでに約 4 分の 1 の外郭団体を解散 (H9:38 団体 → H22:29 団体)
- ・ 外郭団体全体の常勤役職員 703 人 (平成 17 年 4 月時点) を、平成 22 年 4 月までに 248 人 (35.3%) 削減
- ・ 県が 50%以上出資する外郭団体に対し、県退職者が一般職で再雇用した場合には県で再雇用 (再任用) された場合の給与水準とするよう要請し、その他の出資法人に対しても準じた取組を要請
- ・ 公社等の出資法人に対し、県退職者を再雇用した場合には退職金を支給しないよう要請
- ・ 外郭団体等に再就職した県退職者からの県職員に対する働きかけを規制

(i) 外郭団体の解散と設立

年 度	団体の解散・設立
9 年度	(財) 静岡県産業技術協会を解散 (財) 静岡県学術教育振興財団を解散
10 年度	(財) ふれあい基金財団を解散 (財) 静岡県防災情報研究所を解散
11 年度	(財) 静岡県科学技術振興財団を解散
13 年度	(社) 静岡県家畜畜産物衛生指導協会を解散
14 年度	(財) 静岡県障害者スポーツ協会を設立
16 年度	(社) 静岡県茶文化振興協会を解散
17 年度	(社) 静岡県畜産物価格安定基金協会を解散
18 年度	(財) 世界緑茶協会を設立
19 年度	(財) 静岡県総合管理公社を解散 (財) 静岡県生涯学習振興財団を解散
20 年度	(財) 静岡県西部地域地場産業振興センターを解散

(ii) 役職員数の推移 (4 月 1 日現在)

項 目	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
常勤役職員数	703 人	591 人	556 人	500 人	490 人	455 人
17 年度比増減数 (増減率)	—	▲112 人 (▲15.9%)	▲147 人 (▲20.9%)	▲203 人 (▲28.9%)	▲213 人 (▲30.3%)	▲248 人 (▲35.3%)

3 県民サービスの向上

ますます高度化、多様化する行政需要に的確に対応し、県民に提供する行政サービスの質の向上を図るため、民間事業者等との役割分担を推進し、民間事業者の創意工夫の積極的な活用や、行政サービスの最適な提供主体への転換を進めていく。

また、県民本位の視点に立った不断の改革・改善を行い、質の高い行政サービスの提供に努める。

(目標)

指定管理者制度を導入している公の施設（25施設）の利用者数

600万人/年以上（23施設4年平均 約497万人）

NPO法人の事業費 年間200億円以上（平成20年149億円）（再掲）

(1) 民間の創意工夫を活用した行政サービスの提供

県民に提供するサービスについて、民間のできる業務は民間に任せるとともに、県の関与が必要な業務についても指定管理者や地方独立行政法人等の制度の活用のほか、企業やNPO等との協働を進めるなど、公民パートナーシップ（PPP）の考え方に基づいた取組を推進することにより、効果的で能率的な行政運営に努める。

① 民間の創意工夫の活用

公の施設の設置目的や安全管理に配慮しながら、民間の創意工夫の活用を推進し、能率的で地域のニーズに応えたサービスの充実を図る。

ア 指定管理者制度

公の施設の管理運営について、「民間にできることは民間に委ねる」ことを基本として、利用者の安全を最優先に配慮しながら、県民サービスの質の向上と適正かつ能率的な運営を図る観点から、制度の活用を図る。

(ア) 公の施設の在り方検討

制度導入施設及び県直営で管理している公の施設について、施設の必要性などを有識者等の意見を踏まえ検証し、最適な管理方針について検討する。

また、施設の設置目的に立ち返り、現在の管理運営状況について点検し、施設の必要性を再検証した結果、公の施設の適正かつ能率的な運営と県民サービスの向上を図るため、指定管理者制度が最も適切であると判断した場合は、制度を積極的に活用する。（資料6参照）

○公の施設

県が設置する施設で、①住民の利用を目的とした施設、②住民の福祉の増進を目的とした施設、③物的施設、のすべてに該当する施設。

（例）図書館、美術館、公園など

県庁舎や試験研究機関など住民の利用を目的としない施設は、公の施設に該当しない。

(イ) 指定管理期間、選定基準等の運用の見直し（平成 23 年度）

指定管理者の管理状況に対する検証や民間事業者の創意工夫の発揮などの観点から、能率的な運営を行うための適切な指定期間について検討する。

また、良好な管理実績を評価した指定管理者選定の仕組み、利用者や県民からの評価等を踏まえた選定の方法など、制度の適切な運用について検討する。

(ウ) 指定管理者制度導入施設の外部評価の徹底（平成 23 年度から）

指定管理者の果たすべき使命と期待する成果の達成度について施設の特性に応じた客観的評価（外部評価組織の設置、利用者満足度調査の実施、意見交換会の開催など）の仕組みを構築する。

(参考) 指定管理者制度導入実績（44 施設）

年 度	施設数	施 設 名
16 年度	2 施設	東部地域交流プラザ、西部地域交流プラザ
17 年度	5 施設	水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設（ウォット）、富士山こどもの国、県立水泳場、富士水泳場、武道館
18 年度	31 施設	森林公園森の家施設、森林公園施設、県民の森施設、コンベンションアーツセンター、舞台芸術公園、総合社会福祉会館、婦人保護施設清流荘、伊豆医療福祉センター、総合健康センター、労政会館（沼津・静岡・浜松）、家畜共同育成場、産業経済会館、浜松内陸コンテナ基地、漁港施設の一部（6 施設）、清水港臨港交通施設（日の出駐車場）、清水港港湾環境整備施設（日の出緑地及び遊歩道）、清水港旅客施設（待合所）、清水港港湾管理施設（港湾関連団体用業務室）、清水港湾交流センター、草薙総合運動場、遠州灘海浜公園、愛鷹広域公園、小笠山総合運動公園、吉田公園
19 年度	2 施設	男女共同参画センター、朝霧野外活動センター
21 年度	2 施設	富士見学園、静岡空港
22 年度	2 施設	浜名湖ガーデンパーク、三ヶ日青年の家

イ 市場化テスト

法令等により民間能力の活用には制約のある業務への制度導入について、国の動向を注視していく。

- ・統計調査、製造等（統計業務等）
- ・検査・登録、資格試験等（計量検定業務等）

ウ P F I

P F I 手法と従来の事業方式について、事業期間全体の財政負担額や期待されるサービス水準等を比較検証し、個々の事業ごとに総合的に評価した上で、制度を活用する。

(参考) P F I 導入実績 (4 施設)

施設名	開設、開校等時期
浜松大平台高等学校	平成 18 年 4 月
科学技術高等学校	平成 20 年 4 月
中部運転免許センター	平成 20 年 12 月
遠江総合高等学校	平成 21 年 4 月

エ 地方独立行政法人制度

自立的かつ弾力的な業務運営とともに、適切な事後評価と見直しによる業務の効率性やサービス水準が期待できることから、制度の活用を図る。

(参考) 地方独立行政法人制度導入実績

施設名	設置時期	備考
県立大学	平成 19 年 4 月	
県立 3 病院	平成 21 年 4 月	県立総合病院、こども病院 こころの医療センター
静岡文化芸術大学	平成 22 年 4 月	

② N P O 等との協働と支援

県の業務について N P O、企業等との協働を拡大し、効果的な公共サービスの提供を図る。(資料 3 参照)

また、新しい公共の担い手となり得る N P O 等への支援を行う。

(ア) 協働提案制度による N P O 等との協働の推進 (再掲)

(イ) 新しい公共の担い手への支援 (再掲)

(2) 行政サービスの質の向上を図る不断の取組

「ひとり 1 改革運動」の展開、ユニバーサルデザイン行動計画の推進、県民参加型の行政評価の導入のほか、指定管理者や地方独立行政法人などにおける評価制度の活用を通じて、県民本位で質の高いサービスの提供に努める。

① 窓口サービスの利便性向上

県民の多様なニーズに対応し、窓口の拡大や利用時間の延長など、窓口サービスの利便性の向上を図る。

- ・ペイジー収納の導入 (申告納付分を除く全税目) (平成 22 年度から)
- ・コンビニエンスストアで納付できる税目の拡大
(平成 22 年度から賦課徴収方式によるすべての税目へ拡大)

(参考) これまでの納付可能な税目

自動車税 (平成 17 年度から)

個人事業税 (平成 20 年度から)

- ・県立中央図書館図書の出借返却場所の拡大
- ・各運転免許センターでの外国人等に分かりやすい案内表示等の実施

②行政手続きの簡素化

行政手続きの簡素化を進め、県民の負担の軽減や処理の迅速化を図る。

ア 電子申請等による利便性の向上

- ・ 県税の電子申告(eLTAX)の推進
- ・ すべての市町における地方税の電子申告等サービス(eLTAX)の導入に伴う市町を含めた県全体の税事務の効率化及び県民の負担の軽減(平成24年度中)(再掲)
- ・ 法人2税に係る電子申請・届出の開始(平成22年度から)(再掲)
- ・ 本人確認手段の見直しや添付書類の省略等手続きの簡素化
- ・ 一層の利便性向上とコストの削減を目指した汎用電子申請システムの次期システムへの更新
- ・ 電子収納機能(ペイジー収納)の追加
- ・ 委任を受けた行政書士等による代理申請の環境整備

イ 公文書開示請求手続きの簡素化

- ・ 誰もが手軽に請求できるようファックスやインターネットによる受付を推進

ウ 公共事業電子入札の実施(平成19年度全面実施)

- a 電子入札(再掲)
 - ・ 全入札案件を対象として実施(平成19年度から)
(平成21年度7,639件実施、電子入札業者の割合99.6%)
 - ・ 市町における共同利用の拡大
(平成21年度は16市1町が参加し、6,468件実施)
- b 電子納品(再掲)
 - ・ 導入が完了し全ての工事及び委託を対象として実施
 - ・ 市町においては、一部で試行を開始

③県有施設におけるサービスの向上

施設の利用時間の延長やユニバーサルデザインの推進など、利用者の視点に立ったサービスの向上を図る。

- ・ 開園時間の延長、元日の開園を実施
- ・ 展望塔から見る地上絵、大規模修景花壇の整備など、花緑の充実
- ・ ホームページの魅力アップ

利用者の視点に立ったサービス向上の取組(指定管理者制度導入施設)

サービスの内容	施設数	具体例
料金の値下げや料金体系の見直し	21施設	入園料割引(富士山こどもの国)、施設料金値下げ(グランシップ)
利用可能な日や時間を拡大	11施設	利用時間延長(愛鷹広域公園)、通年営業(森林公園森の家)

多彩なイベントや講座の開催など企画催事の充実	32 施設	施設無料開放(県立水泳場)、スポーツ教室開催(武道館)
予約時期の前倒しやホームページの充実など利用しやすい環境づくり	29 施設	利用料金のコンビニ払い導入(グランシップ)

(参考)

(i) 県民満足度の向上につながったひとり1改革運動

年度	取組件数	時間節約効果	県民満足度向上	事務費節減額
17年度	12,392件 (1.45件/人)	135,377時間 (69人分)	5,301件 (42.8%)	36億7,985万円
18年度	12,590件 (1.45件/人)	97,086時間 (50人分)	5,935件 (47.1%)	36億 241万円
19年度	12,368件 (1.45件/人)	86,819時間 (44人分)	6,224件 (50.3%)	31億4,788万円
20年度	17,048件 (2.02件/人)	109,449時間 (56人分)	8,640件 (50.7%)	29億 775万円
21年度	15,722件 (1.81件/人)	108,344時間 (55人分)	8,092件 (51.5%)	16億3,580万円

※県民満足度向上欄中の割合は、取組件数における県民満足度向上に結びついた取組件数の割合

(ii) ユニバーサルデザイン行動計画(計画期間平成22~25年度)

(概要)

すべての人が自由に活動し、住む人も訪れる人も心温まる理想郷“ふじのくに”づくりを目指してユニバーサルデザイン行動計画を策定。

計画の中に行政サービスの質の向上を図るために以下の取組方針を定めて、その着実な推進を図っていく。

(1) 分かりやすい行政情報の提供

誰もが迅速かつ確実に必要な情報が入手できるよう、分かりやすい表現や表示、多様な広告媒体を利用した情報提供、情報の多言語化を進めます。

(例) リーフレットへの文字読み上げコードの掲載など

(2) 行政サービスの利便性の向上

利用しやすく満足度の高い行政サービスを提供するため、手続きの簡素化を図るとともに、様々な人に配慮した行政サービスの提供を進めます。

(例) EメールやFAXを利用した110番通報など

(3) 防災情報の提供

高齢者、障害のある人、外国人など、誰もが的確に行動し、安全を確保できるよう、多様な防災情報の提供を進めます。

(例) 全国統一デザインの避難標識の設置促進など

戦略Ⅲ 未来を見据えた戦略的な行政運営

地域主権時代の行政経営には、地域の発展のために、自らが成長戦略を立て、的確に判断し、国に頼らない独自施策を推進していく能力が求められる。

そのためには、本県の「場力」を引き出し魅力を高める企画立案能力、独自の施策の適法性を担保する優れた法務能力などを有する人材が求められる。また、独自の施策展開のためには、将来にわたる健全な財政基盤が不可欠である。

こうしたことから、“ふじのくに”の自立に向け、人材の育成や堅実な財政運営に努めていくとともに、時代を切り拓く戦略的な行政経営を推進していく。

1 次代を担う人材の育成

地域主権の実現を推進する新たな行財政運営を担う人材を育成するため、職員の意欲・能力を高め、活かす人事施策を推進し、組織全体の生産性の向上と、職員一人ひとりがやりがいを実感できる環境づくりを進めていく。

(目標)

自己の能力を職務に発揮できていると感じる職員の割合	60%以上 (54.9%)
中堅職員の専門性の向上に配慮した人事異動の割合	75%以上 (66.7%)

(1) 中長期的な視点に立った人材育成の推進

① 静岡県キャリア・デベロップメント・プログラムの推進

職員の主体的なキャリア形成意識を醸成し、意欲と能力を最大限に活用する人材開発プログラム「静岡県キャリア・デベロップメント・プログラム(CDP)」を推進し、中長期的な視点に立った計画的な人材育成を図る。

これにより、独自施策の推進に必要な企画立案能力や法務能力など、自治体の自立に必要な人材や地域の発展を支えるシンクタンクの役割を担うことができる人材を育成する。

(ア) 静岡県キャリア・デベロップメント・プログラム

a キャリア開発研修(第2期計画)の実施(平成23～27年度)

主体的なキャリア形成意識の醸成を目的とした第1期計画が終了し、自己の作成したキャリアプランやその後の活動を振り返り、仕事への能力発揮度合いを高める第2期計画に移行する。

(参考) 第1期計画の実績

(単位:人)

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	計
受講者数	581	565	485	645	477	672	3,425

b 人事異動への反映

(a) キャリア意向の人事異動への反映

職員の将来のキャリア意向と能力、適性を十分に把握し、それを最大限に反映した人事異動を実施する。

(b) 公募制度の活用

各種の公募制度を活用し、意欲ある人材を積極的に登用する。

- ・派遣研修の公募
- ・特定職場の職の公募
- ・技術職員の職種変更と事務分野への交流の公募
- ・課長職の公募
- ・専門分野のコース別公募
- ・業務経験やキャリアプランを踏まえた自己申請型の公募

c 職員研修の充実

職員の能力開発を支援するため、職務階層ごとに求められる能力に応じた体系的な研修制度を充実する。

○静岡県キャリア・デベロップメント・プログラム

職員の意思・意欲、それに対する努力・研鑽、その行動・成果を反映した人事管理を行い、より専門性の高い職員を育成しようとする長期人材育成システム。

②勤務成績評価制度の活用

評価者からの指導、助言等を通じた人材育成を推進するとともに、勤務成績を勤勉手当に適切に反映していくことにより、職員の士気を高揚し、組織力の向上を図る。

(ア) 勤務成績評価制度の活用

- a 特定幹部職員を対象とした制度の導入（平成 11 年度から）
- b 一般職員を対象とした制度の導入（平成 22 年 10 月から）
 - ・自己評価による能力の把握及び評価者からの指導、助言を通じた人材育成の推進
 - ・勤務成績の勤勉手当への適切な反映による職員の士気高揚
 - ・研修所研修との連携による人材育成の推進

(参考) 一般職員の勤務成績評価制度

年度	概要
20 年度	一部を対象とした評価制度試行の実施
21 年度	第 1 次試行、第 2 次試行の実施
22 年度	全庁リハーサルの実施（4 月から） 本格実施（10 月から）

(2) 人材と組織の活性化

①異分野との交流による人材と組織の活性化

県組織の中では得がたい技術や能力を有する民間人の活用など、異なる組織風土を持つ民間企業等との交流を通じて県組織に刺激と活力を与える。

市町、民間企業、海外等での研修など、県組織の外における様々な交流、体験などを通じて職員の視野を広め、組織の活力を高める。

また、“ふじのくに”が有する「場力」を活用して国内外との地域間交流の推進を支える人材の育成や活用、組織の整備を図る。

(ア)異分野との交流拡大による人材と組織の活性化

市町、隣接県、民間企業、海外等との交流を通じて職員の視野を広め、組織の活力を高める。

- ・ 県・市町の人事交流制度を活用した市町職員との交流機会の拡大
特に小規模市町との交流を重点的に推進（平成23年度から）（再掲）
- ・ 民間企業中堅社員との交流・共同討議の実施（平成23年度から）
- ・ 海外機関への派遣研修などによる高度な語学力や専門知識を有する職員の育成

(イ)民間人材の活用による組織体制の強化

民間人材の活用により、県組織における専門性の向上による体制強化を図る。

- ・ 地域外交の推進体制の強化
- ・ 広報機能の強化
- ・ 技術顧問による組織体制の強化

②社会経済情勢の変化に対応した人事給与制度改革

県内民間給与との均衡を図ることを基本とした人事委員会勧告や国及び他の都道府県の状況等を踏まえ、人事給与制度について引き続き適時適切に見直しを行うとともに、今後の定年延長の動向や公務員制度改革の動きにあわせ、人事給与制度改革の推進を図る。

(ア)人事委員会勧告等を踏まえた給与制度の適時適切な見直し

- a 人事委員会勧告を尊重した給与制度の見直しを行う。
- b 国や他の都道府県の状況、社会経済情勢の変化等を注視した諸手当の見直しを行う。

(イ)人事委員会報告等を踏まえた勤務時間、休暇・休業制度の適時適切な見直し

- a 人事委員会報告を踏まえた勤務時間、休暇・休業制度の見直しを行う。
- b 国や他の都道府県の状況、社会経済情勢の変化等を注視し、勤務時間、休暇・休業制度の適切な運用、適時の見直しを行う。
- c 業務の効率化や職員の意識改革を一層進めることにより時間外勤務を縮減するとともに、育児休業制度など各種休暇・休業制度を利用しやすい職場環境づくりに努める。

(ウ) 福利厚生制度の見直し

社会経済情勢の変化に応じ、他の都道府県の状況等も参考にしながら、福利厚生事業の見直しを行う。

(エ) 定年延長に向けた人事給与制度の見直し

国の定年延長に向けた制度見直しを踏まえ、人事給与制度の見直しを行う。

(オ) 人事給与に関する情報の積極的な公表

職員の任用や給与等の人事行政運営に係る情報を公表する。

- ・ 職員の任用、給与、勤務時間、服務、福利厚生事業等の人事行政運営等の状況を、県公報及び県のホームページで毎年公表（平成 17 年度から）
- ・ 職員数の状況、初任給の状況、平均給料月額等を、県民だよりで毎年公表
- ・ 職員の給与水準の状況を県のホームページで公表（平成 22 年度から）
- ・ 職員団体との交渉の経過を県のホームページで随時公表（平成 22 年度から）

(参考) 主な人事給与制度改革の状況

(i) 給与構造改革の主な取組

- ・ 年功的要素を抑制し、職務・職責を基本に勤務実績を的確に反映した給与構造への転換（平成 18 年度から）
- ・ 給料表の水準引き下げ（平均 4.8%減）（平成 18 年度から）
- ・ 調整手当の廃止及び地域手当の新設（平成 18 年度）
- ・ 管理職手当を定率制から定額制へ移行（平成 19 年度）
- ・ 地域手当の支給割合の引き下げ（県内 4%→3%）（平成 21 年度から）

(ii) 特殊勤務手当の見直し

項目	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
手当数	43	34	33	29	21	20

(iii) 農林漁業普及指導手当の見直し

- ・ 支給率を 2 区分から 1 区分へ統一（平成 17 年度から）

(iv) 退職手当の見直し

- ・ 在職期間中の貢献度に応じた手当算定方式への変更（平成 18 年度）
- ・ 不祥事を起こした職員に対する新たな支給制限制度、返納制度等の整備（平成 21 年 12 月）

(v) 旅費制度の見直し

- ・ 日当の廃止、交通費の定額支給から実費支給へ変更（平成 17 年度）
- ・ 赴任に伴う移転料の支給額の統一、海外出張の支度料の廃止（平成 21 年度）

(vi)勤務時間、休暇・休業制度の見直し

- ・ 休息時間の廃止（平成 20 年 4 月）
- ・ 育児短時間勤務制度の導入（平成 20 年 4 月）
- ・ 1 日の勤務時間を 8 時間から 7 時間 45 分に改定（平成 21 年 10 月）
- ・ 時間外勤務代休時間制度の導入（平成 22 年 4 月）
- ・ 看護休暇の取得日数等の拡大及び短期の介護休暇の導入（平成 22 年 6 月）
- ・ 時間外勤務免除制度の導入（平成 22 年 6 月）

(vii)福利厚生制度の見直し

- ・ 雇用者の責務を明確にし、実施主体等を変更（平成 18 年度）
- ・ 団体助成的な補助金を見直し、補助対象事業を厳選して事業助成へ変更（平成 18 年度）
- ・ 予算額を 3 分の 1 に縮減（平成 18 年度）
- ・ 他県の動向等を踏まえ助成額を 18 年度予算の 4 分の 1 に縮減（平成 19 年度）
- ・ 職員互助会への助成を見送り（平成 20 年度から）

(viii)行政委員会委員の報酬の見直し

- ・ 全ての非常勤の行政委員会委員等の報酬を月額から日額に改正（平成 22 年度）

(ix)再任用制度の見直し

- ・ 課長級以上の職員について能力、経験等を考慮した再任用を実施（平成 14 年度から）
- ・ 再任用職員の職域を専門分野以外へ拡大（平成 21 年度）

2 将来にわたって安心な財政運営の堅持

地域主権を確立するためには、“ふじのくに”の自立を支える財政基盤の確立や健全財政の維持が不可欠である。

限られた財源を有効に活用するために、歳出のスリム化や歳入の確保など徹底的な行財政改革に取り組み、予算配分においては選択と集中により事業の優先化や重点化を実施し、効果的で能率的な行政運営を実現する。（資料 7、資料 8 参照）

（目標）

富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくりの実現に必要な新規・拡充事業等のための財源の捻出

4 年間で 600 億円（※）

（平成 23 年度当初予算 169 億円）

県自らがコントロールできる通常債の残高

2 兆円程度を上限

（平成 21 年度末 1 兆 9,610 億円）

※600 億円は政策的に使える一般財源の半分程度に相当する額

「政策的に使える一般財源」とは、税金や交付税等の使途の特定されていない財源のうち、社会保障関係費等の義務的経費に充てた残余で、医療費助成や子育て支援など、県独自の施策に使う財源

(1) 歳出のスリム化

①事務事業の見直し

事業仕分けや県民参加型の行政評価を踏まえ、既に目的を達成した事業の廃止など事務事業の見直しを推進する。

(参考) 事業仕分けによる見直し額

年 度	仕分け本数	見直し額
21 年度	103 本(101 事業)	▲3,072 百万円
22 年度	110 本(103 事業)	▲1,540 百万円
	静岡型事業仕分けの結果 679 事業(103 事業を含む)	▲3,966 百万円

○静岡型事業仕分け

事業仕分けにおける仕分け人の意見などについて、業務棚卸表を活用して同じ施策目的を持つ他の事業に反映させ、政策的経費全般を見直す方法で、平成 22 年度に実施。

②補助金等の見直し

国、県、市町、民間団体等の役割分担を踏まえ、補助金、団体への負担金をゼロベースで見直す。

(ア) 補助金の見直し（平成 23 年度に点検評価、平成 24 年度当初予算へ反映）

- ・ 終了年次を設定するサンセット方式の導入
- ・ 補助金の外部評価の導入
- ・ 目的・目標に対する貢献度が不十分な補助金の廃止
- ・ 重複・類似している補助金の整理統合
- ・ 国庫補助制度に上乘せしている市町向け補助金（付増補助金）の見直し
- ・ 市町向け補助金の市町の財政力に応じた制度の拡大
- ・ 政令指定都市向け補助金の原則廃止
- ・ インセンティブを付与した補助金の検討

(イ) 団体への負担金の見直し

国所管公益法人等の団体への負担金のうち、法令義務のない負担金について、目的や費用対効果を検証し、廃止や減額等を見直しを行う。

③内部管理経費等の徹底した見直し

類似事業や定例化業務の見直しなどによる経費の節減など、内部管理経費の徹底した見直しを行う。

(ア) 部局類似事業の解消

国際交流、グリーンツーリズム、食育、子育て支援、障害者就労支援、マーケティング、交通安全、人づくりなど、部局間の類似事業の解消を図る。

(イ) 定例化業務の見直し

印刷物、啓発資材、表彰、大会、説明会など例年継続して実施され、定例化している業務の見直しを行う。

(ウ)業務の共通発注

庁舎管理、公用車管理等の業務について、知事部局、教育委員会、公安委員会の3者共同の一括発注等によりコストの縮減を図る。(平成24年度から)

(エ)効率的な公用車の運用

公用車運用適正化5カ年計画を策定し、軽自動車への買替促進、車両の共同利用、保守業務の共同発注等によりコストの縮減を図る。(平成24年度から)

(オ)民間能力の活用

指定管理者制度など、民間能力を積極的に活用する中で行政コストを縮減する。

(カ)予算節減努力評価制度の実施

予算節減努力評価制度を本格的に実施し、各部局の創意工夫による経費節減や財源確保を図る。(平成21年度試行、平成22年度から実施)

(参考) 予算節減努力評価制度による財源確保額

年 度	事業本数	削減額又は歳入確保額
21年度	23件	395百万円
22年度	27件	209百万円

○予算節減努力制度

創意工夫による経費節減や新たな財源確保の取組を評価し、優秀な取組を行った部局に対し、一般財源の歳出節減額の一定割合を翌年度予算において上乗せ配分する。

④投資的経費の見直し

財政状況や経済情勢等を踏まえた機動的かつ弾力的な投資水準の適正化を推進する。

(参考) 投資的経費の推移

(単位：億円)

項 目	10年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
最終予算額	5,055	2,273	2,207	2,098	2,045	2,036	1,648

⑤義務的経費の見直し

人件費、公債費等の義務的経費は、歳出の5割強を占めて高止まりし、財政の硬直化を招いており、その増加を抑制する。

⑥県有施設の効率的な管理

県有施設の再編整備や管理経費の節減等を進め、効率的な管理を行う。

(ア)県有施設の再編整備

- ・分散している試験研究機関等の集約
農林技術研究所果樹研究センター、家畜保健衛生所
- ・静岡、志太榛原、天竜、引佐地区の高等学校の再編整備

(イ) 県有施設の在り方の見直し

- ・ 施設の利用状況等を踏まえ、施設の廃止や市町・民間への移管を検討
総合健康センター、労政会館、富士山麓山の村、観音山少年自然の家ほか

(ウ) 財産の利用状況、維持管理費・修繕費情報の一元管理

県有財産情報の一元管理による予算の効率的配分等について、費用対効果の視点から導入を検討する。

(エ) 県有施設等の管理経費の節減

- ・ 土木施設長寿命化行動方針に基づく計画的な維持管理
- ・ 県有建築物の保全支援システムに基づく計画的な維持管理
- ・ 基幹的農業水利施設の機能保全計画に基づく計画的な管理経費の低減

(2) 歳入の確保

① 県税の安定的な確保

将来にわたって安定した財政運営を行っていくためには、県税収入の安定的確保が必要であり、税収増につながるよう、徴収対策の強化や納税環境の整備等を行う。

(ア) 次世代産業の創出

ふじのくに新産業創出プロジェクトや企業立地の促進等により次世代産業の創出・育成を図る。

(イ) 徴収対策の強化

数値目標を設定した徴収対策の強化を図るとともに、滞納整理機構の活用や特別徴収義務者の指定促進等、市町と協働した税収確保対策により収入率の向上と収入未済額の縮減を図る。

(ウ) 納税環境の整備

コンビニエンスストアで納付できる税目の拡大やインターネットバンキングの活用などにより県税収入の確保を図る。

② 県債の計画的な管理

財政健全化目標のもと、県債残高（通常債）の削減に努めつつ、将来の公債費負担や返済能力を考慮した県債の発行を行う。特に、国の財政状況や税収の動向に伴う特別な起債を除いた建設事業債の残高を、計画期間中に着実に削減する。

③ 未収金徴収対策の一層の強化

貸付金、家賃収入等の税以外の未収金徴収対策の取組強化を図る。

(ア) 税以外の未収債権の徴収促進（平成 22 年度から）

- ・ 全庁的な徴収対策会議を設置し、目標設定などにより徴収を強化
- ・ 研修会等による適正な債権管理の徹底や徴収技術の習得などを推進
- ・ 債権管理の統一的な基準を制定し、効率的な管理を実施

④効率的な資金運用

基金、歳計現金の運用期間を長期化するなど、更なる資金の効率的な運用を図る。

⑤未利用財産の売却促進

未利用となった県有施設の売却等を推進する。

(ア) 県有財産の売却計画に基づく未利用財産の売却

- ・ 県有財産の売却計画（平成 20～24 年度）に基づく未利用財産の売却
- ・ 平成 25 年度からの新たな売却計画の策定（平成 24 年度）

(イ) 職員住宅の適正な管理（知事部局、教育委員会、公安委員会）

職員住宅管理計画を策定し、計画的な修繕を推進するとともに未利用となった住宅の解体、処分を行う。（平成 23 年度から）

⑥受益者負担の適正化

新たな手数料の設定や、低額な手数料の見直しなど、受益者負担の適正化を図る。

⑦基金の見直し

目的を達成した基金の廃止など、基金の有効活用を推進する。

⑧歳入確保に向けた新しい取組

県有財産の活用等により、新たな視点で歳入を確保する。

(ア) ネーミングライツ（命名権）の導入

県有施設や県主催イベントへのネーミングライツの導入を検討し、可能なものから実施する。

(イ) 未利用県有施設の有効活用

出先機関の統廃合等で未利用となった庁舎スペースや売却困難な未利用県有地の、定期借地権、定期借家権を活用した貸付を行う。

(ウ) その他の歳入確保

- ・ 自動販売機の設置者の公募
（平成 23 年度試行、平成 24 年度から順次実施）
- ・ 庁舎内のエレベーターなどへの民間広告物などの掲出
（平成 22 年度試行、平成 23 年度から順次実施）
- ・ 庁舎駐車場の有効利用（貸付け、使用許可）
（平成 23 年度検討、平成 24 年度から試行）
- ・ 県主催の研修、交流会等における負担金の徴収、引上げ

(3) 国への提言

将来にわたって安心な財政運営の確立を図る。

(ア) 行政サービスの安定的提供のための一般財源総額の確保

(イ) 行政サービスと負担の不均衡の解消に向けた地方消費税等の税財源の充実

(参考) 財政の健全化に係る各指標の状況

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
経常収支比率	90.9%	90.8%	93.6%	92.5%	93.3%
起債制限比率	11.7%	10.3%	9.0%	8.6%	9.5%
実質公債費比率	12.9%	12.4%	11.6%	11.7%	13.1%
県債残高	19,296億円	19,045億円	18,994億円	19,272億円	19,610億円
将来負担比率	-	-	247.3%	248.1%	262.6%

※県債残高は一般会計で臨時財政対策債と病院債を除く

3 時代を切り拓く戦略的な行政経営の推進

地域主権時代の行政経営には、地域の発展のため自らが独自の施策を着実に推進していく必要がある。

このため、目標を定め、常に施策や事務事業の評価や見直しを行いながら、県民視点に立った成果を重視した行政経営を展開していく。また、必要とする市町に対して成果を重視した行政経営の考え方の情報発信や取組についての支援を行い、市町と協働して全県で地域の自立に努めていく。

(目標)

全職員の行財政改革に対する不断の取組

数値目標 ひとり1改革運動の件数 14,000件/年

(平成17～21年度平均取組件数 14,024件)

(1) 成果を重視した行政経営の推進

① 新しい行政評価手法を活用した行政経営の推進

ア 県民参加型の行政評価の導入 (再掲)

平成21、22年度に実施した事業仕分けの成果と課題を踏まえ、県民参加型の透明性が高い新しい行政評価手法を導入し、県の施策や事務の見直しやサービスの質の向上に努めるなど、行政に対する県民の信頼感の向上を図る。

(資料1参照)

(ア) 県民参加による県の施策や事業の見直し

(イ) 県民の意見を踏まえたサービスの向上

イ P D C A サイクルによる施策推進

施策や事務事業について P D C A サイクルによる評価と見直しに努め、総合計画の着実な推進を図る。

業務棚卸表については、柔軟な発想を生み出しやすくすることや、活用のための利便性の向上、作成のしやすさなど、様々な観点から改めて検証し、総合計画の着実な推進を図るための支援策となるよう、名称を含めて見直しを行う。

②ひとり1改革運動の推進

職員一人ひとりが改革・改善を実践することにより、職員の意識改革を促し、自ら考え行動する人材の育成を目指した「ひとり1改革運動」に全庁をあげて取り組んでいるところである。

平成10年度の導入以降進めてきた不断の改革・改善に努める組織風土の醸成の次の段階として、総合計画の推進など新たな展開を進めていく。

(ア)総合計画等の推進

広報グランプリや予算節減努力評価制度など運動のテーマを工夫することなどにより、総合計画や本大綱の着実な推進につなげていく。

(イ)班単位の取組

業務の質の向上や、班員の一体感の醸成による組織の活性化を目指し、班単位での取組を推進する。

(ウ)外郭団体等での取組

外郭団体や地方独立行政法人などに対して運動への理解を図るとともに、希望する団体への支援を行うなど、導入を促進していく。

(2)市町との協働による行政経営の推進

①県内市町の要請に応じた技術支援

県内市町の要請に応じて、行政経営に関する情報発信や技術支援を推進し、市町と協働して一層の行政の生産性の向上を図る。(資料9参照)

(ア)行政評価研修会の拡充

参加を希望する市町と県における行政評価研修会について研修テーマを拡充して実施する。

(参考) 行政評価研修会の開催実績

項目	19年度	20年度	21年度	22年度
参加市町数	4	12	22	22

(イ)市町との事務の協働化（再掲）

市町が県から情報提供や支援を必要とする業務や、県の執行体制の見直し又は共同実施により執行が容易となる業務等について、個々の課題解決に協働して取り組み、効果的で能率的な業務執行を推進する。

(ロ)行政経営協働窓口による支援（再掲）

市町の行政運営に関する相談等を窓口で一括して受け付け、情報提供や助言、技術支援などを通じて疑問の解消や理解促進を図るなど、行政運営の改善を支援する。

(ハ)市町も含めた改革・改善運動の展開（平成 23 年度から）

改革・改善運動の導入や希望する市町に対する制度設計や手法等の情報提供などによる支援を行う。

また、県や市町における取組状況や工夫等についての情報の共有を進めていく。

(3) 地域外交の推進

地域外交とは、国や地域による文化の違いを理解して、友好的互惠・互助の精神に基づき、国内外の人々と積極的に関わることにより自立した相互の信頼関係を築く地域レベルの国際交流を意味する。

海外諸国と様々な分野において、本県が有する優れた技術力等を活かしながら、相互にメリットのある交流を推進するため、これを支える人材の育成や活用、組織の整備を図る。

(ア)地域外交を支える職員の育成と確保

職員の育成や民間人材の活用により人的強化を図る。

- ・海外機関への派遣研修などによる高度な語学力や専門知識を有する職員の育成（再掲）
- ・諸外国に対する高度な交渉力を有する民間人材の活用等

(イ)地域外交を推進する体制の強化（再掲）

- ・地域外交局の新設など推進体制の整備
- ・ふじのくに大使館（東京事務所）及びふじのくに領事館（大阪事務所）による在京大使館や在阪領事館との連携強化

（参考）海外との協定締結例

年 度	名 称	部 局
19 年度	静岡県立総合病院と浙江省人民医院との友好提携協定書	健康福祉部

20 年度	山梨県、静岡県、神奈川県と上海市との相互交流並びに協力促進に関する覚書	文化・観光部
	静岡県と浙江省との防災に関する相互応援協定	危機管理部
	静岡県立中央図書館と浙江図書館との友好提携書	教育委員会
21 年度	日本国静岡県教育委員会と中華人民共和国浙江省青年連合会との間の青年友好交流に関する協定書	教育委員会
	青少年の相互交流推進に関する協定 (台湾高雄市、台北縣、高雄縣、嘉義市)	教育委員会
22 年度	災害時における救援物資の緊急輸送に関する協定 (中国東方航空)	危機管理部
	静岡県と浙江省との環境分野における友好協力協定	くらし・環境部
	静岡県立静岡がんセンターとHOPEがんのないモンゴルとの覚書 ※HOPEがんのないモンゴル モンゴルにおいてがん予防や治療等に関する活動を行う団体	がんセンター局
	日本国静岡県とモンゴル国ドルノゴビ県との相互協力に関する覚書	文化・観光部

(4) 活力にあふれた行政経営の推進

① “ふじのくに” の発展を見据えた戦略的な取組

県組織の中では得がたい技術や能力を有する民間人の活用など、異なる組織風土を持つ民間企業等との交流を通じて県組織に刺激と活力を与える。

市町、民間企業、海外等での研修など、県組織の外における様々な交流、体験などを通じて職員の視野を広め、組織の活力を高める。

また、“ふじのくに” が有する「場力」を活用して国内外との地域間交流の推進を支える人材の育成や活用、組織の整備を図る。

(ア) 異分野との交流拡大による人材と組織の活性化 (再掲)

市町、民間企業、海外等との交流を通じて職員の視野を広め、組織の活力を高める。

- ・ 県・市町の人事交流制度を活用した市町職員との交流機会の拡大
特に小規模市町との交流を重点的に推進 (平成 23 年度から)
- ・ 民間企業中堅社員との交流・共同討議の実施 (平成 23 年度から)
- ・ 海外機関への派遣研修などによる高度な語学力や専門知識を有する職員の育成

(イ) 民間人材の活用による組織体制の強化（再掲）

民間人材の活用により、県組織における専門性の向上による体制強化を図る。

- ・ 地域外交の推進体制の強化
- ・ 広報機能の強化
- ・ 技術顧問による組織体制の強化

(ウ) “ふじのくに” づくりに向けた智囊の結集

国内外で活躍する有識者の協力を得て、“ふじのくに” の重要施策や未来を見据えた戦略的な課題に取り組む体制を整備する。

(参考) 主な会議等

分野	会議名称等
県政全般	静岡県総合計画審議会 委員：松浦 康男 氏（会長） ほか 23 人 （昭和 50 年 7 月設置）
	富国有徳の理想郷“ふじのくに” づくり リーディング・アドバイザー 委員：梅原 猛 氏（最高顧問） ほか 27 人 （平成 21 年 12 月設置）
行政経営	ふじのくに行財政革新戦略会議 委員：福川 伸次 氏（座長） ほか 9 人 （平成 22 年 4 月設置）
観光・交流	富士山静岡空港の魅力を高める有識者会議 委員：山内 弘隆 氏 ほか 17 人 （平成 21 年 8 月設置）
	ふじのくに観光推進懇話会 委員：大久保 あかね 氏（会長） ほか 13 人 （平成 22 年 7 月設置）
経済・雇用対策	静岡県緊急経済対策諮問会議 委員：伊藤 元重 氏 ほか 13 人 （平成 21 年 7 月設置）
産業振興	“一級品” ものづくり委員会 委員：大坪 檀 氏（委員長） ほか 14 人 （平成 22 年 2 月設置）
危機管理	静岡県防災・原子力学術会議 委員：有馬 朗人 氏（顧問） ほか 13 人 （平成 22 年 4 月設置）

② 不断の行財政改革の推進

本大綱の実現に当たって重要なことは、計画を実践して具体的な成果を出すことである。

このような観点に立って、本大綱を着実に推進するため、取組状況の検証や評価を実施するなど、毎年度の的確な進捗管理に努める。特に、「検討」としたものについては、検討状況の検証と見直しの具体化に努めていく。

このため、外部委員から成る組織を設けて進捗状況の検証を行うとともに、指定管理者制度の運用など一層の改革・改善が必要な課題や、時代の変化等による新たな課題などに対応するため、必要に応じて検討会等を設置して見直しを進めていく。

こうした取組を県民に分かりやすく公表して透明性を高めるとともに、本大綱の趣旨に則り、常に行革の精神で改革・改善を心掛けるなど不断の行財政改革に努める。

外郭団体の見直しの方向性一覧表

I 地方3公社（3団体）		
1	静岡県土地開発公社	47
2	静岡県道路公社	47
3	静岡県住宅供給公社	47
II 県出資25%以上の公益法人（24団体）		
4	（財）静岡県総合研究機構	48
5	（社）静岡県緑化推進協会	48
6	（財）静岡県文化財団	48
7	（財）静岡県舞台芸術センター	48
8	（財）静岡県国際交流協会	49
9	（財）しずおか健康長寿財団	49
10	（財）静岡県障害者スポーツ協会	49
11	（財）静岡県腎臓バンク	49
12	（財）静岡県生活衛生営業指導センター	50
13	（財）静岡県産業ビル	50
14	（財）静岡県労働福祉事業協会	50
15	（社）静岡県農業振興基金協会	50
16	（社）静岡県農業振興公社	50
17	（財）世界緑茶協会	51
18	（社）静岡県果実生産出荷安定基金協会	51
19	（社）静岡県畜産協会	51
20	（財）静岡県漁業振興基金	51
21	（財）しずおか産業創造機構	51
22	（財）浜松地域テクノポリス推進機構	52
23	（財）静岡県コンテナ輸送振興協会	52
24	（財）静岡県下水道公社	52
25	（財）静岡県青少年会館	52
26	（財）静岡県埋蔵文化財調査研究所	52
27	（財）静岡県暴力追放運動推進センター	53
III 県が出資し、職員を派遣している公益法人（1団体）		
28	（財）浜名湖総合環境財団	53

I 地方3公社（3団体）

No	団体名	団体の現状・課題等		
		見直しの方向性	実施時期	
1	静岡県 土地開発公社	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> 国、県、市町等からの委託を受け、公共事業に必要な事業用地の先行取得を実施している。 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> 公共事業の縮減に伴い、事業規模が縮小傾向にある。 	<p><見直しの方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇事業規模に見合った効率的な組織体制を整備 ◇公共事業の減少や地価の下落などの環境変化を踏まえて公社の在り方を検討するとともに、毎年度経営状況等に関する点検評価を実施 	<p>毎年度実施</p> <p>毎年度実施</p>
2	静岡県 道路公社	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> 有料道路制度を活用した道路の建設、維持管理等を実施している。 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> 有料道路の無料開放の進捗に伴い、事業規模が縮小傾向にある。 有料道路の利用台数が横ばい傾向にある。 	<p><見直しの方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇事業規模に見合った効率的な組織体制を整備 ◇経営安定化を図るため、有料道路の利用台数を確保するための対策を実施 ◇有効活用を含め公社の在り方を検討するとともに、毎年度経営状況等に関する点検評価を実施 <p><有料道路事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 伊豆中央道 : 平成 27 年 4 月無料開放 新掛塚橋 : 平成 31 年 9 月無料開放 修善寺道路 : 平成 37 年 8 月無料開放 浜名湖新橋 : 平成 46 年 3 月無料開放 浜松駅南地下駐車場 : 平成 25 年度までに市移管 <p><一般自動車道事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 伊豆スカイライン、箱根スカイライン : 期限なし 	<p>毎年度実施</p> <p>毎年度実施</p> <p>毎年度実施</p>
3	静岡県 住宅供給公社	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> 県営住宅等の公的住宅の管理や、中堅所得者へ良質な賃貸住宅を提供する借上賃貸住宅管理事業等を実施している。 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> 借上賃貸住宅の入居率が低下し、借上賃貸住宅管理事業の赤字が継続している。 平成 14 年度をもって新規の住宅分譲を廃止しており、事業規模が縮小傾向にある。 	<p><見直しの方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇借上賃貸住宅の入居率向上対策など、実効性ある経営改善対策を実施 ◇事業規模に見合った効率的な組織体制を整備 ◇借上賃貸住宅管理事業終了（平成 29 年度）後の公社の在り方を検討するとともに、毎年度経営状況等に関する点検評価を実施 <p>県営住宅管理事業 : 平成 22 年度 15,298 戸</p> <p>都市機構住宅管理事業 : 平成 22 年度 2,408 戸</p> <p>宅地販売事業 : 平成 23 年度終了</p> <p>借上賃貸住宅管理事業 : 平成 29 年度終了</p> <p>長期割賦債権管理事業 : 平成 49 年度終了</p> <p>その他事業</p>	<p>毎年度実施</p> <p>毎年度実施</p> <p>毎年度実施</p>

II 県出資 25%以上の公益法人（24 団体）

No	団体名	団体の現状・課題等	
		見直しの方向性	実施時期
4	(財)静岡 総合研究機構	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> 県や市町からの委託を受け、職員の研修業務を実施している。 行政系の調査研究機関として、自治体からの委託による調査研究事業などを実施している。 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体が自立し、行政課題を自ら解決する体制の整備が進む中で、財団が当該事業を実施する必要性が低下している。 	
		<p><見直しの方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇研修部門は、自治体での直営化により廃止 ◇調査研究機能等の継承方法等を決定した上で、23 年度末に財団を解散 	<p>22 年度 23 年度</p>
5	(社)静岡県 緑化推進協会	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> 「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づく指定団体として、緑の募金運動や普及啓発事業などを実施している。 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> 類似団体と事業が重複し、担うべき業務を再整理する必要がある。 	
		<p><見直しの方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇現在策定中の（仮称）「ふじのくに花と緑の街づくり計画」の中で、類似団体との役割分担を整理 	<p>22 年度</p>
6	(財)静岡県 文化財団	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> グランシップを拠点に、文化鑑賞機会の提供、文化情報の提供、文化活動団体への支援など各種の文化事業を実施している。 県から、指定管理者としてグランシップの管理運営業務を受託している。 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> 県からの職員派遣や委託金（指定管理料）により、財団運営に関する県の関与が大きい。 グランシップの管理運営業務の占める割合が高く、当該業務の受託の有無が財団の運営に与える影響が大きい。 	
		<p><見直しの方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇財団の自立に向けて、プロパー職員の育成や自主財源の確保等を強化 ◇グランシップの平成 24 年度からの次期指定管理者募集までに、財団の在り方を検討し、方針を決定 	<p>毎年度実施 23 年度</p>
7	(財)静岡県 舞台芸術センター	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> 舞台芸術公園、静岡芸術劇場を拠点に、舞台芸術作品の制作や上演、舞台芸術に関する人材育成を行っている。 県から、指定管理者として舞台芸術公園の管理を受託している。 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> 県からの職員派遣や補助金により、運営に関する県の関与が大きい。 	
		<p><見直しの方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇財団の自立に向けて、プロパー職員の育成や自主財源の確保等を強化 	<p>毎年度実施</p>

No	団体名	団体の現状・課題等	
		見直しの方向性	実施時期
8	(財)静岡県国際交流協会	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間の国際交流活動の拠点として、幅広い分野での国際交流、多文化共生事業を実施している。 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町の国際交流協会と事業が類似している。 ・県の地域外交施策に対応した財団の在り方が求められている。 	
		<p><見直しの方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇市町国際交流協会との類似事業を整理 ◇県の地域外交施策に対応して、新たな役割を検討し事業の見直しを実施 	<p>23年度</p> <p>23年度</p>
9	(財)しずおか健康長寿財団	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者をはじめ県民の生きがいつくりと健康づくり事業を実施している。 ・県からの委託を受け、介護実習・普及センター等を運営している。 ・県から、指定管理者として総合健康センターの管理運営業務を受託している。 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の大半を、県からの補助金、委託金により執行しており、自主財源に乏しい。 ・総合健康センターの管理運営業務の占める割合が高く、当該業務の受託の有無が財団の運営に与える影響が大きい。 	
		<p><見直しの方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇平成24年度からの次期指定管理者募集までに、総合健康センターの在り方について方針を決定し、財団の運営体制を見直し 	<p>23年度</p>
10	(財)静岡県障害者スポーツ協会	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者スポーツの振興を図るため、普及啓発、指導員養成、障害者スポーツ大会等を実施している。 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(財)静岡県体育協会と事業が類似している。 	
		<p><見直しの方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇(財)静岡県体育協会との統合や業務移管について検討し、方針を決定 	<p>23年度</p>
11	(財)静岡県腎臓バンク	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・腎臓移植の普及促進と腎臓病等の知識の普及啓発を実施している。 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営安定化に向けて、収入確保に努める必要がある。 	
		<p><見直しの方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇賛助会費の新規獲得など収入確保策を強化 	<p>毎年度実施</p>

No	団体名	団体の現状・課題等	
		見直しの方向性	実施時期
12	(財)静岡県生活衛生営業指導センター	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> 「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づく指定団体として、生活衛生営業者への支援・指導を実施している。 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> 国の事業仕分け及び行政事業レビューにおいて、団体への支援の仕組みを抜本的に見直す必要があるとされた。 	
		<p><見直しの方向性></p> <p>◇国の事業仕分け及び行政事業レビューの結果を受け、事業効果を検証する仕組みを導入</p>	22年度
13	(財)静岡県産業ビル	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪市において静岡県産業ビルの管理運営を行い、県内企業の関西地区における活動拠点を提供している。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 社会情勢の変化により、当該事業を実施する必要性が低下している。 	
		<p><見直しの方向性></p> <p>◇平成25年11月までに財団を解散</p>	25年11月まで
14	(財)静岡県労働福祉事業協会	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> 県内勤労者の福祉の増進を図るため宿泊施設を経営している。 県から、指定管理者として労政会館管理運営業務を受託している。 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設が民間に近い形で運営されていることや、一般財団へ移行する方針などから、県関与の必要性が低下している。 	
		<p><見直しの方向性></p> <p>◇団体の在り方や県関与の在り方について検討し、方針を決定</p>	23年度
15	(社)静岡県農業振興基金協会	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> 農業者グループ等が実施する農業・農村振興事業の支援を行っている。 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> 効果的に農業、農村の振興に寄与できるよう事業内容の見直しを行う必要がある。 	
		<p><見直しの方向性></p> <p>◇より公益性が高く、効果的なものとなるよう事業内容の見直しを実施</p>	23年度
16	(社)静岡県農業振興公社	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> 新規就農者の育成や、農地集積による農業経営基盤の強化を図るための事業を実施している。 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> 県からの職員派遣が継続しており、派遣の必要性について検討する必要がある。 農地売買の実績が減少し、手数料収益が低下している。 	
		<p><見直しの方向性></p> <p>◇効率的な人員体制構築のため、県派遣職員を一部引上げ</p>	23年度
		<p>◇団体の在り方と役割について検討し、方針を決定</p>	23年度

No	団体名	団体の現状・課題等	
		見直しの方向性	実施時期
17	(財)世界緑茶協会	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> 世界の緑茶に関する情報の集積・発信や緑茶文化の提案・普及など緑茶に関する静岡の地位向上に資する事業を実施している。 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> 経営安定化に向けて、収入確保に努める必要がある。 	
		<p><見直しの方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇自主財源確保のため、自主事業の拡大や収入増に向けた取組を強化 	毎年度実施
18	(社)静岡県果実生産出荷安定基金協会	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> 果実の安定的な生産出荷の推進、果樹農業者の経営の安定、果実の需要拡大等を図るための事業を実施している。 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> 経営安定化に向けて、より一層効率的な運営に努める必要がある。 	
		<p><見直しの方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇基本財産の効果的な運用や事務事業におけるコスト削減等により、効率的な団体運営を継続 	毎年度実施
19	(社)静岡県畜産協会	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> 畜産農家の経営指導、家畜の改良・育成等に関する技術指導、家畜及び畜産物の価格安定対策等を実施している。 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> 経営安定化に向けて、より一層効率的な運営に努める必要がある。 	
		<p><見直しの方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇基本財産の効果的な運用や事務事業におけるコスト削減等により、効率的な団体運営を継続 	毎年度実施
20	(財)静岡県漁業振興基金	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> 「沿岸漁業整備法」の指定団体として、沿岸水産資源の維持・増大に向けた栽培漁業を推進している。 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> 経営安定化に向けて、より一層効率的な運営に努める必要がある。 	
		<p><見直しの方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇放流事業において、適正な受益者負担のため、遊漁者からの協力金拡大等により、収入確保策を強化 	毎年度実施
21	(財)しずおか産業創造機構	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業の経営革新及び創業の促進と経営基盤の強化、科学技術の研究開発を推進している。 ファルマバレー、フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト等を推進している。 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> 包括外部監査により、県からの派遣職員の縮小、プロパー職員の人材育成、事業別収支の的確な把握等について指摘を受けている。 	
		<p><見直しの方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇県派遣職員の段階的引上げとプロパー職員の資質向上により財団機能を強化 ◇事業別収支の把握により効率的に事業を執行 	<p>毎年度実施</p> <p>毎年度実施</p>

No	団体名	団体の現状・課題等	
		見直しの方向性	実施時期
22	(財)浜松地域テクノポリス推進機構	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松地域の主要機関として、地域産業に関する技術開発や研究開発型の中小企業の育成等の産業振興策を展開している。 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的クラスター事業の完了などを踏まえ、財団に対する県の関与について整理する必要がある。 	
		<p><見直しの方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇知的クラスター事業終了後、当該事業に係る県派遣職員を引上げ ◇浜松市を中心に検討している「はままつ産業創造センター」との機能の一体化を支援し、県関与の在り方について整理 	<p>24年度</p> <p>23年度</p>
23	(財)静岡県コンテナ輸送振興協会	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県から、指定管理者として浜松内陸コンテナ基地の管理運営業務を受託している。 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営安定化に向けて、より一層効率的な運営に努める必要がある。 	
		<p><見直しの方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇基本財産の効果的な運用や事務事業におけるコスト削減等により、効率的な団体運営を継続 	毎年度実施
24	(財)静岡県下水道公社	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・5箇所の流域下水道の維持管理業務を県から受託している。 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度末までに3箇所の流域下水道が県から市に移管されるため、移管後の執行体制について検討する必要がある。 	
		<p><見直しの方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇流域下水道移管後の団体の在り方について、市の動向を踏まえて決定 	24年度
25	(財)静岡県青少年会館	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県青少年会館の運営を通じて、青少年団体の活動の支援、青少年育成に係る事業を実施している。 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年会館の利用率が低迷しており、会館の在り方について検討する必要がある。 	
		<p><見直しの方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇財団運営の安定化に向けて、収入確保策を強化 ◇会館の在り方について検討し、方針を決定 	<p>毎年度実施</p> <p>24年度</p>
26	(財)静岡県埋蔵文化財調査研究所	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県などからの委託により、公共事業の実施に伴う埋蔵文化財の調査、研究を実施している。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業等の減少に伴い、財団としての存在意義が低下している。 	
		<p><見直しの方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇平成22年度末で財団を解散 ◇埋蔵文化財調査機能は、平成23年度から県直営化 	22年度

No	団体名	団体の現状・課題等	
		見直しの方向性	実施時期
27	(財)静岡県 暴力追放運動 推進センター	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動や、暴力団員による不当な行為についての相談業務等を実施している。 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営安定化に向けて、収入確保に努める必要がある。 	
		<p><見直しの方向性></p> <p>◇財団運営の安定化に向けて、賛助会員の新規獲得など収入確保策を強化</p>	毎年度実施

Ⅲ 県が出資し、職員を派遣している公益法人（1団体）

No	団体名	団体の現状・課題等	
		見直しの方向性	実施時期
28	(財)浜名湖 総合環境財団	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜名湖の湖面の総合的な適正利用等を促進するため、船舶の航行安全の確保や不法係留船の発生防止対策等を行っている。 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営安定化に向けて、収入（係船料）確保に努める必要がある。 	
		<p><見直しの方向性></p> <p>◇新規艇の受入により収入を確保</p>	毎年度実施

静岡県行財政改革大綱

取組一覧表

戦略Ⅰ	透明性の高い行政運営	
	1 開かれた県政の推進	5 4
戦略Ⅱ	効果的で能率的な行政運営	
	1 地域が自立できる行政体制の整備	5 6
	2 簡素で能率的な組織	5 8
	3 県民サービスの向上	6 2
戦略Ⅲ	未来を見据えた戦略的な行政運営	
	1 次代を担う人材の育成	6 4
	2 将来にわたって安心な財政運営の堅持	6 5
	3 時代を切り拓く戦略的な行政経営の推進	6 8

静岡県行財政改革大綱 取組一覧表

戦略Ⅰ 透明性の高い行政運営

1 開かれた県政の推進

項目	細項目	取組番号	具体的取組	目標	H22担当課等	実施時期(平成)					
						22	23	24	25		
		1101	県民の関心が高い情報の提供などによる日本一と誇れる情報公開の実現	県政に関心がある県民の割合 66%以上	各部局	○	○	○	○		
		1102	広報・広聴の推進等による行政運営の透明性向上と県政に対する県民参加の促進	県に意見要望等がある人のうち、伝えた人の割合 20%以上	各部局	○	○	○	○		
(1)効果的で分かりやすい情報提供により県政に対する県民の理解を促進											
①効果的で分かりやすい情報提供	ア 分かりやすい行政文書の作成	(ア)分かりやすい文書づくり運動の展開									
		1103	文書管理者会議等を通じた職員の意識改革	22年度中に研修会開催以降、運動推進	経営管理部法務文書課、各部局	○	○	○	○		
		1104	文書審査主任(仮称)の設置等による各課の文書審査体制の強化	23年度中に整備 24年度中に文書審査主任(仮称)を設置	経営管理部法務文書課、各部局		○	○	○		
		1105	分かりやすい文書作成手引きの発行	24年度中に発行	経営管理部法務文書課			○			
	イ 積極的な情報提供	(イ)行政情報の積極的な公表									
		1106	職員出張旅費の公表	23年度分から公表以降毎年度公表	経営管理部人事課、法務文書課、電子県庁課、出納局集中化推進課、各部局		○	○	○		
		1107	定例幹部職員会議の資料公表	23年度実施分から公表以降毎年度公表	企画広報部調整課		○	○	○		
		1108	幹部職員(課長級以上)の再就職状況の公表	21年度末退職者から公表 以降毎年度公表	経営管理部人事課	○	○	○	○		
		1109	規則、審査基準等の策定過程情報の原則公表	23年度から公表	経営管理部人事課、法務文書課、各部局		○	○	○		
		1110	随意契約情報のホームページでの公表	毎年度公表	経営管理部財政課、各部局	○	○	○	○		
		1111	予算書のホームページでの公表	23年度当初予算から公表以降毎年度公表	経営管理部財政課	○	○	○	○		
		1112	予算説明書のホームページでの公表	23年度当初予算から公表以降毎年度公表	経営管理部財政課	○	○	○	○		
		1113	県の財政状況を県民向けに分かりやすく公表	23年度から公表	経営管理部財政課		○	○	○		
		1114	決算書のホームページでの公表	22年度決算から公表以降毎年度公表	出納局会計指導課		○	○	○		
		1115	決算説明書のホームページでの公表	22年度決算から公表以降毎年度公表	出納局会計指導課		○	○	○		
		(イ)高齢者や障害のある人など誰もが使いやすいホームページの整備									
		1116	新しいホームページガイドラインの策定	23年度中に策定	企画広報部広報課、経営管理部電子県庁課	○	○				
		1117	新ガイドラインに沿った県ホームページの作成	23年度以降、全HPをガイドラインに沿って作成	企画広報部広報課、経営管理部電子県庁課、各部局		○	○	○		
		(イ)動画情報の充実									
1118	インターネットを活用した動画による情報の提供	動画情報の提供件数年間208件	企画広報部広報課	○	○	○	○				
1119	民間動画サイトを活用した情報発信		企画広報部広報課	○	○	○	○				

		(エ)子供向け県庁紹介ホームページの充実					
1120	子供向けホームページに各部署の情報を追加	毎年度、各部署での子供向け紹介ページを拡充	企画広報部広報課、各部署	○	○	○	○
		(オ)県行事の情報提供					
1121	県民だより、テレビ広報、ホームページ等による県の行事などの情報提供	掲載率100%	企画広報部広報課、各部署	○	○	○	○
1122	データ放送を活用した広報の充実	情報提供件数 年間312件	企画広報部広報課、各部署	○	○	○	○
		(カ)広報のスキルアップと広報マンの育成					
1123	職員の広報技術の向上を図る広報グランプリを開催	グランプリへの応募件数 年間39件	企画広報部広報課	○	○	○	○
1124	広報技術を備えた職員育成を図る広報研修を実施	研修開催回数 年間8回	企画広報部広報課	○	○	○	○
		(キ)県政の出前講座の開催					
1125	職員が地域に赴き、県施策など様々な情報の提供と説明	出前講座の開催回数 年間700回	企画広報部広報課、各部署	○	○	○	○

(2)県民意見を積極的に反映させる県民参加型の行政を推進

①より多くの県民の意見を聴くための多様な手法	(ア)県民が意見を伝える手段の充実								
	1126	知事広聴の開催	毎年度、必要案件に応じて開催	企画広報部広報課、各部署	○	○	○	○	
	1127	より多くの県民の意見を聴くことができるタウンミーティングの手法の検討と実施	開催回数200回	企画広報部広報課、各部署	○	○	○	○	
	1128	県政世論調査による行政課題の把握	毎年度実施	企画広報部広報課、各部署	○	○	○	○	
	1129	インターネットモニター調査による行政課題の把握	年間調査回数16回	企画広報部広報課、各部署	○	○	○	○	
	1130	県民のこえ意見箱の設置箇所の拡大	設置箇所数100箇所	企画広報部広報課	○	○	○	○	
	(イ)県民の意見を反映させる手法の拡充								
	1131	規則、審査基準等について県民意見提出手続(パブリックコメント)を原則実施	パブリックコメントの実施件数(全体)40件	経営管理部人事課、法務文書課、各部署		○	○	○	
	1132	道路、河川整備などにおいて、計画作成や管理などに地域住民やNPO等の参加を得る協働事業の拡充	必要な箇所について実施	交通基盤部技術管理課	○	○	○	○	
	②県民参加型の行政評価の導入	ア 事業仕分けの実施	1133	事業の必要性や実施主体について第三者の視点から見直し	22年度までに政策的経費全般を見直し	経営管理部行政改革課	○		
イ 県民参加型の行政評価手法の導入		(ア)県民参加による県の施策や事業の見直し							
		1134	県の施策や事業について県民や有識者等の意見を参考に見直し	23年度から実施	経営管理部行政改革課		○	○	○
		(イ)県民の意見を踏まえたサービスの向上							
1135	県の施設、出先機関等のサービスについて利用者の意見を踏まえ内容や質を向上	23年度試行 24年度から順次導入	経営管理部行政改革課		○	○	○		

(大綱策定後の新たな取組)

項目	細項目	取組番号	具体的取組	目標	H22担当課等	実施時期(平成)			
						22	23	24	25

戦略Ⅱ 効果的で能率的な行政運営

1 地域が自立できる行政体制の整備

項目	細項目	取組番号	具体的取組	目標	H22担当課等	実施時期(平成)				
						22	23	24	25	
		2101	市町への権限移譲や行財政基盤の強化に対する支援	権限移譲対象法律数 日本一	各部局	○	○	○	○	
		2102	NPO等、新しい公共の担い手との連携・協働を促進するための環境整備	NPO法人の事業費 年間200億円以上	各部局	○	○	○	○	
(1)権限・財源・人材の三位一体による県から市町への権限移譲の推進										
①更なる権限移譲の推進		2103	権限移譲を進めるための新たな計画を策定し、推進	権限移譲対象法律数 日本一	経営管理部地域主権室	○	○	○	○	
②財政的な支援		2104	市町に対する効果的な財政支援措置		経営管理部地域主権室	○	○	○	○	
③権限移譲を円滑に進める人的支援		2105	市町の要請に基づいた県職員の派遣や市町職員の受入れ		経営管理部人事課、自治行政課	○	○	○	○	
(2)地域主権改革や地域課題に的確に対応できる市町の体制強化への支援										
①市町の行財政基盤強化への支援	(ア)市町の行財政基盤強化への支援									
		2106	自主的な市町村合併を目指す市町等に対する支援	自主的取組に対する枠組み形成率 100%	経営管理部地域主権室		○	○	○	
		2107	機関等の共同設置など、市町が推進する広域連携に対する支援	自主的取組に対する枠組み形成率 100%	経営管理部地域主権室		○	○	○	
		2108	住民自治の充実に向けた地域自治組織の活用に対する支援	自主的取組に対する枠組み形成率 100%	経営管理部地域主権室		○	○	○	
(3)県、市町等の連携による効果的な行政運営の推進										
①県、市町を通じた行政執行体制の整備	ア 県と市町との連携による行政執行体制の整備	(ア)静岡地方税滞納整理機構への新規事務追加								
			2109	課税に係る税務研修事務の追加	22年度中に追加	経営管理部税務課	○	○	○	○
			2110	軽自動車関係税の申告書受付処理等事務の追加	22年度中に追加	経営管理部税務課	○	○	○	○
		(イ)電子入札システムの共同利用								
		2111	電子入札システム共同利用の推進	27市町の参加	交通基盤部技術管理課	○	○	○	○	
	イ 市町への人的支援	(ア)市町の要請に基づいた専門的技術を有する県職員の派遣による人的支援								
			2112	専門的技術を有する県職員の派遣により専門的業務等に対し支援	毎年度、要請に応じて派遣	経営管理部人事課、自治行政課	○	○	○	○
		(イ)県・市町の人事交流制度を活用した人材育成の拡大								
			2113	人事交流の促進	中小市町を重点として 100人以上を交流	経営管理部人事課、自治行政課	○	○	○	○
		2114	小規模市町との交流を重点的に推進		経営管理部人事課、自治行政課		○	○	○	
ウ 市町間の連携への支援	(ア)市町間の連携への支援									
		—	機関等の共同設置など、市町が推進する広域連携に対する支援(再掲)	自主的取組に対する枠組み形成率 100%	経営管理部地域主権室		○	○	○	
エ 地域の発展への取組	(ア)知事と市町長との協議									
		2115	地域サミットの開催	政令指定都市サミット、伊豆半島、東部、志太榛原・中東遠地域で年間各1回開催	企画広報部地域政策課	○	○	○	○	
		2116	知事と市町長との円卓会議の開催	毎年度、必要案件に応じて開催	経営管理部自治行政課	○	○	○	○	

	(イ)市町との事務の協働化								
	2117	市町が情報提供・支援を必要とする業務、共同実施できる業務等に協働して取り組み	年間取組件数130件	経営管理部行政改革課、各出局		○	○	○	○
	(ウ)行政経営協働窓口による支援								
	2118	市町の行政運営の相談等を一括して窓口で受け付け	相談への回答率 100%	経営管理部行政改革課	○	○	○	○	○
(4)新しい公共の担い手との連携									
①多様な担い手による協働の促進	(ア)協働を促進するための環境整備								
	2119	NPO等の組織経営に関する研修会等の開催	年間開催回数30回	くらし・環境部県民生活課	○	○	○	○	○
	2120	県民がNPO等に寄付しやすい環境の整備	23年度中に環境整備以降取組を推進	くらし・環境部県民生活課		○	○	○	○
	2121	協働による自然環境の保全対策と荒廃した森林の整備	「新たな公共」担い手支援の取組 年間15件以上	交通基盤部森林計画課	○	○	○	○	○
	2122	県・市町社協、民生児童委員活動等、多様な主体の地域福祉活動を推進		健康福祉部地域福祉課	○	○	○	○	○
	2123	地域福祉活動のリーダー育成、県民ボランティアの参加促進等、住民参加型の地域福祉活動を促進		健康福祉部地域福祉課	○	○	○	○	○
	2124	老人クラブなど、長寿者が活躍できる環境づくりを促進		健康福祉部長寿政策課	○	○	○	○	○
	2125	「認知症サポーター」の育成を推進		健康福祉部長寿政策課	○	○	○	○	○
	2126	民間事業者等との協定による物資等確保や、中高生などの担い手を育成、地域防災力を充実		危機管理部危機政策課、危機情報課	○	○	○	○	○
	2127	大学間や大学と地域社会との連携を推進		文化・観光部大学課	○	○	○	○	○
	2128	地域住民、NPO 等との意見交換会等を通じ、社会資本整備への相互理解促進と協働ネットワークを構築・拡大		交通基盤部技術管理課	○	○	○	○	○
	2129	社会資本整備に係る協働推進のための積極的な情報発信		交通基盤部技術管理課	○	○	○	○	○
	2130	「ふじのくに美農里プロジェクト」等を推進		交通基盤部農地保全課	○	○	○	○	○
	2131	「一社一村しずおか運動」を推進	交通基盤部農地保全課	○	○	○	○	○	
	2132	「しずおか棚田・里地くらぶ」等の活動を支援	交通基盤部農地保全課	○	○	○	○	○	
	2133	農業者等が簡易な工事等に取り組む「直営施工」を推進	交通基盤部農地整備課、農地保全課	○	○	○	○	○	
	2134	市町と地域コミュニティとの協働を支援	経営管理部自治行政課	○	○	○	○	○	
	2135	コミュニティ施設等の整備や、施策の充実に向けて支援	経営管理部自治行政課	○	○	○	○	○	
	2136	情報誌の発行やコミュニティフォーラムを開催	経営管理部自治行政課	○	○	○	○	○	
2137	コミュニティ活動リーダー等の養成講座や団体表彰を実施	経営管理部自治行政課	○	○	○	○	○		
②新しい公共の担い手への支援と協働の拡大	(ア)新しい公共の担い手への支援								
	-	NPO等の組織経営に関する研修会の開催(再掲)	開催回数 年間30回	くらし・環境部県民生活課	○	○	○	○	○
	2138	「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」の実施	23・24年度実施	くらし・環境部県民生活課		○	○		
	(イ)協働提案制度の実施によるNPO等との協働の推進								
	2139	NPO、企業等からの業務実施に係る協働提案等を広く受け付け	協働事業の実績件数 年間250件	経営管理部行政改革課、各出局		○	○	○	○

2 簡素で能率的な組織

項目	細項目	取組番号	具体的取組	目標	H22担当課等	実施時期(平成)						
						22	23	24	25			
		2201	簡素で能率的な組織づくりの推進や外郭団体の効果的で能率的な活用	計画期間中(平成22~25年度)における職員削減数 100人 人口1万人当たりの県・市町村職員数の全国順位5位以内 同規模県と比較した人口1万人当たりの県職員数常に最少	各部署	○	○	○	○			
(1)地域主権の時代にふさわしい新たな組織の運営												
①総合計画の実現に向けた組織の在り方の見直し		(ア)本庁組織の見直し										
		2202	様々な危機事案への迅速な対処のため危機管理体制を強化(危機管理部の設置)	毎年度、状況に応じて組織の見直し	経営管理部人事課	○	○	○	○			
		2203	事業継続計画(BCP)の策定	23年度までに策定	経営管理部人事課	○	○	○	○			
		2204	「場力」を活かし憧れを呼ぶ”ふじのくにづくり”を推進(文化・観光部の設置)	毎年度、状況に応じて組織の見直し	経営管理部人事課	○	○	○	○			
		2205	地域外交局の新設など推進体制の整備	25年度までに体制整備以降推進	経営管理部人事課		○	○	○			
		2206	ふじのくに大使館(東京事務所)による在京大使館との連携強化	23年度までに組織見直し以降推進	経営管理部人事課		○	○	○			
		2207	ふじのくに領事館(大阪事務所)による在阪領事館との連携強化	23年度までに組織見直し以降推進	経営管理部人事課		○	○	○			
		(イ)出先機関等の見直し										
		2208	各出先機関の担うべき役割を踏まえ、存廃を含め在り方を見直し	毎年度検討、方針に従い実施	経営管理部人事課	○	○	○	○			
		2209	分散している機関の集約と人的資源の戦略的投入	毎年度検討、方針に従い実施	経営管理部人事課	○	○	○	○			
		2210	支所、駐在等について、廃止を見据えゼロベースから見直し	毎年度検討、方針に従い実施	経営管理部人事課	○	○	○	○			
		2211	静岡がんセンターについて、全床開棟後、最適な運営形態を検討	全床開棟後3年以内に方針検討	がんセンター局	○	○	○	○			
		2212	公の施設の必要性、今後の在り方、適切な管理形態についてゼロベースから検証	毎年度、全施設における方針確認	経営管理部人事課、行政改革課	○	○	○	○			
		②権限移譲などを踏まえた適正な職員の配置		(ア)職員数の見直し								
				2214	一般行政部門につき、同規模県で人口1万人当たりの職員数が最少となるような定員管理	毎年度、同規模県で最少となるよう見直し	経営管理部人事課	○	○	○	○	
2215	教職員につき、児童生徒数の動向を踏まえ、教職員定数等に関する標準法に基づき適正配置			毎年度、状況に応じて見直し	教育委員会事務局	○	○	○	○			
2216	教育委員会事務局について、一般行政部門の取組に準じ適正管理			毎年度、状況に応じて見直し	教育委員会事務局	○	○	○	○			
2217	警察官については警察法等のほか、治安情勢に応じて適正に管理			毎年度、状況に応じて見直し	警察本部警務課	○	○	○	○			
③情報システムの効率化と活用の推進		(ア)情報システムの最適化の推進										
		2218	「情報システム最適化基本方針」の推進によるトータルコストの削減	毎年度実施	経営管理部電子県庁課	○	○	○	○			
		(イ)大型コンピュータ利用システムからクライアントサーバシステムへの移行										
		2219	特定業者の大型コンピュータ機器から標準化されたシステムへ移行し経費削減	22年度までに移行	経営管理部電子県庁課	○						
		(ウ)ネットワークの統合・共同化等システム基盤の有効活用										

	2220	ハード・ソフトウェアの統合・共同利用、類似システムのデータの共通化・一元管理	23年度までに検討以降検討方針に従い取組	経営管理部電子県庁課		○	○	○	○
	(エ)クラウドコンピューティング等の新しい技術の活用								
	2221	情報通信技術の最新動向を把握し、個々の業務ごとに最適なシステムを選択	23年度までに検討以降検討方針に従い取組	経営管理部電子県庁課		○	○	○	○
イ 情報システム活用の推進	(ア)電子申請システムによる申請、届出等の行政手続きのオンライン化								
	2222	新「汎用電子申請システム」への移行	23年度までに更新以降システムを運用	経営管理部電子県庁課		○	○	○	○
	2223	携帯電話からの申請機能の追加	23年度までに追加	経営管理部電子県庁課		○	○	○	○
	(イ)県税の電子申告、電子納税、納税証明書の電子化等の推進								
	2224	県税の電子申告等(eLTAX)の推進	電子申告率50%以上	経営管理部税務課		○	○	○	○
	2225	法人2税に係る電子申請・届出の開始	22年度開始	経営管理部税務課		○	○	○	○
	(ウ)電子収納の導入								
	2226	マルチペイメントネットワークを利用した電子収納(ペイジー収納)の導入	システムごとに速やかに導入検討	経営管理部電子県庁課		○	○	○	○
	(エ)公共事業に係る業務の電子化								
	2227	公共事業支援統合情報システムによる情報の共有・有効活用	全案件の電子入札	交通基盤部技術管理課		○	○	○	○
	(オ)内部管理事務の効率化								
	2228	新人事給与システムの稼働	システムの円滑な管理運用	経営管理部電子県庁課		○	○	○	○
	2229	新財務会計システムの稼働		経営管理部電子県庁課		○	○	○	○
	2230	パソコンネットワークシステムのグループウェアを活用した事務処理システムの拡充	毎年度実施	経営管理部電子県庁課		○	○	○	○
④コンプライアンス(法令遵守)に基づく適正な業務執行	(ア)物品調達・物品管理システム等の見直し								
	2231	県庁サプライセンターを活用した集中調達の拡大	平成23年度静岡地区試行平成24年度以降全県拡大検討	出納局用度課		○	○	○	○
	2232	「印刷物作成工程表」による進捗管理などにより年度内納品を徹底	22年度実施以降周知	出納局用度課、各一部局		○	○	○	○
	2233	夜間・休日等の災害・事故対応などやむを得ない場合の口頭決裁制度を導入	23年度実施以降周知徹底	経営管理部財政課、出納局会計指導課、各一部局		○	○	○	○
	2234	概算所要額により支出負担行為を行うことができるものに少額物品を追加	23年度実施以降周知徹底	経営管理部財政課、出納局会計指導課、各一部局		○	○	○	○
	2235	物品要求書の導入による調達方法(手続き)の見直し	23年度実施以降周知徹底	出納局用度課、各一部局		○	○	○	○
	2236	納品書への署名・押印による検収方法の見直し	23年度実施以降周知徹底	出納局用度課、各一部局		○	○	○	○
	(イ)予算執行面での適切な執行								
	2237	事故繰越の適切な運用	22年度実施以降周知徹底	経営管理部財政課、各一部局		○	○	○	○
	2238	実態に合わせた予算計上の徹底	22年度実施以降周知徹底	経営管理部財政課、各一部局		○	○	○	○
	2239	予算流用手続きの周知徹底	22年度実施以降周知徹底	経営管理部財政課、各一部局		○	○	○	○
	(ウ)内部牽制の強化								

	2240	事業者帳簿と県の会計帳票との照合確認を抽出により行う「特別調査」を単独事務所中心に実施	調査実施箇所 年間10箇所	出納局用度課		○	○	○			
(エ)職員の意識改革											
	2241	物品調達手続き等の事項につき各所属の物品取締員による「職場リレー研修」を実施	全所属で実施	出納局用度課、各部署	○	○	○	○			
	2242	「コンプライアンス・ステップアップ週間」を設定し意見交換会等を実施	全所属で実施	経営管理部人事課、各部署	○						
(2)外郭団体の検証と見直し											
①外郭団体	ア 外郭団体の活用策等の検証と見直し	(ア)地方3公社									
		2243	静岡県土地開発公社	「(別紙1)外郭団体の見直しの方向性一覧表に従い実施	交通基盤部公共用地課	○	○	○	○		
		2244	静岡県道路公社		交通基盤部道路保全課	○	○	○	○		
		2245	静岡県住宅供給公社		くらし・環境部住まいづくり課	○	○	○	○		
		(イ)県出資25%以上の公益法人									
		2246	(財)静岡総合研究機構	「(別紙1)外郭団体の見直しの方向性一覧表に従い実施	企画広報部総務課	○	○				
		2247	(社)静岡県緑化推進協会		くらし・環境部環境ふれあい課	○	○	○	○		
		2248	(財)静岡県文化財団		文化・観光部文化政策課	○	○	○	○		
		2249	(財)静岡県舞台芸術センター		文化・観光部文化政策課	○	○	○	○		
		2250	(財)静岡県国際交流協会		文化・観光部国際課		○	○	○		
		2251	(財)しずおか健康長寿財団		健康福祉部長寿政策課		○	○	○		
		2252	(財)静岡県障害者スポーツ協会		健康福祉部障害者政策課		○	○	○		
		2253	(財)静岡県腎臓バンク		健康福祉部疾病対策課	○	○	○	○		
		2254	(財)静岡県生活衛生営業指導センター		健康福祉部衛生課	○	○	○	○		
		2255	(財)静岡県産業ビル		経済産業部管理局総務監	○	○	○	○		
		2256	(財)静岡県労働福祉事業協会		経済産業部労働政策課		○	○	○		
		2257	(社)静岡県農業振興基金協会		経済産業部農業振興課		○	○	○		
		2258	(社)静岡県農業振興公社		経済産業部農業振興課		○	○	○		
		2259	(財)世界緑茶協会		経済産業部茶業農産課	○	○	○	○		
		2260	(社)静岡県果実生産出荷安定基金協会		経済産業部みかん園芸課	○	○	○	○		
		2261	(社)静岡県畜産協会		経済産業部畜産課	○	○	○	○		
		2262	(財)静岡県漁業振興基金		経済産業部水産資源課	○	○	○	○		
		2263	(財)しずおか産業創造機構		経済産業部商工振興課	○	○	○	○		
		2264	(財)浜松地域テクノポリス推進機構		経済産業部商工振興課		○	○	○		
		2265	(財)静岡県コンテナ輸送振興協会		経済産業部企業立地推進課	○	○	○	○		

		2266	(財)静岡県下水道公社		交通基盤部生活排水課			○	○		
		2267	(財)静岡県青少年会館		教育委員会社会教育課	○	○	○	○		
		2268	(財)静岡県埋蔵文化財調査研究所		教育委員会文化財保護課	○					
		2269	(財)静岡県暴力追放運動推進センター		警察本部組織犯罪対策課	○	○	○	○		
		(ウ)県が出資し、職員を派遣している公益法人									
		2270	(財)浜名湖総合環境財団	「(別紙1)外郭団体の見直しの方向性一覧表」に従い実施	交通基盤部河川砂防管理課	○	○	○	○		
	イ 経営の自立性の向上に向けた支援	2271	県からの派遣職員について、必要性を精査し、必要最小限の範囲に限定	毎年度実施	経営管理部人事課、行政改革課、各局	○	○	○	○		
2272		新たに役職員を選任する場合、職務権限や責任にふさわしい人材を広く募集するよう要請	毎年度実施	経営管理部人事課、行政改革課、各局	○	○	○	○			
2273		事業や経営状況等の検証を通じて、経営基盤の強化に努める各団体の取組を支援	毎年度実施	経営管理部行政改革課、各局	○	○	○	○			
	ウ 定期的な点検評価における外部の視点の活用	(ア)定期的な点検評価の継続									
		2274	毎年度、各団体の事業や経営状況等について定期的な検証と見直しを実施	毎年度実施	経営管理部行政改革課、各局	○	○	○	○		
		(イ)外部の視点の活用									
		2275	点検評価の結果について、新たに外部の視点を取り入れた評価を実施	23年度から実施	経営管理部行政改革課、各局			○	○	○	○
②その他の県出資法人	解散又は県関与の廃止	2276	(財)静岡県建築住宅まちづくりセンター	22年度に県出資金を返還	くらし・環境部建築安全推進課	○					
		2277	(株)浜松ファッション・コミュニティセンター	23年中に解散予定	経済産業部地域産業課	○	○				
	外郭団体に準じた点検評価の実施	2278	(財)静岡県グリーンバンク	毎年度実施	くらし・環境部環境政策課	○	○	○	○		
		2279	(財)浜松観光コンベンションビューロー	毎年度実施	文化・観光部観光政策課	○	○	○	○		
		2280	(財)静岡観光コンベンション協会	毎年度実施	文化・観光部観光政策課	○	○	○	○		
		2281	(財)浜松国際交流協会	毎年度実施	文化・観光部国際課	○	○	○	○		
		2282	(財)静岡県アイバンク	毎年度実施	健康福祉部疾病対策課	○	○	○	○		
		2283	(財)静岡県生活科学検査センター	毎年度実施	健康福祉部薬事課	○	○	○	○		
		2284	(財)静岡県勤労者信用基金協会	毎年度実施	経済産業部労働政策課	○	○	○	○		
		2285	(社)静岡県農協保証センター	毎年度実施	経済産業部組合金融課	○	○	○	○		
		2286	(財)静岡県特産野菜生産出荷安定資金協会	毎年度実施	経済産業部みかん園芸課	○	○	○	○		
		2287	(社)静岡県林業会議所	毎年度実施	交通基盤部森林計画課	○	○	○	○		
		2288	(株)ドリームウェーブ静岡	毎年度実施	企画広報部情報政策課	○	○	○	○		
		2289	(株)メディア・ミックス静岡	毎年度実施	企画広報部情報政策課	○	○	○	○		
		2290	(株)伊豆急ケーブルネットワーク	毎年度実施	企画広報部情報政策課	○	○	○	○		
		2291	浜松ケーブルテレビ(株)	毎年度実施	企画広報部情報政策課	○	○	○	○		
		2292	天竜浜名湖鉄道(株)	毎年度実施	文化・観光部交通政策課	○	○	○	○		

	2293	(株)エイ・ピー・アイ	毎年度実施	経済産業部雇用推進課	○	○	○	○
	2294	(株)静岡茶市場	毎年度実施	経済産業部茶業農産課	○	○	○	○
	2295	(株)浜名湖国際頭脳センター	毎年度実施	経済産業部商工振興課	○	○	○	○
	2296	清水港振興(株)	毎年度実施	経済産業部企業立地推進課	○	○	○	○
	2297	小笠山麓開発(株)	毎年度実施	交通基盤部道路企画課	○	○	○	○
	2298	磐田原総合開発(株)	毎年度実施	交通基盤部道路企画課	○	○	○	○
	2299	清水埠頭(株)	毎年度実施	交通基盤部港湾企画課	○	○	○	○
	22100	田子の浦埠頭(株)	毎年度実施	交通基盤部港湾企画課	○	○	○	○
	22101	沼津埠頭(株)	毎年度実施	交通基盤部港湾企画課	○	○	○	○
	22102	御前崎埠頭(株)	毎年度実施	交通基盤部港湾企画課	○	○	○	○
	22103	清水コンテナターミナル(株)	毎年度実施	交通基盤部港湾企画課	○	○	○	○

3 県民サービスの向上

項目	細項目	取組番号	具体的取組	目標	H22担当課等	実施時期(平成)			
						22	23	24	25
		2301	民間事業者等との役割分担、民間事業者の創意工夫の積極的な活用と、質の高い行政サービスの提供	指定管理者制度を導入している公の施設の利用者数 600万人/年以上 NPO法人の事業費(再掲)年間200億円以上	各部局	○	○	○	○
(1)民間の創意工夫を活用した行政サービスの提供									
①民間の創意工夫の活用	ア 指定管理者制度	(ア)公の施設の在り方検討							
		2302	公の施設につき、必要性などを有識者等の意見を踏まえ検証し、最適な管理方針を検討	毎年度、全施設における方針確認	経営管理部行政改革課、各部局	○	○	○	○
		2303	指定管理者制度が最も適切であると判断した場合は、制度を積極的に活用	制度が適切である場合、速やかに導入	経営管理部行政改革課、各部局	○	○	○	○
		(イ)指定管理期間、選定基準等の運用の見直し							
		2304	指定管理者の適切な指定期間について検討	23年度までに方針検討以降実施	経営管理部行政改革課、各部局		○	○	○
		2305	良好な管理実績を評価した指定管理者選定の仕組みを検討	23年度までに方針検討以降実施	経営管理部行政改革課、各部局		○	○	○
		2306	利用者や県民からの評価等を踏まえた選定の方法など制度の適切な運用について検討	23年度までに方針検討以降実施	経営管理部行政改革課、各部局		○	○	○
		(ウ)指定管理者制度導入施設の外部評価の徹底							
		2307	施設の特性に応じ客観的評価(外部評価、満足度調査、意見交換会など)の仕組みを構築	制度導入施設全施設で客観的評価実施	経営管理部行政改革課、各部局		○	○	○
		イ 市場化テスト	2308	法令等により民間能力活用に制約のある業務への制度導入に向け国の動向を注視(統計業務等)	国の動向を注視しつつ速やかに対応	経営管理部行政改革課、各部局	○	○	○
2309	法令等により民間能力活用に制約のある業務への制度導入に向け国の動向を注視(計量検定業務等)		国の動向を注視しつつ速やかに対応	経営管理部行政改革課、各部局	○	○	○	○	
ウ PFI	2310	PFI手法と従来方式につき、事業ごとに比較検証し総合的に評価した上、制度を活用	23年度までに活用指針を策定、以降活用可能な全事業を検証	経営管理部管財課、各部局	○	○	○	○	
エ 地方独立行政法人制度	2311	適切な事後評価と見直しによる業務の効率性やサービス水準の向上と制度活用の推進	活用可能な全施設で検討、活用を推進	経営管理部行政改革課、各部局	○	○	○	○	

②NPO等との協働と支援		(ア)協働提案制度の実施によるNPO等との協働の推進								
		—	NPO、企業等からの業務実施に係る協働提案等を広く受け付け(再掲)	協働事業の実績件数年間250件	経営管理部行政改革課、各部署		○	○	○	
		(イ)新しい公共の担い手への支援								
		—	NPO等の組織経営に関する研修会の開催(再掲)	開催回数 年間30回	くらし・環境部県民生活課		○	○	○	
—	「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」の実施(再掲)	23・24年度実施	くらし・環境部県民生活課		○	○				
(2)行政サービスの質の向上を図る不断の取組										
		2312	「ひとり1改革運動」の展開による県民本位で質の高いサービスの提供	県民満足度向上に係る取組件数8,000件	経営官官部行政改革課		○	○	○	○
		2313	ユニバーサルデザイン行動計画の推進	22年度中に次期計画策定以降取組を推進	くらし・環境部県民生活課、各部署		○	○	○	○
		—	県民参加型の行政評価、指定管理者や地方独立行政法人等における評価制度の活用(再掲)	毎年度評価、改善を実施	経営管理部行政改革課、各部署		○	○	○	○
①窓口サービスの利便性向上		2314	県税に関するペイジー収納の導入	全税目(申告納付分を除く)	経営管理部税務課		○	○	○	○
		2315	コンビニエンスストア納付可能な税目の拡大	全税目(申告納付分を除く)	経営管理部税務課		○	○	○	○
		2316	県立中央図書館図書の貸出返却場所の拡大	返却可能箇所数20箇所	教育委員会事務局社会教育課		○	○	○	○
		2317	各運転免許センターでの外国人等に分かりやすい案内表示等の実施	ニーズに応じて継続実施	警察本部運転免許課		○	○	○	○
②行政手続きの簡素化	ア 電子申請等による利便性の向上	—	県税の電子申告(eLTAX)の推進(再掲)	電子申告率50%以上	経営管理部税務課		○	○	○	○
		—	法人2税に係る電子申請・届出の開始(再掲)	22年度開始	経営管理部税務課		○	○	○	○
		2318	本人確認手段の見直し	毎年度実施	経営管理部電子県庁課、各部署		○	○	○	○
		2319	添付書類の省略等手続きの簡素化	毎年度実施	経営管理部電子県庁課、各部署		○	○	○	○
		—	一層の利便性の向上とコストの削減を目指した次期システムへの更新(再掲)	23年度までに更新以降システムを運用	経営管理部電子県庁課			○	○	○
		—	電子収納機能(ペイジー収納)の追加(再掲)	システムごとに速やかに導入検討	経営管理部電子県庁課、各部署		○	○	○	○
		2320	委任を受けた行政書士等による代理申請の環境整備	システムごとに速やかに検討	経営管理部電子県庁課、各部署		○	○	○	○
	イ 公文書開示請求手続きの簡素化	2321	誰もが手軽に請求できるようファックスやインターネットによる受付を推進	受付件数600件	経営管理部法務文書課		○	○	○	○
ウ 公共事業電子入札の実施	—	公共事業に係る電子入札・納品の実施(再掲)	全案件の電子入札・納品	交通基盤部技術管理課		○	○	○	○	
③県有施設におけるサービスの向上		2322	料金の値下げや料金体系の見直し	指定管理者導入施設での取組施設数23施設	経営管理部行政改革課、各部署		○	○	○	○
		2323	利用可能な日や時間を拡大	指定管理者導入施設での取組施設数15施設	経営管理部行政改革課、各部署		○	○	○	○
		2324	多彩なイベントや講座の開催など企画催事の充実	指定管理者導入施設での取組施設数33施設	経営管理部行政改革課、各部署		○	○	○	○
		2325	予約時期の前倒しやホームページの充実など利用しやすい環境づくり	指定管理者導入施設での取組施設数33施設	経営管理部行政改革課、各部署		○	○	○	○

(大綱策定後の新たな取組)

項目	細項目	取組番号	具体的取組	目標	H22担当課等	実施時期(平成)			
						22	23	24	25

戦略Ⅲ 未来を見据えた戦略的な行政運営

1 次代を担う人材の育成

項目	細項目	取組番号	具体的取組	目標	H22担当課等	実施時期(平成)			
						22	23	24	25
		3101	職員の意欲・能力を高め、活かす人事施策の推進	自己の能力を職務に発揮できていると感じる職員の割合 60%以上 中堅職員の専門性の向上に配慮した人事異動の割合 75%以上	各部局	○	○	○	○
(1) 中長期的な視点に立った人材育成の推進									
①静岡県キャリア・デベロップメント・プログラムの推進		(ア)静岡県キャリア・デベロップメント・プログラム							
		3102	キャリア開発研修(第2期計画)の実施	対象者全職員受講	経営管理部人事課	○	○	○	○
		3103	キャリア意向の人事異動への反映	反映率75%	経営管理部人事課	○	○	○	○
		3104	公募制度の活用による意欲ある人材の登用	自己の能力を職務に発揮できていると感じる職員の割合60%	経営管理部人事課	○	○	○	○
		3105	職員の能力開発を支援する研修制度の充実	自己の能力を職務に発揮できていると感じる職員の割合60%	経営管理部人事課	○	○	○	○
②勤務成績評価制度の活用		(ア)勤務成績評価制度の活用							
		3106	一般職員を対象とした制度の導入(自己評価による能力の把握及び評価者からの指導、助言を通じた人材育成の推進)	自己の能力を職務に発揮できていると感じる職員の割合60%	経営管理部人事課	○	○	○	○
		3107	一般職員を対象とした制度の導入(勤務成績の勤勉手当への適切な反映による職員の士気高揚)		経営管理部人事課	○	○	○	○
		3108	一般職員を対象とした制度の導入(研修所研修との連携による人材育成の推進)		経営管理部人事課	○	○	○	○
(2) 人材と組織の活性化									
①異分野との交流による人材と組織の活性化		(ア)異分野との交流拡大による人材と組織の活性化							
		—	県・市町の人事交流制度を活用した市町職員との交流機会の拡大(再掲)	中小市町を重点として100人以上を交流	経営管理部人事課、 自治行政課		○	○	○
		3109	民間企業中堅社員との交流・共同討議の実施	受講者数15人/年	経営管理部人事課		○	○	○
		3110	海外機関への派遣研修などによる高度な語学力や専門知識を有する職員の育成	毎年度5人派遣	経営管理部人事課	○	○	○	○
		(イ)民間人材の活用による組織体制の強化							
		3111	地域外交の推進体制の強化	毎年度、状況に応じて体制を見直し	経営管理部人事課	○	○	○	○
		3112	広報機能の強化		経営管理部人事課	○	○	○	○
		3113	技術顧問による組織体制の強化		経営管理部人事課	○	○	○	○
②社会経済情勢の変化に対応した人事給与制度の改革		(ア)人事委員会勧告等を踏まえた給与制度の適時適切な見直し							
		3114	人事委員会勧告を尊重した給与制度の見直し	毎年度見直しを実施	経営管理部人事課	○	○	○	○
		3115	国や他の都道府県の状況、社会経済情勢の変化を注視した諸手当の見直し	毎年度見直しを実施	経営管理部人事課	○	○	○	○
		(イ)人事委員会報告等を踏まえた勤務時間、休暇・休業制度の適時適切な見直し							

3116	人事委員会報告を踏まえた勤務時間、休暇・休業制度の見直し	毎年度見直しを実施	経営管理部人事課	○	○	○	○
3117	国や他の都道府県の状況、社会経済情勢の変化等を注視し勤務時間、休暇・休業制度の適時適切な見直し	毎年度見直しを実施	経営管理部人事課	○	○	○	○
3118	業務の効率化や職員の意識改革による時間外勤務の縮減と各種休暇・休業制度を利用しやすい職場環境づくり	毎年度見直しを実施	経営管理部人事課、行政改革課	○	○	○	○
(ウ)福利厚生制度の見直し							
3119	社会経済情勢の変化や他の都道府県の状況等も参考に福利厚生事業を見直し	毎年度状況に応じて見直し	経営管理部福利厚生課	○	○	○	○
(エ)定年延長に向けた人事給与制度の見直し							
3120	国の定年延長に向けた制度見直しを踏まえた人事給与制度の見直し	国の動向を注視して速やかに検討	経営管理部人事課	○	○	○	○
(オ)人事給与に関する情報の積極的な公表							
3121	職員の任用、給与、勤務時間、服務、福利厚生等の状況を、公報・ホームページで公表	毎年公表	経営管理部人事課	○	○	○	○
3122	職員数の状況、初任給の状況、平均給料月額等を、県民だよりで公表	毎年公表	経営管理部人事課	○	○	○	○
3123	職員の給与水準の状況を県のホームページで公表	随時公表	経営管理部人事課	○	○	○	○
3124	職員団体との交渉の経過を県のホームページで公表	随時公表	経営管理部人事課	○	○	○	○

2 将来にわたって安心な財政運営の堅持

項目	細項目	取組番号	具体的取組	目標	H22担当課等	実施時期(平成)			
						22	23	24	25
		3201	歳出のスリム化や歳入の確保など徹底的な行政改革、予算配分における選択と集中による事業の優先化や重点化	新規・拡充事業等のための財源捻出 4年間で600億円 県がコントロールできる通常債の残高 2兆円程度を上限	各部局	○	○	○	○
(1) 歳出のスリム化									
①事務事業の見直し		3202	事業仕分けを踏まえた事務事業の見直し	予算編成の中で見直し	経営管理部行政改革課、財政課	○			
		3203	県民参加型の行政評価を踏まえた事務事業の見直し	予算編成の中で見直し	経営管理部行政改革課、財政課		○	○	○
②補助金等の見直し	(ア)補助金の見直し								
		3204	終了年次を設定するサンセット方式の導入	23年度中に点検評価 24年度当初予算に反映	経営管理部財政課		○	○	○
		3205	補助金の外部評価の導入		経営管理部財政課		○	○	○
		3206	目的・目標に対する貢献度が不十分な補助金の廃止		経営管理部財政課		○	○	○
		3207	重複、類似している補助金の整理統合		経営管理部財政課		○	○	○
		3208	国庫補助制度に上乘せしている市町向け補助金の見直し		経営管理部財政課		○	○	○
		3209	市町向け補助金の市町の財政力に応じた制度の拡大		経営管理部財政課		○	○	○
		3210	政令指定都市向け補助金の原則廃止		経営管理部財政課		○	○	○
		3211	インセンティブを付与した補助金の検討		経営管理部財政課		○	○	○

	(イ)団体への負担金の見直し			
	3212 国所管公益法人等への負担金のうち法令義務のないものについて検証し、廃止や減額等の見直し	23年度当初予算から実施	経営管理部財政課	○ ○ ○ ○
③内部管理経費等の徹底した見直し	(ア)部局類似事業の解消			
	3213 国際交流、グリーンツーリズム、食育、子育て支援、障害者就労支援、マーケティング、交通安全、人づくりなど、部局間の類似事業の解消	23年度当初予算から実施	経営管理部財政課	○ ○ ○ ○
	(イ)定例化業務の見直し			
	3214 印刷物、啓発資材、表彰、大会、説明会など例年実施、定例化業務について見直し	23年度当初予算から実施	経営管理部財政課	○ ○ ○ ○
	(ウ)業務の共通発注			
	3215 庁舎管理につき、知事部局、教委、公安委の3者共同の一括発注によるコスト削減	24年度から検討以降方針に従い取り組み	経営管理部管財課、財政課	○ ○
	3216 公用車管理につき、知事部局、教委、公安委の3者共同の一括発注によるコスト削減	24年度から検討以降方針に従い取り組み	出納局用度課、経営管理部財政課	○ ○
	(エ)効率的な公用車の運用			
	3217 軽自動車への買替促進、車両の共同利用、保守業務の共同発注等の促進	22年度から取り組み	出納局用度課、経営管理部財政課	○ ○
	3218 公用車運用適正化5カ年計画を策定	24年度に策定以降推進	出納局用度課、経営管理部財政課	○ ○
	3219 適正化計画に基づき、軽自動車への買替促進、車両の共同利用、保守業務の共同発注等の促進	24年度から取り組み	出納局用度課、経営管理部財政課	○ ○
	(オ)民間能力の活用			
	3220 指定管理者制度など、民間能力を積極的に活用する中で、行政コストを削減	指定管理者制度導入施設数44施設	経営管理部行政改革課、財政課、各部局	○ ○ ○ ○
	(カ)予算節減努力評価制度の実施			
	3221 予算節減努力評価制度を本格実施、各部局の創意工夫による経費節減や財源確保	22年度から本格実施	経営管理部財政課	○ ○ ○ ○
④投資的経費の見直し	3222 財政状況や経済情勢等を踏まえた機動的・弾力的な投資水準の適正化を推進	予算編成の中で見直し	経営管理部財政課	○ ○ ○ ○
⑤義務的経費の見直し	3223 人件費、公債費等の義務的経費の増加の抑制	県がコントロールできる通常債の残高 2兆円程度を上限	経営管理部財政課	○ ○ ○ ○
⑥県有施設の効率的な管理	(ア)県有施設の再編整備			
	3224 分散している試験研究機関等の集約(農林技術研究所果樹研究センター)	23年までに方針検討以降方針に基づき実施	経済産業部研究調整課	○ ○ ○ ○
	3225 分散している試験研究機関等の集約(家畜保健衛生所)	24年までに集約	経済産業部畜産課	○ ○ ○ ○
	3226 静岡地区の高等学校の再編整備	平成25年度を目途に静岡南・市立商業を再編整備	教育委員会学校教育課	○ ○ ○ ○
	3227 志太榛原地区の高等学校の再編整備	平成26年度を目途に大井川・吉田を再編整備	教育委員会学校教育課	○ ○ ○ ○
	3228 天竜地区の高等学校の再編整備	平成26年度を目途に二俣・天竜林業を再編整備	教育委員会学校教育課	○ ○ ○ ○
	3229 引佐地区の高等学校の再編整備	平成27年度を目途に引佐・気賀・三ヶ日を再編整備	教育委員会学校教育課	○ ○ ○ ○
	(イ)県有施設の在り方の見直し			
	3230 総合健康センター	23年までに方針検討以降方針に基づき実施	健康福祉部健康増進課	○ ○ ○ ○
	3231 労政会館	23年までに方針検討以降方針に基づき実施	経済産業部労働政策課	○ ○ ○ ○

	3232	富士山麓山の村	23年中に方針決定以降方針に基づき実施	教育委員会学校教育課	○	○	○	○	
	3233	観音山少年自然の家	23年中に方針決定以降方針に基づき実施	教育委員会社会教育課	○	○	○	○	
(ウ)財産の利用状況、維持管理費・修繕費情報の一元管理									
	3234	県有財産情報の一元管理による予算の効率的配分等の導入	23年度までに検討以降検討方針に従い取組	経営管理部管財課、営繕企画課	○	○			
(エ)県有施設の管理経費の節減									
	3235	土木施設長寿命化行動方針に基づく計画的な維持管理	22年度より緊急対策を7年計画で実施(橋梁107橋、舗装約380km、トンネル設備30トンネル)	交通基盤部技術管理課	○	○	○	○	
	3236	県有建築物の保全支援システムに基づく計画的な維持管理	175施設90万㎡対象施設拡大の検討	経営管理部営繕企画課	○	○	○	○	
	3237	基幹的農業水利施設の機能保全計画に基づく計画的な管理経費の低減	コスト削減見込額1億2千万円	交通基盤部農地計画課、農地整備課	○	○	○	○	
(2) 歳入の確保									
① 県税の安定的な確保	(ア)次世代産業の創出								
	3238	ふじのくに新産業創出プロジェクトの推進	静岡新産業クラスターによる製品化、事業化件数25年度までに累計210件 新成長分野の経営革新計画の新規承認件数25年度までに累計400件	経済産業部新産業集積課	○	○	○	○	
	3239	企業立地の促進	企業立地件数100件/年	経済産業部企業立地推進課	○	○	○	○	
	(イ)徴収対策の強化								
	3240	数値目標の設定	毎年度数値目標の設定	経営管理部税務課	○	○	○	○	
	3241	特別徴収義務者の指定促進	全市町で指定	経営管理部税務課	○	○	○	○	
	(ウ)納税環境の整備								
		-	コンビニエンスストア納付可能な税目の拡大(再掲)	全税目(申告納付分を除く)	経営管理部税務課	○	○	○	○
	3242	インターネットバンキングの活用	全税目(申告納付分を除く)	経営管理部税務課	○	○	○	○	
	② 県債の計画的な管理	3243	県債残高(通常債)の削減に努めつつ、将来の公債費負担や返済能力を考慮した県債の発行	県がコントロールできる通常債の残高 2兆円程度を上限	経営管理部財政課	○	○	○	○
③ 未収金徴収対策の一層の強化	(ア)税以外の未収債権の徴収促進								
	3244	全庁的な徴収対策会議を設置、目標設定などにより徴収を強化	22年度検討 23年度に設置、目標設定	経営管理部管財課、各部局	○	○	○	○	
	3245	研修会等による適正な債権管理の徹底や徴収技術の習得などを推進	毎年度研修会を開催	経営管理部管財課、各部局	○	○	○	○	
	3246	債権管理の統一的な基準を制定し、効率的な管理を実施	24年度までに基準を設定、以降実施	経営管理部管財課、各部局		○	○	○	
④ 効率的な資金運用	3247	基金や歳計現金の運用期間を長期化するなど、更なる資金の効率的な運用	金融情勢に応じた効率的な預託期間の設定	経営管理部財政課、出納局会計管理課	○	○	○	○	
⑤ 未利用財産の売却促進	(ア)県有財産の売却計画に基づく未利用財産の売却								
	3248	県有財産の売却計画(平成20~24年度)に基づく未利用財産の売却	売却計画額122億円	経営管理部管財課	○	○	○		
	3249	新たな売却計画(平成25年度から)の策定	24年度に計画策定以降、計画に基づき実施	経営管理部管財課			○	○	
	(イ)職員住宅の適正な管理								

	3250	職員住宅管理計画を策定し、計画的な修繕を推進(職員)	23年度から実施	経営管理部福利厚生課	○	○	○	○
	3251	余剰となった住宅の解体に向けた条件整備(職員)	23年度から実施	経営管理部福利厚生課		○	○	○
	3252	職員住宅管理計画を策定し、計画的な修繕を推進(教育)		教育委員会福利課		○	○	○
	3253	余剰となった住宅の解体に向けた条件整備(教育)		教育委員会福利課		○	○	○
	3254	職員住宅管理計画を策定し、計画的な修繕を推進(警察)		警察本部会計課		○	○	○
	3255	余剰となった住宅の解体に向けた条件整備(警察)		警察本部会計課		○	○	○
⑥受益者負担の適正化	3256	新たな手数料の設定や低額な手数料の見直し		22年度に実施以降3年ごとに見直し	経営管理部財政課	○	○	○
⑦基金の見直し	3257	目的を達成した基金の廃止など、基金の有効活用を推進	予算編成の中で見直し	経営管理部財政課	○	○	○	○
⑧歳入確保に向けた新しい取組	(ア)ネーミングライツ(命名権)の導入							
	3258	県有施設や県主催イベントへのネーミングライツの導入を検討し、可能なものから実施	22年度から検討を開始し、導入可能なものから実施	経営管理部管財課(県主催イベントを除く)、各部署	○	○	○	○
	(イ)未利用県有施設の有効活用							
	3259	出先機関統廃合等で未利用となった庁舎スペースや売却困難な未利用県有地の、定期借地権、定期借家権を活用した貸付を実施	23年度から実施	経営管理部管財課、各部署		○	○	○
	(ウ)その他の歳入確保							
	3260	自動販売機の設置者の公募	23年度試行 24年度から順次実施	経営管理部管財課、各部署		○	○	○
	3261	庁舎内のエレベーターなどへの民間広告物などの掲出	22年度試行 23年度から順次実施	経営管理部管財課、各部署	○	○	○	○
	3262	庁舎駐車場の有効利用(貸付け、使用許可)	23年度検討 24年度から試行	経営管理部管財課、各部署		○	○	○
	3263	県主催の研修、交流会等における負担金の徴収、引上げ	予算編成の中で見直し	経営管理部財政課	○	○	○	○
(3) 国への提言								
	3264	(ア)行政サービスの安定的提供のための一般財源総額の確保	計画期間中実施	経営管理部財政課	○	○	○	○
	3265	(イ)行政サービスと負担の不均衡の解消に向けた地方消費税等の税財源の充実		経営管理部財政課	○	○	○	○

3 時代を切り拓く戦略的な行政経営の推進

項目	細項目	取組番号	具体的取組	目標	H22担当課等	実施時期(平成)			
						22	23	24	25
		3301	目標を定め、県民視点に立った成果を重視した行政経営の展開と、市町に対する行政経営についての支援	「ひとり1改革運動」の件数 14,000件/年	各部署	○	○	○	○
(1)成果を重視した行政経営の推進									
①新しい行政評価手法を活用した行政経営の推進	ア 県民参加型の行政評価の導入	—	県民参加型の透明性の高い新しい行政評価手法の導入(再掲)	23年度から実施、試行	経営管理部行政改革課		○	○	○
	イ PDCAサイクルによる施策推進	3302	施策や事務事業のPDCAサイクルによる見直しに努め総合計画を推進	毎年度PDCAサイクルによる見直し	経営管理部行政改革課、各部署	○	○	○	○

		3303	業務棚卸表の見直し	23年度までに見直し以降見直し後の手法による行政評価を推進	経営管理部行政改革課	○	○	○	○
②ひとり1改革運動の推進		3304	ひとり1改革運動を通じ、改革・改善を実践する人材の育成と組織風土を醸成	年間取組件数14,000件	経営管理部人事課、行政改革課	○	○	○	○
	(ア)総合計画等の推進								
		3305	広報グランプリ、予算節減努力評価制度などテーマを工夫	総合計画の推進につながるテーマ数年間4テーマ以上	経営管理部行政改革課	○	○	○	○
	(イ)班単位の取組								
		3306	班単位での取組の推進	班単位での取組件数200件	経営管理部行政改革課		○	○	○
	(ウ)外郭団体等での取組								
		3307	外郭団体や独立行政法人等に対し運動への理解を促進	情報提供件数 年間6件	経営管理部行政改革課		○	○	○
		3308	運動導入を希望する団体への支援	希望団体への支援実施率 100%	経営管理部行政改革課		○	○	○
(2)市町との協働による行政経営の推進									
①県内市町の要請に応じた技術支援	(ア)行政評価研修会の拡充								
		3309	参加を希望する市町と県における行政評価研修会について研修テーマを拡充	参加市町数25市町	経営管理部行政改革課	○	○	○	○
		—	(イ)市町との事務の協働化(再掲)	取組件数 年間130件	経営管理部行政改革課、各部署		○	○	○
		—	(ウ)行政経営協働窓口による支援(再掲)	相談への回答率 100%	経営管理部行政改革課	○	○	○	○
	(エ)市町も含めた改革・改善運動の展開								
		3310	改革・改善運動の導入や希望する市町に対する支援	希望団体への支援実施率 100%	経営管理部行政改革課		○	○	○
		3311	県や市町における取組状況や工夫等を情報共有	情報提供件数 年間6件	経営管理部行政改革課		○	○	○
(3)地域外交の推進									
(ア)地域外交を支える職員の育成と確保									
	—	海外機関への派遣研修などによる高度な語学力や専門知識を有する職員の育成(再掲)	毎年度5人派遣	経営管理部人事課	○	○	○	○	
	3312	諸外国に対する高度な交渉力を有する民間人材の活用等	毎年度、状況に応じて体制を見直し	経営管理部人事課	○	○	○	○	
(イ)地域外交を支える体制の強化									
	—	地域外交局の新設など推進体制の整備	25年度までに体制整備以降推進	経営管理部人事課		○	○	○	
	—	ふじのくに大使館(東京事務所)による在京大使館との連携強化	23年度までに組織見直し以降推進	経営管理部人事課		○	○	○	
	—	ふじのくに領事館(大阪事務所)による在阪領事館との連携強化	23年度までに組織見直し以降推進	経営管理部人事課		○	○	○	
(4)活力にあふれた行政経営の推進									
①”ふじのくに”の発展を見据えた戦略的な取組	(ア)異分野との交流拡大による人材と組織の活性化								
		—	県・市町の人事交流制度を活用した市町職員との交流機会の拡大(再掲)	中小市町を重点として100人以上を交流	経営管理部人事課、自治行政課		○	○	○
		—	民間企業中堅社員との交流・共同討議の実施(再掲)	受講者数15人/年	経営管理部人事課		○	○	○

	—	海外機関への派遣研修などによる高度な語学力や専門知識を有する職員の育成(再掲)	毎年度5人派遣	経営管理部人事課	○	○	○	○
(イ)民間人材の活用による組織体制の強化								
	—	地域外交の推進体制の強化(再掲)	毎年度、状況に応じて体制を見直し	経営管理部人事課	○	○	○	○
	—	広報機能の強化(再掲)	毎年度、状況に応じて体制を見直し	経営管理部人事課	○	○	○	○
	—	技術顧問による組織体制の強化(再掲)	毎年度、状況に応じて体制を見直し	経営管理部人事課	○	○	○	○
(ウ)“ふじのくに”づくりに向けた智囊の結集								
	3313	有識者の協力を得て“ふじのくに”の重要課題に取り組む体制を整備	重要課題に対応できる体制の整備率100%	企画広報部総合計画課、各部局	○	○	○	○
② 不断の行財政改革の推進	3314	取組状況の検証や評価を行うなど、毎年度の進捗管理を実施	毎年度実施	経営管理部行政改革課		○	○	○
	3315	外部委員から成る組織を設け、個別課題、一層の改革・改善が必要なテーマ、新たな課題などについて改めて審議	審議テーマ数年間2テーマ	経営管理部行政改革課		○	○	○
	3316	取組状況を県民に分かりやすく公表	毎年度取組状況を公表	経営管理部行政改革課		○	○	○

(大綱策定後の新たな取組)

項目	細項目	取組番号	具体的取組	目標	H22担当課等	実施時期(平成)			
						22	23	24	25

資 料 編

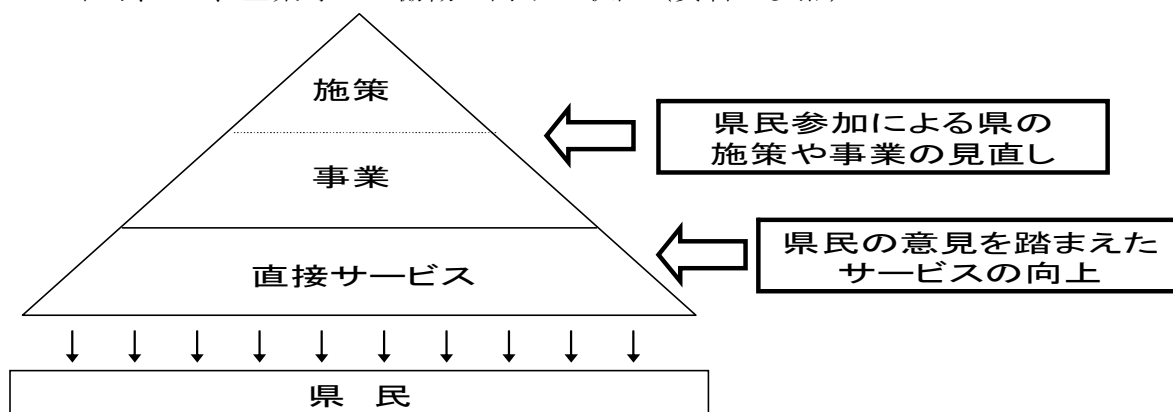
資料 1	県民参加型の新しい行政評価手法の概要	7 1
資料 2	市町の行政体制の整備	7 4
資料 3	市町、N P O、企業等との協働に向けた取組	7 7
資料 4	一般行政部門の定員管理の状況	8 1
資料 5	外郭団体等一覧表	8 2
資料 6	公の施設一覧表	8 3
資料 7	財政の中期見通し	9 4
資料 8	静岡県の財政状況	1 0 2
資料 9	行政の生産性の向上のためのパートナーシップ (P I A P) の概要	1 0 9

資料 1 県民参加型の新しい行政評価手法の概要

1 概要

県民が県政に参加し、その意見を行政経営に反映させる仕組みを構築する。

- ・ 県民参加による県の施策や事業の見直し
- ・ 県民の意見を踏まえたサービスの向上
- ・ 市町、NPO、企業等との協働に向けた取組（資料 3 参照）



2 県民参加による県の施策や事業の見直し

- ・ 事業仕分けの成果と課題を踏まえ、新たな県民参加型の行政評価手法の実施方法を検討

検討のポイント	内 容
1 評価者	判定者と評価者の分離、多くの県民が参加できる方法
2 対象	施策を踏まえて事業を評価する方法
3 議論の方法	1 事業当たりの審議時間、事前の論点整理
4 評価手法	判定区分、判定基準の見直し

3 県民の意見を踏まえたサービスの向上

- ・ 県民サービス向上のため、県民視点によるモニタリング（評価）を導入
- ・ 指定管理者等での手法を参考に、各機関に応じた手法を検討し、自主的な改善を促進

(1) 対象機関

- ・ 県民へ直接サービスを行っている全ての機関・部署を対象に実施
- ・ 導入しやすい機関から開始し、対象機関を順次拡大

(2) 評価イメージ

- ・ 各機関の対象業務や評価手法に応じて、年 1 回～複数回実施
- ・ 評価手法→利用者アンケート、第三者委員会、利用者との意見交換会、モニター制度など

(3)モニタリング項目の例

項 目	期待される成果＝県民満足度の向上
1 人的サービス ・接客態度	1 人的サービス ・親しみやすい窓口、来庁しやすい雰囲気づくり
2 施設環境 ・施設案内、清掃の状況	2 施設環境 ・わかりやすい案内、清潔感の向上
3 施設の機能 ・施設・設備の機能	3 施設の機能 ・施設・設備の充実、使いやすさ、安全性の向上
4 サービス内容 ・利用時間、催事等、 情報発信 ・設置目的から見てサービス内容が適切か	4 サービス内容 ・利用時間、イベント、情報発信等の充実 ・施策や事業への反映

(参考) モニタリングの実施状況 (平成 22 年 12 月現在)

175施設・団体のうち、96施設・団体がいずれかの手法による調査を実施

(施設数・団体数以外の数字は実施施設数)

区 分	施設数 団体数	実施数	アンケート	第三者 委員会	意見 交換会	モニタ ー制度	その他 (意見箱 設置等)
出先機関	86	43	37	3	11		13
県直営公の施設	13	1	1		1		
指定管理者制度 導入施設	44	37	29	30	13	10	10
外郭団体	24	8	8	1		1	1
その他(県立総 合病院等)	8	7	6	7			
計	175	96	81	41	25	11	24

※来訪(利用)する県民に対し提供するサービスの満足度等を、アンケート調査などの手段により概ね年1回以上実施している状況を調査

※複数の手段を実施している場合は、それぞれの手段に計上

※提供しているサービスのうち、一部でも調査を行っていれば実施数に計上

○県営都市公園

(草薙総合運動場、遠州灘海浜公園、愛鷹広域公園、富士山こどもの国、小笠山総合運動公園、吉田公園、浜名湖ガーデンパーク)

手 法	概 要
アンケート	対面式のアンケート調査により、以下の項目等を把握 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理状況（建物、広場、樹木、花壇、芝生等） ・清掃の状況（屋外、屋内、トイレ） ・職員の対応 ・来園目的に対する公園サービスの満足度
意見交換会	都市公園モニターに対しグループインタビューや郵送による筆記調査を実施 （インタビュー及び筆記調査は、毎年交互に実施）
モニター制度	<ul style="list-style-type: none"> ・施設やサービスなどで改善した方がいい点 ・開催されているイベント等が、その公園にふさわしいものか ・これからの県営都市公園に期待する点 など
第三者委員会	有識者による外部評価委員会で、指定管理者の自己評価、県の評価、アンケート調査、モニター調査、現地視察などを踏まえ、管理運営状況进行评估

○県立中央図書館

手 法	概 要
アンケート	アンケート調査（閲覧席机上に設置【直接来館者用】、資料発送時に同封【協力貸出利用者用】）により、以下の項目等を把握 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の対応や業務知識 ・開館日や開館時間、読書スペース、蔵書数や構成など ・県立図書館と市町立図書館の使い分け、違いを感じる点 ・今後、県立図書館に求めるもの

○浜松学園（知的障害者授産施設）

手 法	概 要
アンケート	給食アンケート調査により、学園利用者の嗜好を把握
意見交換会	学園の課題や事業の推進方策について、保護者の意見を反映させるため、直接の意見交換を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・22年度テーマ「利用者の就労支援」
意見箱	廊下、食堂に「ご意見箱」を設置、園内3箇所に苦情申立のポスターを掲示して意見を集約
第三者委員会	有識者による苦情解決第三者委員会で、管理運営状況を報告し評価を受けるとともに、利用者及び家族からの苦情を公平、中立な姿勢で解決

1 概要

住民に身近な行政は住民に身近な市町村が行うべきであるとの基本的な考えに立ち、権限移譲を進めるとともに、地域課題に的確に対応できる体制整備を推進するため、市町の行財政基盤強化に向けた自主的な取組に対して支援する。

2 権限移譲推進計画

県から市町村への権限移譲を一層推進するため、これまで4次（平成10～21年度）にわたる権限移譲推進計画を策定し、計画的な移譲を進めてきており、現在国の地域主権戦略大綱を踏まえ、人的・財政的支援措置と一体となった三位一体の権限移譲を進めるための新たな計画を策定している。

(1) 新計画の基本的な考え方

ア 地域主権改革への対応

国では、地域主権戦略大綱において68項目、251条項の基礎自治体への権限移譲事務を決定するとともに、更なる事務の移譲について引き続き検討することとしており、こうした動向に的確に対応する。

イ 補完性の原理に基づく権限移譲

将来の道州制移行を念頭に、住民に身近な行政サービスを市町が自立的に担う方向で県と市町の役割分担を踏まえた移譲を進める。

(2) 新計画の策定方針

ア 地域主権改革に先行した権限移譲の推進

- ・地域主権戦略大綱に示された権限移譲事務の円滑な移譲
- ・住民の利便性や事務処理効率などを勘案して地域主権戦略大綱で示された事務と一体的に移譲することが望ましい事務も併せて移譲
- ・国に先行して地方分権改革推進委員会勧告事務についても移譲を検討
- ・補完性の原理に基づき、市町が優先して担うべき事務を移譲

イ 三位一体の権限移譲の推進

- ・職員の派遣や研修、自治体間の連携、財政支援措置などに配慮した権限移譲を推進

ウ 市町の意向と状況を反映した権限移譲の推進

- ・県内の市町村合併が進み、自治能力が向上した基礎自治体が増えたことを踏まえ、従来の一律的な人口規模別権限移譲に加え、個別市町からの権限受入意向（手挙げ方式）も考慮して移譲事務を選定
- ・計画の策定に当たり、県内全市町を訪問して市町の意見や状況を把握

(3) 計画期間

平成 23～25 年度

(4) 過去計画の概要

ア 第 1 次～第 4 次計画の内容

区 分	基本的な考え方
第 1 次計画 (H10～H12)	・ 移譲可能なものから実施 ・ 国の地方分権一括法に先行した対応
第 2 次計画 (H13～H15)	・ 国の地方分権一括法を踏まえた対応
第 3 次計画 (H16～H18)	・ 政令指定都市への大幅な移譲 ・ 市町村合併の推進と一体となった移譲
第 4 次計画 (H19～H21)	・ 政令指定都市への更なる移譲 ・ 市町村合併の推進と一体となった移譲

3 市町の行財政基盤の強化

(1) 市町村合併

基礎自治体の行財政基盤強化の有効な選択肢であることから、自主的に合併を選択する市町について引き続き支援していく。

(2) 機関等の共同設置

国は、地方公共団体の組織及び運営について、地方分権の推進を図るため、共同設置が可能な機関の範囲の拡大等の措置を講ずるなどの地方自治法改正案を提案しており、現在継続審議中となっている。

ア 今後の事務の共同処理に関する基本的な考え方

○ 事務の共同処理のさらなる推進

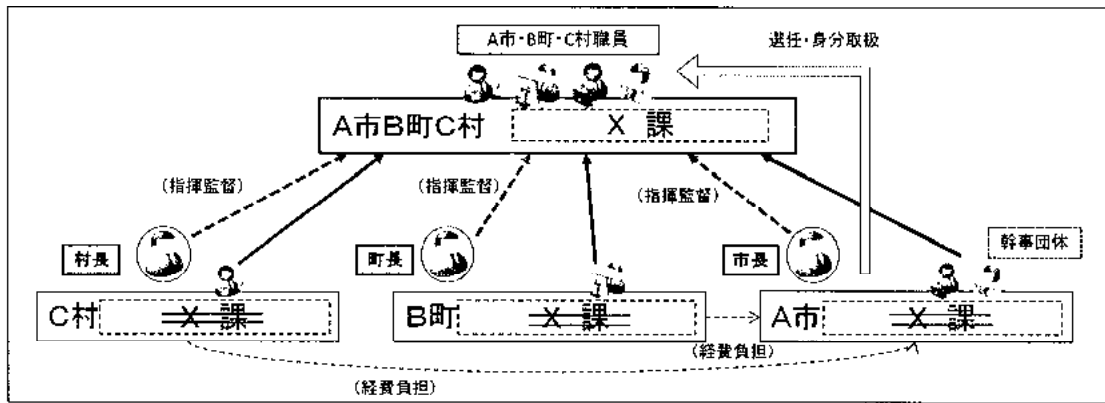
(各地方公共団体) 従来共同処理があまり活用されなかった部門についても、事務の性質や状況に応じて多様な制度の中から最適な手法を選択していくことが重要。

(国・都道府県) 各地方公共団体の自発的な取組を基本としつつ、それぞれの地域での広域化の取組が円滑に進むよう、必要な制度等の見直しや積極的な情報提供に取り組む。

○ 共同設置制度の改正

機関等の共同設置制度の対象を内部組織、行政機関、事務局に拡大

(内部組織の共同設置のイメージ)



イ 共同設置制度の活用が期待される部門

税務部門、監査委員・監査委員事務局、保健福祉部門（地域保健センター）、消費生活センター など

資料3 市町、NPO、企業等との協働に向けた取組

1 概要

市町、NPO、企業等の意見を取り入れ、協働に向けた取組を推進する。

- ・市町、NPO、企業等の意見を広く集める仕組みづくり
- ・庁内での体制づくり

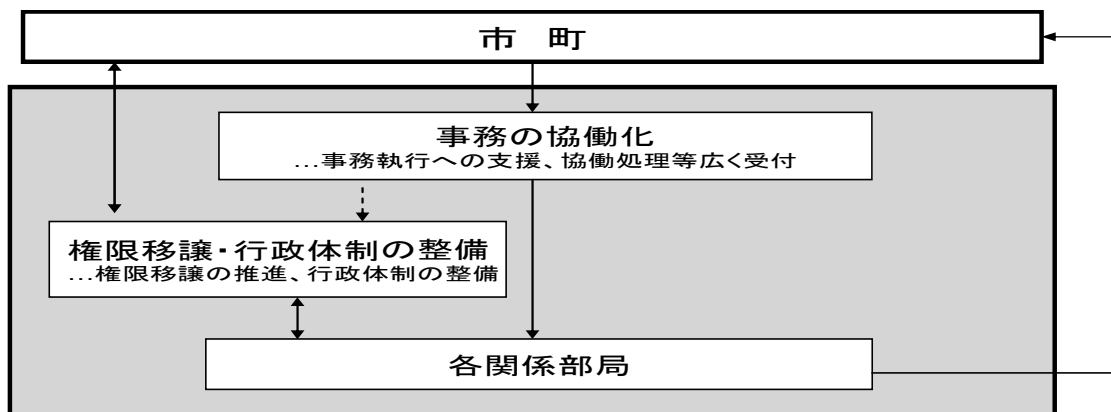
2 市町との協働

基礎自治体である市町の体制の充実につながるよう、以下のとおり取り組む。

- ・事務の協働化

市町の業務執行に関して、支援が必要な業務、共同実施が必要な業務等の調査を毎年度行い、市町の要望に基づき協働での事務執行や業務支援を推進

- ・市町への権限移譲、行政体制の整備等の取組も推進



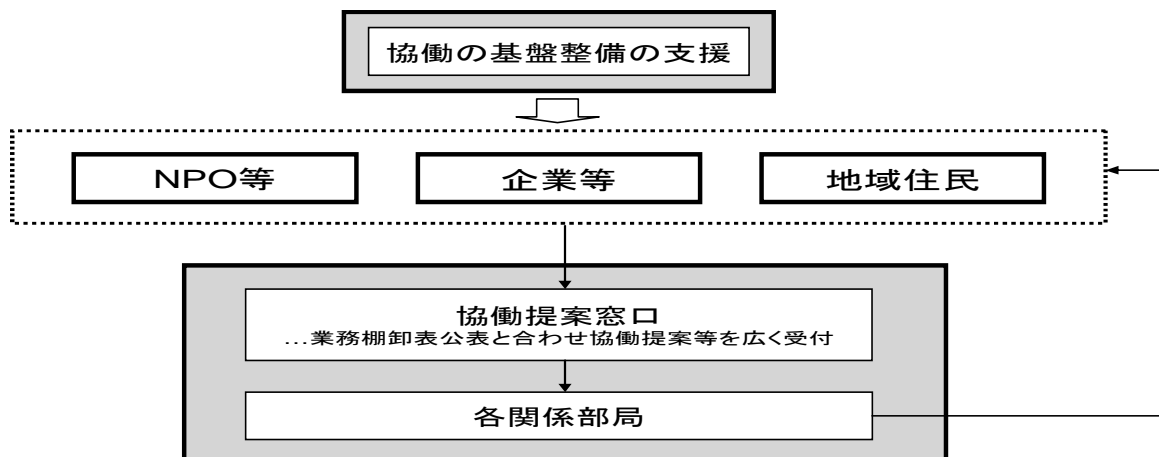
3 NPO、企業等との協働

県とNPO、企業等とが対等な立場で協働を進めるため、以下により取り組む。

- ・協働提案窓口

県の業務を全て記載している業務棚卸表の毎年度の公表に合わせ、業務に対する協働提案（寄付、緊急雇用創出事業提案も含む）を広く受け付けるとともに、県が協働によりを実施したい業務も示し、実現を推進

- ・協働の基盤整備も幅広く支援



【参考】市町、NPO等との協働による取組の実績（平成22年度の状況）

1 市町

(1) 「県と市町の事務の協働化」に関する具体的取組の状況（平成22年11月現在）

（単位：件）

対 応 策	A 知識の共有化	B 業務執行の支援	C 実施方法見直し	D 共同実施	E 業務の移譲	F その他	合計
1 総務・企画	11	2	0	3	2	6	24
2 消防・防災	4	1	1	2	0	0	8
3 情報システム	1	0	0	0	0	0	1
4 住民生活・環境	9	2	0	1	0	0	12
5 健康福祉	7	15	0	0	0	2	24
6 病院	3	5	0	2	0	0	10
7 産業	8	3	0	1	0	0	12
8 建設	5	2	0	0	0	0	7
9 上下水道	3	0	0	0	1	0	4
10 その他	8	3	0	0	0	1	12
合計	59	33	1	9	3	9	114

(取組の例)

項目	内 容	具 体 例
A 知識の共有化	研修会開催、情報の共有化推進など	・県職員向け政策法務講演会への市町職員受入れ ・「情報公開・個人情報保護連絡会」を立ち上げ情報を共有化
B 事務の改善	業務実施における技術的支援など	・社会福祉施設等施設整備国庫補助事業の検査業務に、県技術職員を派遣し助言 ・市町で捕獲した野生動物の肉を有効に利用していくためのガイドラインを作成
C 実施方法の見直し	県における業務の実施方法の見直し	・花火の製造事業所や貯蔵施設等への立入調査を市町の消防本部と合同実施
D 共同実施	共同による事務執行	・軽自動車税申告書の処理業務を、地方税一元化対象業務の1つとして共同実施 ・県・市町が共同で個人県民税対策協議会を設置し、特別徴収義務者の指定を促進
E 業務の移譲	業務の市町への移譲（検討中含む）	・市民経済計算の推計業務研究会を県主導から政令市に移行
F その他	A～Eに含まれないもの	・市町村の自主的合併への積極的な支援

2 NPO、企業等

(1) 県とNPO等（市民団体、ボランティア団体等含む）、企業、地域住民等との協働事業の実績（平成22年度）

（上段：件数、下段：金額 千円）

項目	A 委託・請負 等(提案型)	B 委託・請負等 (提案型以外)	C 補助・ 助成	D 実行委員 会等	E 共催	F 後援名義	G 事業協力	合計
① NPO等	16	53	17	2	8	27	23	146
	143,557	1,316,757	1,097,371	0	1,311	1,950	12,433	2,573,379
② 企業	17	5	3	4	2	1	8	40
	446,776	167,155	16,306	7,500	4,613	0	11,141	653,491
③ 地域住民	0	0	7	0	0	3	8	18
	0	0	102,500	0	0	0	2,801	105,301
④ その他	5	10	14	10	4	24	15	82
	131,105	241,452	20,735	90,280	4,771	0	16,789	505,132
合計	38	68	41	16	14	55	54	251
	721,438	1,725,364	1,236,912	97,780	10,695	1,950	43,164	3,674,073

*調査時点（平成22年11月現在）での実績見込み

*一つの取組が複数区分に該当する場合があります、区分ごとの計と全体の計は一致しない

*「その他」：教育機関、公益法人、商工会、NPO等を含まない協議会、外郭団体等

(2) 過去の県とNPO等（市民団体、ボランティア団体等含む）との協働事業実績

（平成19年度～21年度）

（上段：件数、下段：金額 千円）

	AB 委託・請負等	C 補助・ 助成	D 実行委員会 等	E 共催	F 後援名義	G 事業協力	合計
19年度	62	25	7	11	25	22	152
	411,960	53,280	18,585	2,474	0	26,365	512,307
20年度	94	25	10	21	46	32	228
	439,176	68,330	39,561	2,283	0	23,884	573,234
21年度	88	22	8	22	40	26	206
	613,135	67,985	695	7,766	0	10,259	699,840

*NPO等との協働事業の実績（企業、地域住民等は含まれていない）

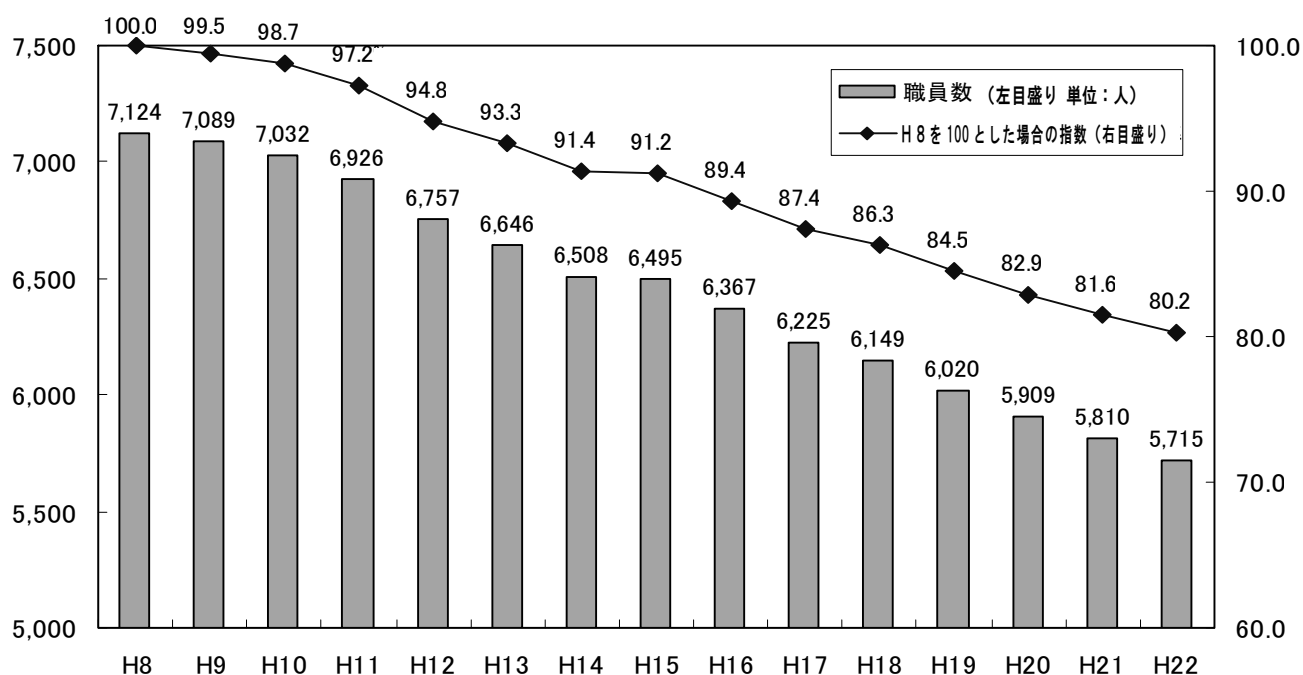
*「AB 委託・請負等」は、提案型・提案型以外の合計

(3) 23年度に予定されている協働の取組例

分野	業 務 名	業 務 内 容
男女 共同 参画	男女共同参画社会づくり宣言推進事業	男女共同参画推進に積極的に取り組む事業所等を認定し、金融機関等と連携してインセンティブを付与
	男女共同参画社会づくり地域活動推進事業	男女共同参画を促進する民間団体の自主的活動に助成（23年度から、協働の促進に資する事業を優先採択するよう見直し中）
森づ くり	県有林の管理	千本悠久の森（県有林）の管理において、松林内の清掃や草刈、監視などを地域住民と一体となって実施
道路	事業着手準備制度	事業着手箇所の選定や道路構造などの計画策定にあたり、事業化に先立ち地元等と事業効果や地域の課題・問題点などを協議
	しずおかアダプト・ロード・プログラム	国道や県道などにおいて、地域住民や企業、学校をプログラムの活動団体として認証、一定区間の清掃美化活動を支援 清掃用具などは県が支給し、ごみの処分を市町が協力
河川	リバーフレンドシップ	県管理河川で、住民や利用者等がリバーフレンドとして清掃や除草等の河川美化活動を実施。県は消耗品や機材等を支援
砂防	砂防サポートプログラム	砂防事業の維持管理活動における地域住民やボランティア団体との協働作業。県は、活動に必要な資機材等を支給
公園	都市公園管理運営	県民参加型の公園施設の管理運営を目指し、ボランティアやNPO等との協働により、管理運営を実施 浜名湖ガーデンパークでは、多くのボランティアが参加
農業 農村	一社一村しずおか運動	農村集落の要望（労力、人材、アイデアの提供、都市との交流）と企業のニーズ（社会貢献への参加、農村資源活用）を結び、都市・農村交流と、農山村地域の活性化を促進 県は情報の収集と発信、企業と農村のコーディネート等を支援
	ふじのくに美農里プロジェクト	農地・農業用水等や農村環境を農業者と地域住民などが一緒に守り育てる活動を支援。活動計画を作成し、関係市町と5年間以上の協定を締結した活動組織に対し、交付金を支給
森林	海岸防災林協働管理	海岸防災林に関し、協働管理計画の策定、協働活動を実施 地域住民が草刈・清掃活動・監視活動、市町が収集ゴミの回収・苗木配布、県は除伐・間伐・植栽・伐採等の治山事業など
社会 教育	家庭教育支援における情報発信	家庭教育支援における情報発信をNPO等と協働して実施

資料4 一般行政部門の定員管理の状況

1 職員数の推移



※職員数は各年度4月1日現在

2 定員管理計画における職員数の削減状況

項目	計画	実績	主な要因
定員管理計画 (10～14年度)	▲500人	▲509人	本庁組織の再編やフラット化、出先機関統廃合、総務事務集中化、業務委託、業務IT化、指定管理者制度導入、地方独立行政法人制度導入、政令指定都市への業務移管、市町への権限移譲等
定員管理計画 (15～17年度)	▲250人	▲287人	
集中改革プラン (18～22年度)	▲500人	▲557人	
合計	▲1,250人	▲1,353人	

※各計画期間における削減数は、計画期間前年度の4月1日と比べた最終年度4月1日の職員数の増減。

※「1 職員数の推移」は一般会計の一般行政部門の職員数で、「2 定員管理計画における職員数の削減状況」には企業局、清水港等港湾整備事業特別会計及び流域下水道事業特別会計を含むため、それぞれの削減数は一致しない。

資料5 外郭団体等一覧表（平成22年4月1日現在）

1 外郭団体：28団体

(1) 地方3公社（3団体）

静岡県土地開発公社(100.0%)
 静岡県道路公社(79.9%)
 静岡県住宅供給公社(66.7%)

(2) 県出資25%以上の公益法人（24団体）

(財) 静岡総合研究機構(95.0%)	(社) 静岡県農業振興公社(50.0%)
(社) 静岡県緑化推進協会(49.1%)	(財) 世界緑茶協会(100.0%)
(財) 静岡県文化財団(87.8%)	(社) 静岡県果実生産出荷安定基金協会(25.0%)
(財) 静岡県舞台芸術センター(100.0%)	(社) 静岡県畜産協会(29.6%)
(財) 静岡県国際交流協会(88.3%)	(財) 静岡県漁業振興基金(48.0%)
(財) しずおか健康長寿財団(77.0%)	(財) しずおか産業創造機構(100.0%)
(財) 静岡県障害者スポーツ協会(75.4%)	(財) 浜松地域テクノポリス推進機構(56.7%)
(財) 静岡県腎臓バンク(48.7%)	(財) 静岡県コンテナ輸送振興協会(33.3%)
(財) 静岡県生活衛生営業指導センター(45.5%)	(財) 静岡県下水道公社(50.0%)
(財) 静岡県産業ビル(33.3%)	(財) 静岡県青少年会館(40.0%)
(財) 静岡県労働福祉事業協会(99.9%)	(財) 静岡県埋蔵文化財調査研究所(100.0%)
(社) 静岡県農業振興基金協会(49.9%)	(財) 静岡県暴力追放運動推進センター(81.0%)

(3) 県が出資し、職員を派遣している公益法人(1団体)

(財) 浜名湖総合環境財団(24.3%)

2 その他の県出資法人：28団体

(1) 県出資25%未満の公益法人（11団体）

(財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター(5.0%)	(財) 静岡県生活科学検査センター(2.8%)
(財) 静岡県グリーンバンク(9.9%)	(財) 静岡県勤労者信用基金協会(3.1%)
(財) 浜松観光コンベンションビューロー(20.8%)	(社) 静岡県農協保証センター(5.1%)
(財) 静岡県観光コンベンション協会(19.2%)	(財) 静岡県特産野菜生産出荷安定資金協会(10.0%)
(財) 浜松国際交流協会(14.1%)	(社) 静岡県林業会議所(6.0%)
(財) 静岡県アイバンク(22.2%)	

(2) 商法法人（17団体）

(株) ドリームウェーブ静岡(0.1%)	(株) 浜松ファッション・コミュニティセンター(8.3%)
(株) メディア・ミックス静岡(1.0%)	小笠山麓開発(株)(3.5%)
(株) 伊豆急ケーブルネットワーク(0.1%)	磐田原総合開発(株)(5.3%)
浜松ケーブルテレビ(株)(0.5%)	清水埠頭(株)(16.7%)
天竜浜名湖鉄道(株)(39.7%)	田子の浦埠頭(株)(20.0%)
(株) エイ・ピー・アイ(39.0%)	沼津埠頭(株)(20.0%)
(株) 静岡茶市場(16.7%)	御前崎埠頭(株)(16.7%)
(株) 浜名湖国際頭脳センター(9.8%)	清水コンテナターミナル(株)(20.0%)
清水港振興(株)(10.0%)	

※解散又は県関与の廃止を予定している団体

団体解散：(財)静岡県埋蔵文化財調査研究所(22年度末)、(財)静岡総合研究機構(23年度末)、(財)静岡県産業ビル(25年11月まで)、(株)浜松ファッション・コミュニティセンター(23年中)

関与廃止：(財)静岡県建築住宅まちづくりセンター(22年度に県出資金を返還)

資料6 公の施設一覧表

1 指定管理者制度導入施設【44 施設】

部局	施設名	指定管理者	募集方法	指定期間	利用料金	施設の必要性
く ら し ・ 環 境 部	静岡県東部地域交流プラザ ①16～18年度、②19～21年度、③22年度、④23～24年度	特定非営利活動法人 静岡県東部パレット 市民活動ネットワーク	公募	2年	併	県民の社会貢献活動を支援することを目的とした拠点施設として設置が必要であるが、規模等については市町との役割分担等を踏まえ、引き続き検討を行う。
	静岡県西部地域交流プラザ ①16～18年度、②19～21年度、③22年度、④23～24年度	特定非営利活動法人 ボランティア支援ネットワークパレット	公募	2年	併	
	静岡県男女共同参画センター ①19～21年度、②22～24年度	あざれあ交流会議グループ	公募	3年	併	本県の男女共同参画推進を目的とした拠点施設として、県域にわたる情報発信、学習、相談、交流等の拡充のため、引き続き設置が必要である。
	静岡県立森林公園森の家施設 ①18～20年度、②21～23年度	(株) ヤタロー	公募	3年	併	県民の保健休養の場及び県民が森林の効用と自然保護に対する理解を深める場の県西部の拠点として必要である。
	静岡県立森林公園施設 ①18～20年度、②21～23年度	静岡県立森林公園運営協議会	単独	3年	—	県民の保健休養の場及び県民が森林の効用と自然保護に対する理解を深める場の県西部の拠点として必要である。
	静岡県県民の森施設 ①18～20年度、②21～23年度	井川森林組合	公募	3年	併	県民が自然に親しみ、野外活動を体験する場の県中部の拠点として、また、奥大井の質の高い自然を県民に提供する施設として必要である。
文 化 ・ 観 光 部	静岡県コンベンションアーツセンター ①18～20年度、②21～23年度	(財) 静岡県文化財団	単独	3年	併	本県文化や学術振興の拠点施設、国内外との交流促進の拠点施設として必要である。
	静岡県舞台芸術公園 ①18～20年度、②21～23年度	(財) 静岡県舞台芸術センター	単独	3年	—	静岡県舞台芸術振興構想に基づき、舞台芸術の創造と人材育成を図る拠点施設であり、本県独自の文化情報を国内外へ発信するために必要である。

部局	施設名	指定管理者	募集方法	指定期間	利用料金	施設の必要性
健康福祉部	静岡県総合社会福祉会館 ①18～20年度、②21～25年度	(福)静岡県社会福祉協議会	単独	5年	併	本県の地域福祉を充実強化するため、社会福祉関係団体の活動拠点として設置しており、入居する29団体と県が協働して社会福祉施策を推進していくために、必要な施設である。
	静岡県婦人保護施設清流荘 ①18～20年度、②21～25年度	(福)葵寮	単独	5年	—	要保護女子の保護更生及びDV被害者等を収容保護し、自立を支援する施設として、DV相談等を含む女性相談が増加し続けている中で、婦人保護施設の果たす役割は高く、必要な施設である。
	静岡県立富士見学園 ①21～30年度	(福)あしたか太陽の丘	公募	10年	—	知的障害者福祉の方向性として、障害者の地域生活の実現や就労促進に向けた支援が必要である中で、重度障害者への対応や、地域生活に向けた通過型の機能を担う入所施設として必要である。
	伊豆医療福祉センター ①18～20年度、②21～25年度	(福)恩賜財団済生会支部静岡県済生会	単独	5年	併	県東部唯一の重症心身障害児施設で、福祉と医療の機能を持つ入所施設として必要であり、近年、障害者の在宅志向が高まる中、家庭で生活する重症心身障害児(者)の支援にも重要な役割を果たしている。
	静岡県総合健康センター ①18～20年度、②21～23年度	(財)しずおか健康長寿財団	単独	3年	併	県内の健康課題の特定など健康づくりに関する調査・研究は、市町での実施は困難であり、県が実施する必要がある。
	静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設(ウオット) ①17～19年度、②20～22年度、③23～27年度	日本海洋調査(株)	公募	5年	併	水産資源、自然環境等に親しむ機会の提供を通じて、浜名湖に対する理解を深める拠点として必要である。
経済産業部	静岡県沼津労政会館 ①18～20年度、②21～23年度	(財)静岡県労働福祉事業協会	公募	3年	併	労働者の研修や会議及び趣味、サークル活動等の場として、依然としてニーズが高く、労働者の福祉の増進に寄与する施設として必要である。
	静岡県静岡労政会館 ①18～20年度、②21～23年度					
	静岡県浜松労政会館 ①18～20年度、②21～23年度					

部局	施設名	指定管理者	募集方法	指定期間	利用料金	施設の必要性
経済産業部	静岡県家畜共同育成場 ①18～20年度、②21～23年度	(社)静岡県畜産協会	公募	3年	併	優良牛の確保及び畜産経営の改善に資するため必要である。
	静岡県産業経済会館 ①18～20年度、②21～23年度	静岡ビル保善(株)	公募	3年	併	産業の振興に寄与するため、支援機関を集め、相互の連携・強調を図り、多彩な施策を実施するための拠点として必要である。
	静岡県浜松内陸コンテナ基地 ①18～20年度、②21～22年度、③23～27年度	(財)静岡県コンテナ輸送振興協会	公募	5年	利	輸出入業者の近くに位置する港湾施設として、円滑な輸出入手続きを可能にする基地を運営し、また、県内港の利用促進に寄与する上で、重要な施設である。
交通基盤部	稲取漁港の漁港施設の一部 (プレジャーボート関係事務のみ) ①18～20年度、②21～23年度	伊豆漁業協同組合	単独	3年	利	漁港は、漁船の利用が原則の公の施設であるが、プレジャーボートの漁港利用が増加し、無秩序な放置、係留等が増加したため、漁船とプレジャーボートのすみわけを図るために漁船の漁港利用に支障がない場合に限り設置しており、今後も漁港の適正な管理運営を行うために必要である。
	静浦漁港の漁港施設の一部 (同上) ①18～20年度、②21～23年度	静浦漁業協同組合	単独	3年	利	
	焼津漁港(焼津地区)の漁港施設の一部(同上) ①18～20年度、②21～23年度	焼津漁業協同組合	単独	3年	利	
	焼津漁港(小川地区)の漁港施設の一部(同上) ①18～20年度、②21～23年度	小川漁業協同組合	単独	3年	利	
	網代漁港の漁港施設の一部 (同上) ①18～20年度、②21～23年度	いとう漁業協同組合	単独	3年	利	
	妻良漁港の漁港施設の一部 (同上) ①18～20年度、②21～23年度	伊豆漁業協同組合	単独	3年	利	
	清水港臨港交通施設 (日の出駐車場) ①18～22年度、②23～27年度	日の出ドリームパーク	公募	5年	利	清水港日の出地区は、清水港港湾計画上、地域振興や賑わい創出を図る交流拠点ゾーンと位置づけられており、清水港を人々が気軽に訪れ、港や海に接するための拠点として、必要な施設である。
	清水港港湾環境整備施設 (日の出緑地及び遊歩道) ①18～22年度、②23～27年度					
	清水港旅客施設(待合所) ①18～22年度、②23～27年度					

部局	施設名	指定管理者	募集方法	指定期間	利用料金	施設の必要性
交通基盤部	清水港港湾管理施設 (港湾関連団体用業務室) ①18～22年度、②23～27年度	日の出ドリームパーク	公募	5年	利	清水港日の出地区は、清水港港湾計画上、地域振興や賑わい創出を図る交流拠点ゾーンと位置づけられており、清水港を人々が気軽に訪れ、港や海に接するための拠点として、必要な施設である。
	静岡県清水港湾交流センター ①18～22年度、②23～27年度					
	静岡空港 ①21～25年度	富士山静岡空港(株)	単独	5年	—	交流を通じた県勢発展に必要な社会資本である。
	静岡県富士山こどもの国 ①17～21年度、②22～26年度	小泉アフリカ・ライオン・サファリ(株)	公募	5年	併	次代を担う子ども達が、富士山麓の雄大な自然の中で、友達や家族と遊ぶことを通じて、生命の貴さや自然の豊かさを学び、夢や冒険心を育むことができる場として、また、地域や利用者が交流できる場として、必要な施設である。
	静岡県草薙総合運動場 ①18～22年度、②23～27年度	静岡県体育協会グループ	公募	5年	—	県中部地域のスポーツの拠点となるとともに、その立地、歴史を踏まえ、全県レベルの利用も視野に入れ、地域や利用者が交流できる場として、必要な施設である。
	遠州灘海浜公園 ①18～22年度、②23～27年度	天龍造園建設グループ	公募	5年	併	県西部地域における県民のスポーツ・レクリエーション需要に対応し、また、野鳥観察園等自然環境を生かした環境学習の場として、必要な施設である。
	愛鷹広域公園 ①18～22年度、②23～27年度	(株)日産クリエイティブサービス	公募	5年	併	県東部地域を代表する野球場、多目的競技場を有する公園として、当地域のスポーツの拠点として、また、自然と親しむ場として、必要な施設である。
小笠山総合運動公園 ①18～22年度、②23～27年度	静岡県サッカー協会グループ	公募	5年	併	ワールドカップサッカーや国体を開催したトップレベルの競技施設を活かして、「本県スポーツの殿堂」とするとともに、健康づくり、文化・レクリエーション及び自然と親しむ場として、必要な施設である。	

部局	施設名	指定管理者	募集方法	指定期間	利用料金	施設の必要性
交通基盤部	吉田公園 ①18～22年度、②23～27年度	特定非営利活動法人しずかちゃん	公募	5年	併	自然に親しみながらレクリエーションや憩いの場として、誰もが安心して利用できる場を目指し、新しいスタイルの県民参加の場として、必要な施設である。
	浜名湖ガーデンパーク ①22～26年度	浜名湖えんてつグループ	公募	5年	併	浜名湖の恵まれた水辺環境や景観を生かし、多様なレクリエーションの場を提供するとともに、浜名湖花博の資産を継承し、園芸や庭園等の文化の発信・活動の場として、必要な施設である。
教育委員会	静岡県立水泳場 ①17～19年度、②20～24年度	静岡県体育協会グループ	公募	5年	併	競技力の向上、指導者の養成、県民の健康増進、スポーツの振興に必要な施設である。
	静岡県富士水泳場 ①17～19年度、②20～24年度	静岡ビル保善(株)	公募	5年	併	競技力の向上、指導者の養成、県民の健康増進、スポーツの振興に必要な施設である。
	静岡県武道館 ①17～19年度、②20～24年度	静岡県体育協会グループ	公募	5年	併	競技力の向上、指導者の養成、県民の健康増進、スポーツの振興に必要な施設である。
	静岡県朝霧野外活動センター ①19～21年度、②22～26年度	日本キャンプ協会グループ	公募	5年	併	宿泊訓練、野外活動等を通じた青少年の健全育成、社会教育の振興に必要な施設である。
	静岡県立三ヶ日青年の家 ①22～24年度	(株)小学館集英社プロダクション	公募	3年	併	宿泊訓練、野外活動等を通じた青少年の健全育成、社会教育の振興に必要な施設である。ただし、指定管理者の指定については、指定期間も含め改めて検討する。

(注) 施設名欄の丸数字は指定回数及び指定期間。利用料金欄「利」は利用料金制度のみ、「併」は指定管理料及び利用料金制度の併用、「－」は指定管理料のみで管理運営を行っている施設。
平成23年4月1日時点の指定管理者の状況を記載。

2 直営の公の施設

(1) 制度導入に個別法の制約がない施設（46 施設） ※港湾は港湾単位で1施設とする。

部局	施設名	施設数	施設の必要性	管理方針	管理形態の考え
文化・観光部	県立美術館	1	本県の美術振興の拠点施設として必要である。	検討中	指定管理者制度の導入の適否について検討しており、平成22年度中に結論を出す予定。
健康福祉部	吉原林間学園	1	被虐待児や発達障害児が増加する中、治療・支援の専門的機能を有する県唯一の施設として必要である。	直営	被虐待児等の治療・支援に当たって、職員には高い専門性が求められるため、直営による管理が適当である。
	磐田学園	1	強度行動障害児等の処遇困難ケースの受け入れやそれに係る支援技術の研究・発信のための施設として必要である。	直営	処遇困難な障害児への支援及び当該支援技術の研究・発信に当たって、職員には高い専門性が求められるため、直営による管理が適当である。
	浜松学園	1	障害者を確実に一般就労に結び付ける県内の代表的な就労移行支援事業所であり、障害者への就労支援の抜本的強化を図った障害者自立支援法の新事業である、就労移行支援事業のモデルとなる施設として必要である。	直営	一定期間で職業訓練を行うため高い専門性が求められる就労移行支援事業のモデル施設として、直営による管理が適当である。
経済産業部	工業技術研究所（本所及び沼津・富士・浜松各支援センター）の開放試験室及び共同研究室	4	中小企業者の研究支援は、県試験研究機関の役割の一つで、必要な施設である。	直営	工業技術研究所施設の一部であり、指定管理者制度を導入すると、一体的管理ができなくなる上に管理費も増加するため、直営による管理が適当である。
	インキュベートセンター（沼津、富士、浜松都田）	3	創業者の育成を通じて地域経済の発展を図るための施設として必要である。	直営	技術支援・指導等を実施するために工業技術支援センターに併設している施設であり、入居者に提供するサービスの専門性により、直営による管理が適当である。
	漁業高等学園	1	平成20年度に外部有識者による漁業後継者養成機関のあり方検討会での意見を踏まえ、平成22年度から教育課程を見直し、「総合漁業科」に再編した。漁業後継者養成に重要な役割を果たす施設として必要である。	直営	県内唯一の漁業後継者養成研修のノウハウを持つ専門的施設であり、代替機関がないため、当面は直営とする。

部局	施設名	施設数	施設の必要性	管理方針	管理形態の考え
経済産業部	技術専門学校（沼津、清水、浜松）、あしたか職業訓練校	4	技術専門学校は、雇用のセーフティネットとしての職業訓練を行うとともに、技術の進歩、産業構造の変化に対応した人材育成を行う施設として必要である。 あしたか職業訓練校は、障害のある方の適性や就業希望に応じた、きめ細かい職業訓練を行う施設として必要である。	直営	長年培った訓練ノウハウに基づき、ものづくりを中心として求職者や在職者の幅広い訓練ニーズに対応する施設として、当面は直営とする。
交通基盤部	県営港内にある港湾施設	14	県民生活や産業活動を支える物流を担い、また、海洋レクリエーションの場ともなる施設であり、必要である。	直営 （一部指定管理者制度）	港湾の民営化の観点から一部港湾で指定管理者の導入等を検討している。 その他の港湾については、直営による管理が適当である。
危機管理部	地震防災センター	1	地震防災に関する知識と対策について県民への啓発、自主防災活動の活性化の支援、県民及び県・市町・防災関係機関等の職員に対する人材育成、県内6大学等と連携した「しずおか防災コンソーシアム」の拠点、県民への情報発信、災害時における県災害対策本部の後方支援基地等の機能を果たすため必要である。	直営	地震防災センターは単なる体験・見学施設ではなく、東海地震に備え、県が正確かつ的確な情報を発信し、防災施策の一環としての機能を持つことから、直営による管理が適当である。
企業局	工業用水道事業（7事業）	7	県内の産業及び県民生活に欠かせない基盤の確立を図るため必要である。	直営	休日・夜間の運転管理の民間委託や、一部浄水場に非常勤職員による施設運営体制を導入済みであり、直営形態の中でコスト削減を推進している。 民間事業者の倒産リスクや災害時の危機管理能力に課題があるため、当面は現行の直営形態を継続し、他県の先行事例を参考に運営形態については今後も検討を続ける。
	水道事業（3事業）	3			

部局	施設名	施設数	施設の必要性	管理方針	管理形態の考え
教育委員会	総合教育センターの一部 (開放施設のみ)	1	生涯学習推進センター機能の一つとして必要な施設である。	直営	総合教育センターとして一体で管理しているため、一般開放部分だけ切り離して指定管理者制度を導入するのは効率的でなく、直営による管理が適当である。
	中央図書館	1	県民の生涯学習の場や市町立図書館を支援する役割を担っているため、必要な施設である。	直営	選書、調査相談などの基幹業務や市町立図書館の支援を行うには、直営による管理が適当である。
	富士山麓山の村	1	心身共に健全でたくましい人間の育成を図るため、必要な施設であるが、宿泊訓練施設として存続する必要性を検討する。	検討中	当面は直営により管理を行うが、平成23年度中に方針を決定する。
	焼津青少年の家	1	宿泊訓練、野外活動等を通じた青少年の健全育成、社会教育の振興に必要な施設である。	指定管理者制度	当面は直営により管理を行うが、指定管理者制度の導入について、今後改めて検討する。
	観音山少年自然の家	1	宿泊訓練、野外活動等を通じた青少年の健全育成、社会教育の振興に必要な施設である。	検討中	当面は直営により管理を行うが、今後施設の在り方について、平成23年度末を目途に再検討する。

(注) 施設数は、平成22年12月末現在

(2) 制度導入に個別法等の制約がある施設 (779 施設)

部局	施設名	施設数	施設の必要性	管理方針	管理形態の考え
健康福祉部	こども家庭相談センター総合支援部診療所	1	発達障害児等に対し医学的診断を基に個別プログラムを策定、支援するため必要な施設である。	直営	厚生労働省通知により「医療法人以外の営利を目的とする者は指定管理者となることができない。」と定められており、直営による管理が適当である。
交通基盤部	ダム（土地改良施設） （大代川、原野谷川、大倉川、都田川）	4	農地防災ダムは、ダム湖内に洪水を貯留し、下流への流量を調整することによって下流域に存在する農地並びに住民の生命及び財産を守るため必要な施設である。	直営	大倉川ダム、都田川ダムは、複雑なゲート操作等を伴い、洪水時に緊急の対応が必要となるため、河川管理者から直営管理を求められていることから、直営による管理が適当である。ゲート操作を伴わず、管理が比較的容易な大代川ダム、原野谷川ダムは、土地改良法第 94 条の 10 に基づく地元市への管理委託が適当である。
	戸田漁港、舞阪漁港、福田漁港	8	水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、必要な施設である。	直営	漁港漁場整備法第 25 条により、都道府県が漁港管理者となることが定められており、漁業活動に支障とならない範囲で設置しているプレジャーボード係留・保管施設のほかに、指定管理者制度になじむ漁港施設がないため、直営による管理が適当である。
	稲取漁港、静浦漁港、焼津漁港、網代漁港、妻良漁港（いずれも指定管理者制度導入以外の施設）				
	流域下水道（5ヶ所）	5	複数の市町にまたがる公共下水道については、県で管理する事が基本であり、必要な施設である。ただし、単独の市町となった場合は当該市町に移管する。	直営	下水道管理者（県）が行うべき公権力の行使に係る事務などは指定管理者制度に適用できない。また、施設の拡張が続いている時期は、指定管理者制度はなじみにくい。よって直営による管理が適当である。市町合併により、平成 27 年度末で 2ヶ所に減少するため、その時まで 28 年度以降の管理形態を決定する。

部局	施設名	施設数	施設の必要性	管理方針	管理形態の考え
交通基盤部	道路 (239 路線)	239	道路は、道路網を形成して経済・社会の発展を支える交通基盤となっているだけでなく、公共空間を確保し、ライフラインを設置する生活基盤としても重要な役割を担っており、「公共施設」として管理されている。	直営	道路法では、道路管理者は自らが道路の新設、改築、維持その他の管理を行うことが原則であり、指定管理者制度を導入しても事実行為しか行えず（国土交通省通知）、制度導入の効果は薄いため直営による管理が適当である。
	河川 (521 ヶ所)	521	河川管理は、「災害防止」、「利用者間調整」及び「環境・景観保全」等を内容とし、公共安全保持と公共福祉増進を究極目標としており、河川は「公共用物」として管理されている。	直営	河川法第9条第2項及び同法第10条第1項により、都道府県知事に管理義務があり、指定管理者制度を導入しても事実行為しか行えず（国土交通省通知）、制度導入の効果は薄いため直営による管理が適当である。
がんセンター局	静岡がんセンター	1	県のがん対策推進のための拠点病院として必要な施設である。	直営	厚生労働省通知により「医療法人以外の営利を目的とする者は指定管理者となることができない。」と定められており、当面は直営による管理が適当である。最適医療を提供するために最も適した運営形態・管理形態を引き続き検討する。

(注) 施設数は、平成 22 年 12 月末現在

(3) 指定管理者制度を導入できない施設 (142 施設)

部局	施設名	施設数	施設の必要性	管理方針	管理形態の考え
健康福祉部	東部看護専門学校	1	特に看護師が不足している東部地区において、看護師養成機関として必要である。	直営	学校教育法第5条により「設置者が管理する」と定められている。
	女性相談センター	1	売春防止法第34条第1項において「都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。」と定められている。	直営	婦人相談所に関する政令第1条において「所長は、都道府県知事の補助機関である職員のうちから任用しなければならない。」と定められている。
	三方原学園	1	児童福祉法施行令第36条第1項において「都道府県は法第35条第2項の規定により、児童自立支援施設を設置しなければならない。」と定められている。	直営	児童福祉法施行令第36条第5項において「施設の長、児童自立支援専門員及び児童生活支援員は、当該都道府県知事の補助機関である職員をもって充てる。」と定められている。
経済産業部	農林大学校	1	農家後継者の育成支援のため、必要な施設である。	直営	学校教育法第5条により「設置者が管理する」と定められている。
交通基盤部	海岸	22	海岸管理は、自然災害防止を目的とした国土保全事業(重要施策)であり、海岸は「公共用物」として管理されている。	直営	海岸法第5条第1項により、「海岸保全区域の管理は知事が行う。」と定められている。
教育委員会	高等学校(93校) 特別支援学校(21校) 中学校(2校)	116	学校教育法第2条により「学校は、国、地方公共団体、及び学校法人のみが設置することができる。」と定められており、公の教育施設として必要である。	直営	学校教育法第5条により「設置者が管理する」と定められている。

(注) 施設数は、平成22年12月末現在

1 財政の中期見通し

(1) 試算の前提

- ①経済成長率は、内閣府試算（平成23年1月「経済財政の中長期試算」）に用いられた2パターンの経済成長率（慎重シナリオ、成長戦略シナリオ）のうち、より慎重な経済見通しを前提とする。

<名目経済成長率>

(単位：%)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度
慎重シナリオ	1.3	1.3	1.5	1.3

- ②地方財政は、三位一体の改革以降、一般財源総額（地方税、地方交付税、臨時財政対策債等の合計額）が概ね同規模に固定されていることを踏まえ、一般財源総額を23年度同額で固定するパターンを「ケース1」、また、義務的経費等の財政需要の増加が地方交付税に反映する本来の地方財政制度の機能が発揮されるパターンを「ケース2」として試算した。
- ③今後、新たな総合計画に基づいて施策展開していくことを踏まえ、総合計画の「主な取組」について試算に反映した。

(2) 試算結果

- 実質公債費比率、将来負担比率については、財政健全化法における健全段階を維持
- 県独自の健全化目標のうち、
- ・県債残高は、今後、いずれのケースも着実に減少し、目標の範囲内で推移
 - ・経常収支比率は、ケース2（地方財政制度機能発揮）では改善する見込であるがケース1（一般財源総額据置）では、義務的経費の増加に伴い、更なる上昇はまぬがれない状況
- 財源不足額は、ケース2（地方財政制度機能発揮）では、中期的に解消の方向に向かうが、ケース1（一般財源総額据置）では、今後も400億円程度で推移

<参考：県独自の健全化の目標>

区分	指標(21年度決算)	全国順位	国基準
① 経常収支比率を90%以下へ	93.3%	9	—
② 実質公債費比率を18%未満に抑制	13.1%	16	18.0%
③ 県債残高2兆円程度を上限	19,610億円	—	—
④ 将来負担比率を400%未満に抑制	262.6%	32	400.0%

<試算結果>

ケース 1 一般財源総額据置パターン

(単位:億円)

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
経常収支比率	95.1%	95.3%	96.1%	96.4%	97.1%
実質公債費比率	15.2%	15.0%	14.8%	14.3%	14.7%
県債残高(通常債) 注1	18,704	18,184	17,660	17,162	16,567
県債残高(全体) 注2	25,369	25,825	26,189	26,472	26,566
将来負担比率	263.3%	268.3%	275.5%	281.3%	284.4%
財源不足額	▲347	▲406	▲397	▲392	▲397

ケース 2 地方財政制度機能発揮パターン

(単位:億円)

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
経常収支比率	95.1%	94.4%	94.0%	93.5%	93.6%
実質公債費比率	15.2%	14.9%	14.6%	13.9%	14.2%
県債残高(通常債) 注1	18,704	18,184	17,660	17,162	16,567
県債残高(全体) 注2	25,369	25,825	26,189	26,472	26,566
将来負担比率	263.3%	265.4%	268.6%	271.3%	272.4%
財源不足額	▲347	▲340	▲245	▲175	▲137

(注) 1 臨時財政対策債は「実質的な地方交付税」とされているため、通常債から除外
 病院債は、県立病院の独立行政法人化に伴う県債であり、償還財源の全てが病院事業により措置されるため、通常債から除外

2 県債残高(全体)は、通常債、臨時財政対策債、病院債の合計

2 平成 23 年度当初予算における健全化への取組

(1) 新しい行財政改革大綱に基づく財政健全化への積極的な取組

○ 県債残高の抑制 (単位：億円)

区 分	22 年度末	23 年度末	備考
通常債残高	19,264	18,704	H22 末比：▲560

○ 静岡型事業仕分けの実施

- ・ 21 年度：103 事業、22 年度：110 事業の仕分けを実施
- ・ 22 年度は「静岡型事業仕分け」として、県の業務をすべて書き出し、目的ごとに整理した「業務棚卸表」を活用し、県の裁量の余地が大きい事業全般の見直しを実施

(単位：百万円)

区 分	22 年度当初	23 年度当初	備考
仕分けによる見直し額	3,072	3,966	H23 は「静岡型事業仕分け」による効果額を含む

○ 予算節減努力評価制度

- ・ 「予算を使い切ろうとする意識を改革」するため、予算の執行段階での創意工夫により、歳入の確保や歳出の節減に努めた優れた取組を表彰

(単位：百万円)

区 分	21 年度	22 年度	備考
経費節減額	395	209	応募件数：H21 23 件、H22 27 件

○ 団体負担金の見直し

- ・ 法的根拠のない全国規模の公的団体等に対する負担金や 100 万円以上の比較的規模の大きい団体負担金の見直しを実施

○ 外郭団体の検証と見直し

- ・ 解散 2 団体

(2) 基金活用可能額の積み増し

将来に備え、基金活用可能額は、19 年度と同水準を確保 (250 億円)

< 翌年度以降の基金活用可能額の確保 > (単位：億円)

区 分	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
当初予算活用可能額 A	632	702	609	686	554	557	579	503	575	433	597
当初予算活用額 (財源不足額) B	482	531	489	569	499	341	328	336	527	386	347
当初予算編成後 C=A-B	150	171	120	117	55	216	251	167	48	47	250
前年度決算後 D	230	231	155	155	137	250	296	183	78	92	—
翌年度活用可能額 E	698	602	674	543	546	554	480	570	433	597	—

(注) 当初予算活用可能額 A は、前年度の翌年度活用可能額 E に利子等を加算

3 課題と今後の対応

(1) 課題

- 23年度当初予算は、多額の財源不足が見込まれる下での編成となったが、将来に備えて基金活用可能額の積み増しや「ふじのくにづくり推進基金」の新設など、“ふじのくに”の自立を支える財政基盤の確立に向けて、第一歩を踏み出すことができた。
- その一方で、試算結果のとおり、地方財政制度が着実に機能する場合（ケース2）には、財源不足額は縮小していくが、国の中期財政フレーム等により地方の一般財源総額が据え置かれる前提（ケース1）では、社会保障関係費や公債費等の義務的経費の増加に伴い財源不足額も拡大していくことから、県内総生産や県民所得を向上させる取組（県自らの取組）とその努力による税収等の増加が行政サービスの向上に反映できる仕組みの確立（国への提言）が不可欠である。

(2) 今後の対応

① “ふじのくに”づくりと財政健全化の両立（県自らの取組）

○新たな総合計画に基づく“ふじのくに”づくりの推進

堅実な経済成長をもたらすため、

- (1) ヒト、モノ、大地を活かした農林水産業の強化、今後の経済成長を担う次世代産業の育成
- (2) 国内外から憧れを呼ぶ地域づくりによるヒト、モノの多様な交流と深化
- (3) 活発な経済活動や交流を支える陸・海・空の交通ネットワークの確立ほか

○静岡県行財政改革大綱（22～25年度）に基づく徹底的な行財政改革

効果的で能率的な行政運営や将来にわたる安心な財政運営を維持するため、

- (1) 歳出のスリム化
県民参加型の行政評価手法の導入、職員数の見直し、内部管理経費等の徹底した見直し、サンセット方式による補助金の見直し ほか
- (2) 歳入の確保
県税の安定的な確保、未収金徴収対策の一層の強化、未利用財産の売却促進ほか

② 国への提言

○地域主権改革の着実な実行

- ・ 真の地域自立を実現するための地域主権改革の実現、地方の意見の反映

○将来にわたって安心な財政運営の確立

- ・ 行政サービスの安定的提供のための一般財源総額の確保
- ・ 行政サービスと負担の不均衡の解消に向けた地方消費税等の税財源の充実

「財政の中期見通し」の前提条件

○経済成長率

内閣府試算（平成 23 年 1 月「経済財政の中長期試算」）で用いられた経済成長率を使用した。

慎重シナリオ H24：1.3%、H25：1.3%、H26：1.5%、H27：1.3%

○推計方法

区 分		考 え 方				
歳 出	人件費	増減員分、退職手当分は推計額				
	扶助費	通常分 → 年平均伸び率 3.0%（H19～21 決算平均伸び率） 後期高齢者医療分・介護保険分・障害者自立支援分→推計額				
	公債費	既発行分 → 積上げ 今後発行分 → 利率は、国の試算（1.6～2.1%）				
	災害復旧費	23 年度当初と同額				
	税収関連法定経費	原則として税収の伸びに連動				
	公共・直轄	公共・直轄分 → 前年×1.0+積上げ				
	単独	単独（通常分） → 前年×1.0 単独（主要事業） → 積上げ				
	その他の経費	原則として 23 年度当初と同額 選挙経費は実施年度の推計額				
	（再掲） 総合計画の反映	基本計画に示した 4 年間（H22～25）の具体的な取組のうち、 主な取組を試算に反映				
歳 入	県税	名目経済成長率×弾性値（1.1） + 税制改正影響分（～23 年度税制改正分）				
	地方消費税 清算金	地方消費税に連動				
	地方譲与税	名目経済成長率×弾性値（1.1）				
	地方特例交付金	23 年度当初と同額				
	地方交付税 + 臨時財政対策 債	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">ケース 1</td> <td>23 年度当初同額±税増減収分 ※一般財源総額を同額で固定し、税収増減等の 25%相当分は算定から除外</td> </tr> <tr> <td>ケース 2</td> <td>ケース 1+義務的経費の増分を反映</td> </tr> </table>	ケース 1	23 年度当初同額±税増減収分 ※一般財源総額を同額で固定し、税収増減等の 25%相当分は算定から除外	ケース 2	ケース 1+義務的経費の増分を反映
	ケース 1	23 年度当初同額±税増減収分 ※一般財源総額を同額で固定し、税収増減等の 25%相当分は算定から除外				
	ケース 2	ケース 1+義務的経費の増分を反映				
	国庫支出金	原則として歳出に連動				
県債	原則として歳出に連動					
その他の歳入	原則として、23 年度当初と同額 分担金・負担金 → 投資的経費に連動					

財政の中期見通し 一般財源総額据置パターン（ケース1）

試算方法：名目経済成長率 24年度 1.3% 25年度 1.3% 26年度 1.5% 27年度 1.3%

▲印減額（単位：億円）

区 分	22年度	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		
	当初		前年度 増減額		前年度 増減額		前年度 増減額		前年度 増減額		前年度 増減額	
歳 出	義務的経費	6,375	6,371	▲ 4	6,415	44	6,483	68	6,486	3	6,585	99
	人件費	3,805	3,737	▲ 68	3,754	17	3,739	▲ 15	3,691	▲ 48	3,698	7
	うち退職手当	340	323	▲ 17	359	36	375	16	360	▲ 15	393	33
	扶助費	753	814	61	836	22	859	23	883	24	907	24
	公債費	1,730	1,730	0	1,735	5	1,795	60	1,822	27	1,890	68
	うち通常債分	1,538	1,484	▲ 54	1,471	▲ 13	1,475	4	1,427	▲ 48	1,421	▲ 6
	うち臨時財政対策債分	157	207	50	233	26	290	57	365	75	429	64
	災害復旧費	87	90	3	90	0	90	0	90	0	90	0
	税収関連法定経費	1,097	1,135	38	1,199	64	1,216	17	1,244	28	1,261	17
	義務的経費・税収関連経費以外	3,793	3,818	25	3,526	▲ 292	3,513	▲ 13	3,378	▲ 135	3,235	▲ 143
投資的経費	1,663	1,606	▲ 57	1,631	25	1,604	▲ 27	1,526	▲ 78	1,371	▲ 155	
	公共・直轄	917	860	▲ 57	827	▲ 33	847	20	854	7	852	▲ 2
	単独	746	746	0	804	58	757	▲ 47	672	▲ 85	519	▲ 153
	その他の経費	2,130	2,212	82	1,895	▲ 317	1,909	14	1,852	▲ 57	1,864	12
	合 計 A	11,265	11,324	59	11,140	▲ 184	11,212	72	11,108	▲ 104	11,081	▲ 27
(再掲)※ 総合計画の「主な取組」	1,190	1,300		1,090		1,080		—		—		
歳 入	県税	3,700	3,950	250	4,127	177	4,214	87	4,294	80	4,355	61
	うち法人事業税	488	699	211	723	24	738	15	749	11	760	11
	地方消費税清算金	719	774	55	786	12	797	11	810	13	822	12
	地方譲与税	422	475	53	504	29	511	7	519	8	526	7
	うち地方法人特別譲与税	393	446	53	475	29	481	6	489	8	495	6
	地方交付税	3,065	2,763	▲ 302	2,667	▲ 96	2,619	▲ 48	2,570	▲ 49	2,527	▲ 43
	うち臨時財政対策債	1,510	1,200	▲ 310	1,107	▲ 93	1,059	▲ 48	1,010	▲ 49	967	▲ 43
	地方特例交付金	49	40	▲ 9	40	0	40	0	40	0	40	0
	国庫支出金	1,241	1,190	▲ 51	1,222	32	1,280	58	1,263	▲ 17	1,251	▲ 12
	県債	643	641	▲ 2	671	30	714	43	665	▲ 49	572	▲ 93
その他の歳入	1,040	1,144	104	717	▲ 427	640	▲ 77	555	▲ 85	591	36	
合 計 B	10,879	10,977	98	10,734	▲ 243	10,815	81	10,716	▲ 99	10,684	▲ 32	
財源不足額 C=B-A	▲ 386	▲ 347	39	▲ 406	▲ 59	▲ 397	9	▲ 392	5	▲ 397	▲ 5	
基金充当（予定）額	386		347		250		0		0		0	
経常収支比率	94.7%		95.1%		95.3%		96.1%		96.4%		97.1%	
実質公債費比率	14.2%		15.2%		15.0%		14.8%		14.3%		14.7%	
将来負担比率	282.5%		263.3%		268.3%		275.5%		281.3%		284.4%	
県債残高	19,273		18,704		18,184		17,660		17,162		16,567	
(臨財債及び病院債含み)	(24,856)		(25,369)		(25,825)		(26,189)		(26,472)		(26,566)	

※ 新たな総合計画基本計画に示した4年間の具体的取組のうち「主な取組」（再掲）

財政の中期見通し 地方財政制度機能発揮パターン（ケース2）

試算方法：名目経済成長率 24年度 1.3% 25年度 1.3% 26年度 1.5% 27年度 1.3%

▲印減額（単位：億円）

区 分	22年度	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		
	当初		前年度 増減額		前年度 増減額		前年度 増減額		前年度 増減額		前年度 増減額	
歳 出	義務的経費	6,375	6,371	▲ 4	6,415	44	6,483	68	6,486	3	6,585	99
	人件費	3,805	3,737	▲ 68	3,754	17	3,739	▲ 15	3,691	▲ 48	3,698	7
	うち退職手当	340	323	▲ 17	359	36	375	16	360	▲ 15	393	33
	扶助費	753	814	61	836	22	859	23	883	24	907	24
	公債費	1,730	1,730	0	1,735	5	1,795	60	1,822	27	1,890	68
	うち通常債分	1,538	1,484	▲ 54	1,471	▲ 13	1,475	4	1,427	▲ 48	1,421	▲ 6
	うち臨時財政対策債分	157	207	50	233	26	290	57	365	75	429	64
	災害復旧費	87	90	3	90	0	90	0	90	0	90	0
	税収関連法定経費	1,097	1,135	38	1,199	64	1,216	17	1,244	28	1,261	17
	義務的経費・税収関連経費以外	3,793	3,818	25	3,526	▲ 292	3,513	▲ 13	3,378	▲ 135	3,235	▲ 143
歳 出	投資的経費	1,663	1,606	▲ 57	1,631	25	1,604	▲ 27	1,526	▲ 78	1,371	▲ 155
	公共・直轄	917	860	▲ 57	827	▲ 33	847	20	854	7	852	▲ 2
	単独	746	746	0	804	58	757	▲ 47	672	▲ 85	519	▲ 153
	その他の経費	2,130	2,212	82	1,895	▲ 317	1,909	14	1,852	▲ 57	1,864	12
	合 計 A	11,265	11,324	59	11,140	▲ 184	11,212	72	11,108	▲ 104	11,081	▲ 27
(再掲)※ 総合計画の「主な取組」	1,190	1,300		1,090		1,080		—		—		
歳 入	県税	3,700	3,950	250	4,127	177	4,214	87	4,294	80	4,355	61
	うち法人事業税	488	699	211	723	24	738	15	749	11	760	11
	地方消費税清算金	719	774	55	786	12	797	11	810	13	822	12
	地方譲与税	422	475	53	504	29	511	7	519	8	526	7
	うち地方法人特別譲与税	393	446	53	475	29	481	6	489	8	495	6
	地方交付税	3,065	2,763	▲ 302	2,733	▲ 30	2,771	38	2,787	16	2,787	0
	うち臨時財政対策債	1,510	1,200	▲ 310	1,107	▲ 93	1,059	▲ 48	1,010	▲ 49	967	▲ 43
	地方特例交付金	49	40	▲ 9	40	0	40	0	40	0	40	0
	国庫支出金	1,241	1,190	▲ 51	1,222	32	1,280	58	1,263	▲ 17	1,251	▲ 12
	県債	643	641	▲ 2	671	30	714	43	665	▲ 49	572	▲ 93
その他の歳入	1,040	1,144	104	717	▲ 427	640	▲ 77	555	▲ 85	591	36	
合 計 B	10,879	10,977	98	10,800	▲ 177	10,967	167	10,933	▲ 34	10,944	11	
財源不足額 C=B-A	▲ 386	▲ 347	39	▲ 340	7	▲ 245	95	▲ 175	70	▲ 137	38	
基金充当（予定）額	386		347		250		0		0		0	
経常収支比率	94.7%		95.1%		94.4%		94.0%		93.5%		93.6%	
実質公債費比率	14.2%		15.2%		14.9%		14.6%		13.9%		14.2%	
将来負担比率	282.5%		263.3%		265.4%		268.6%		271.3%		272.4%	
県債残高	19,273		18,704		18,184		17,660		17,162		16,567	
(臨財債及び病院債含み)	(24,856)		(25,369)		(25,825)		(26,189)		(26,472)		(26,566)	

※ 新たな総合計画基本計画に示した4年間の具体的取組のうち「主な取組」（再掲）

(参考) これまでの健全化への取組

1 人件費の抑制

(単位：人)

区分		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
計画	累計	▲500					▲250			▲500					—
	単年度	—	—	—	—	—	—	—	—	▲84	▲158	▲116	▲99	▲100	—
実績	累計	▲509					▲287			▲84	▲242	▲358	▲457	▲557	—

2 投資的経費の圧縮 (最終予算ベース)

(単位：億円)

区分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算額	5,055	4,398	3,769	3,646	3,008	2,682	2,535	2,273	2,207	2,098	2,045	2,036	1,684	—

(注) 受託事業、調査費を除く

3 各種指標等の推移

(単位：億円、%)

区分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
経常収支比率	96.4	92.2	89.0	90.4	93.2	87.3	91.9	90.9	90.8	93.6	92.5	93.3	89.9	95.1
全国順位	39	38	34	31	31	15	21	10	4	5	7	9	—	—
起債制限比率	11.1	12.2	13.1	13.4	13.2	12.8	12.6	11.7	10.3	9.0	8.6	9.5	10.5	11.5
全国順位	23	26	30	29	28	27	22	17	10	8	7	—	—	—
実質公債費比率	—	—	—	—	—	—	—	12.9	12.4	11.6	11.7	13.1	14.2	15.2
全国順位	—	—	—	—	—	—	—	14	10	9	10	16	—	—
県債残高(通常債)	16,959	18,225	18,790	19,521	19,930	19,858	19,508	19,296	19,045	18,994	19,272	19,610	19,264	18,704
県債残高(全体)	16,959	18,225	18,790	19,692	20,519	21,184	21,283	21,419	21,505	21,732	22,346	23,782	24,850	25,369
(通常債+PF1分)	16,959	18,225	18,790	19,521	19,930	19,858	19,508	19,326	19,074	19,087	19,392	19,725	19,374	18,808
将来負担比率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	247.3	248.1	262.6	264.1	263.3
全国順位	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30	28	32	—	—

(注) 22年度は年間見込、23年度は当初予算ベース

この資料は、歳入・歳出の推移を中心に県財政の現状をまとめたものです。

1 一般会計の予算規模

平成23年度当初予算 1兆1,324億円

全国10位の予算規模 22年度当初比 0.5%増

(1) 全国の状況 ※予算案ベース

①東京 6兆2,360億	⑥神奈川 1兆7,764億円	※福岡県の6,170億円は4月～7月分の暫定予算のため除外
②大阪 3兆2,417億円	⑦埼玉 1兆6,899億円	
③北海道 2兆5,118億円	⑧千葉 1兆5,595億円	
④兵庫 2兆1,285億円	⑨新潟 1兆2,224億円	
⑤愛知 2兆1,075億円	⑩静岡 1兆1,324億円	

<参考> ・本県の人口 380万人 (H20.10.1 総務省調査、全国10位)
 ・本県の面積 7,780km² (20年度国土地理院、全国13位)

(2) 本県一般会計予算の推移

(単位:億円・%)

年度	当 初		最 終	
	金 額	対前年度比	金 額	対前年度比
9	12,985	102.1	12,931	97.9
10	13,510	104.0	14,644	113.2
11	13,520	100.1	14,017	95.7
12	13,220	97.8	13,528	96.5
13	13,215	100.0	13,672	101.1
14	11,920	90.2	12,046	88.1
15	11,770	98.7	11,677	96.9
16	11,640	98.9	11,621	99.5
17	11,403	98.0	11,256	96.9
18	11,403	100.0	11,301	100.4
19	11,395	99.9	11,410	101.0
20	11,298	99.1	11,442	100.3
21	11,318	100.2	12,322	107.7
22	11,265	99.5	11,615	94.3
23	11,324	100.5	—	—

2 一般会計歳入決算の推移

(1) 県税

県税収入は、14年度以降19年度まで、景気の回復により増収が続いておりましたが、20年度から、世界的な景気低迷による企業収益の悪化や地方法人特別税の導入の影響等により減収しており、22年度は3,960億円と見込んでいます。

23年度は、企業収益の改善から、法人2税の増収が見込まれるものの、エコカー補助金の終了による自動車取得税の減収等の影響を見込み、22年度年間予算とほぼ同額の3,950億円を計上しています。

(2) 県債

財政健全化を進める観点から、12年度以降、県債の発行を抑制しております。

通常債は、投資的経費の圧縮に努めたことなどにより、22、23年度とも減少しています。

なお、19～21年度の通常債の増加は、県税の減少を補うための減収補てん債の発行等によるものです。

一方、地方交付税の振り替えである臨時財政対策債は、国の地方財政計画に基づき、1,200億円を見込んでいます。

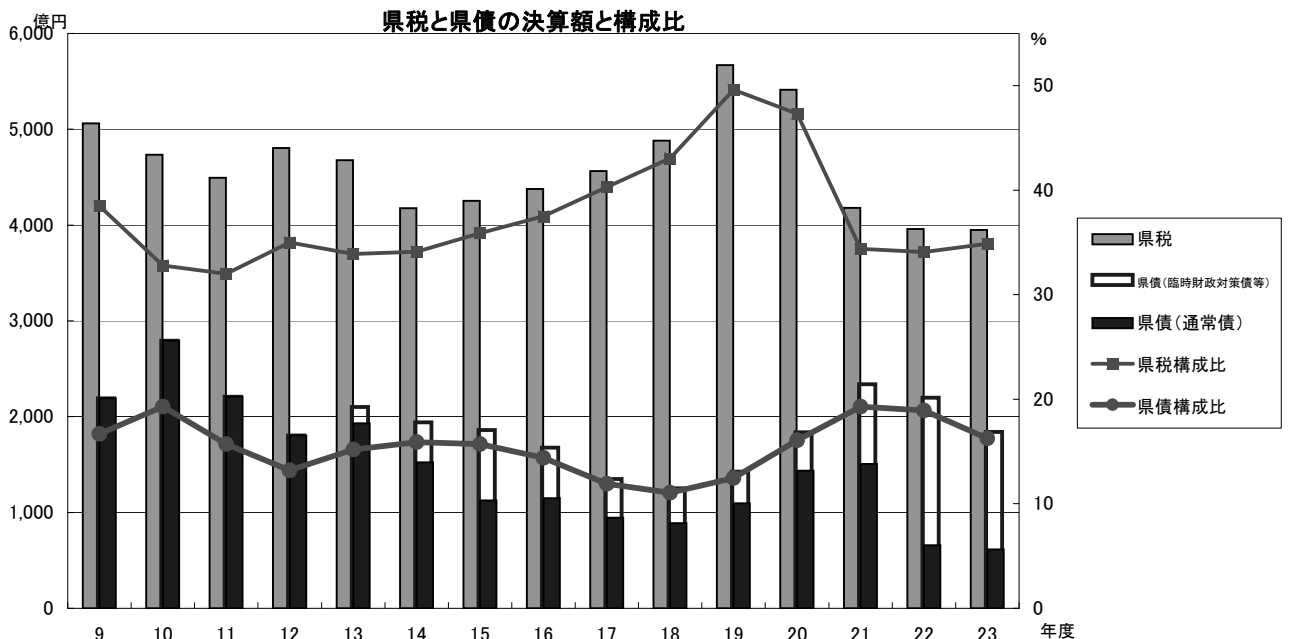
<一般会計>

(単位: 億円・%)

区分	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
県税	5,060	4,733	4,492	4,804	4,676	4,176	4,254	4,377	4,565	4,882	5,669	5,412	4,178	3,960	3,950
構成比	38.5	32.8	32.0	35.0	33.9	34.1	35.9	37.5	40.3	43.0	49.6	47.3	34.4	34.1	34.9
地方交付税	1,270	1,311	1,970	2,141	2,070	2,050	1,918	1,652	1,691	1,442	1,280	1,161	1,484	1,679	1,563
構成比	9.7	9.1	14.0	15.6	15.0	16.7	16.2	14.1	14.9	12.7	11.2	10.1	12.2	14.5	13.8
国庫支出金	2,136	2,429	2,333	2,225	2,311	2,061	1,901	1,805	1,543	1,274	1,177	1,301	2,020	1,435	1,190
構成比	16.2	16.8	16.6	16.2	16.8	16.8	16.0	15.5	13.6	11.2	10.3	11.4	16.6	12.3	10.5
県債	2,192	2,793	2,209	1,804	2,102	1,941	1,862	1,676	1,348	1,254	1,425	1,837	2,340	2,197	1,841
通常債	2,192	2,793	2,209	1,804	1,930	1,524	1,125	1,150	945	890	1,096	1,437	1,506	658	616
臨時債等	—	—	—	—	172	417	737	526	403	364	329	400	809	1,518	1,200
病院債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25	21	25
構成比	16.7	19.3	15.7	13.2	15.2	15.9	15.7	14.4	11.9	11.1	12.5	16.1	19.3	18.9	16.3
その他	2,493	3,182	3,057	2,740	2,637	2,008	1,921	2,162	2,179	2,490	1,877	1,724	2,124	2,344	2,780
構成比	18.9	22.0	21.7	20.0	19.1	16.5	16.2	18.5	19.3	22.0	16.4	15.1	17.5	20.2	24.5
計	13,151	14,448	14,061	13,714	13,796	12,236	11,856	11,672	11,326	11,342	11,428	11,435	12,146	11,615	11,324

※県債のうち「臨時債等」とは、臨時財政対策債とNTT無利子貸付金(NTT無利子貸付金は、17年度で償還済)

※22年度は最終予算、23年度は当初予算



3 一般会計歳出最終予算の推移

厳しい財政状況の中、施策の重点化、優先化に取り組むなど、歳出の見直しに努めています。

(1) 義務的経費

義務的経費は、職員数の見直しによる人件費の削減等により増加の抑制に努めており、ピーク時の13年度と比較すると減少しておりますが、扶助費などの社会保障関係経費の増加等により23年度当初予算では6,371億円を計上しています。

(2) 投資的経費

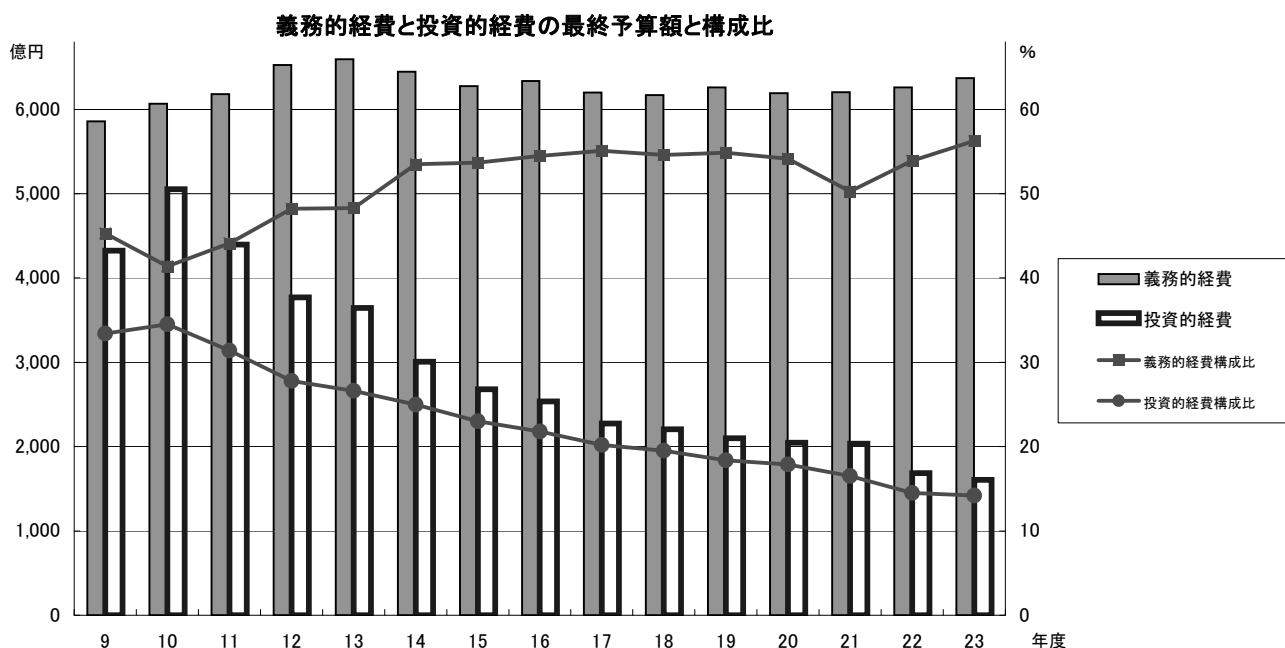
投資的経費の予算全体に占める構成比は、ピーク時の10年度では34.5%でしたが、これまで財政健全化の観点から、投資的経費の圧縮に努めた結果、大幅に減少し、23年度当初予算では14.2%となっています。

<一般会計>

(単位:億円・%)

区分	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
義務的経費	5,860	6,069	6,181	6,527	6,594	6,446	6,275	6,338	6,202	6,169	6,259	6,194	6,205	6,261	6,371
構成比	45.3	41.4	44.1	48.2	48.3	53.5	53.7	54.5	55.1	54.6	54.9	54.1	50.3	53.9	56.3
人件費	4,085	4,103	4,121	4,063	4,115	4,060	3,914	3,908	3,914	3,936	3,951	3,881	3,778	3,749	3,737
構成比	31.6	28.0	29.4	30.0	30.1	33.7	33.5	33.6	34.8	34.8	34.7	33.9	30.7	32.3	33.0
扶助費	399	415	445	556	596	613	541	573	570	637	664	689	730	776	814
構成比	3.1	2.8	3.2	4.1	4.4	5.1	4.6	4.9	5.0	5.7	5.8	6.0	5.9	6.7	7.2
公債費	1,304	1,393	1,551	1,846	1,792	1,692	1,732	1,744	1,654	1,581	1,588	1,609	1,680	1,698	1,730
構成比	10.1	9.5	11.1	13.6	13.1	14.0	14.8	15.0	14.7	14.0	13.9	14.1	13.6	14.6	15.3
災害復旧費	72	158	64	62	91	81	88	113	64	15	56	15	17	38	90
構成比	0.5	1.1	0.4	0.5	0.7	0.7	0.8	1.0	0.6	0.1	0.5	0.1	0.1	0.3	0.8
税収関連法定経費	536	1,218	1,138	1,251	1,244	994	1,036	1,147	1,129	1,174	1,272	1,186	1,166	1,139	1,135
構成比	4.1	8.3	8.1	9.2	9.1	8.2	8.9	9.9	10.0	10.4	11.1	10.4	9.5	9.8	10.0
投資的経費	4,323	5,055	4,398	3,769	3,646	3,008	2,682	2,535	2,273	2,207	2,098	2,045	2,036	1,684	1,607
構成比	33.4	34.5	31.4	27.8	26.6	25.0	23.0	21.8	20.2	19.5	18.4	17.9	16.5	14.5	14.2
公共・直轄	1,837	2,469	2,215	1,964	1,867	1,684	1,419	1,336	1,197	1,122	992	907	987	983	860
構成比	14.2	16.9	15.8	14.5	13.6	14.0	12.2	11.5	10.6	9.9	8.7	7.9	8.0	8.5	7.6
単独	2,486	2,586	2,183	1,805	1,779	1,324	1,263	1,199	1,076	1,085	1,106	1,138	1,049	701	747
構成比	19.2	17.6	15.6	13.3	13.0	11.0	10.8	10.3	9.6	9.6	9.7	10.0	8.5	6.0	6.6
その他	2,212	2,302	2,300	1,981	2,188	1,598	1,684	1,601	1,652	1,751	1,781	2,017	2,915	2,531	2,211
構成比	17.2	15.8	16.4	14.8	16.0	13.3	14.4	13.8	14.7	15.5	15.6	17.6	23.7	21.8	19.5
計	12,931	14,644	14,017	13,528	13,672	12,046	11,677	11,621	11,256	11,301	11,410	11,442	12,322	11,615	11,324

※22年度は最終予算、23年度は当初予算。調査・受託はその他に含む。



4 県債残高の状況

23年度末の県債残高見込額は、地方交付税の振り替えである臨時財政対策債の発行額が近年大幅に増加していることから2兆5,369億円となっています。

一方、通常債の残高は、14年度をピークに減少傾向にあり、23年度末の残高見込額は1兆8,704億円で、財政健全化の目標である「2兆円程度を上限」を引き続き下回っています。

今後も県債残高(通常債)の削減に努め、特に、国の財政状況や税収の動向に伴う特別な起債を除いた、建設事業債の残高を着実に削減していきます。

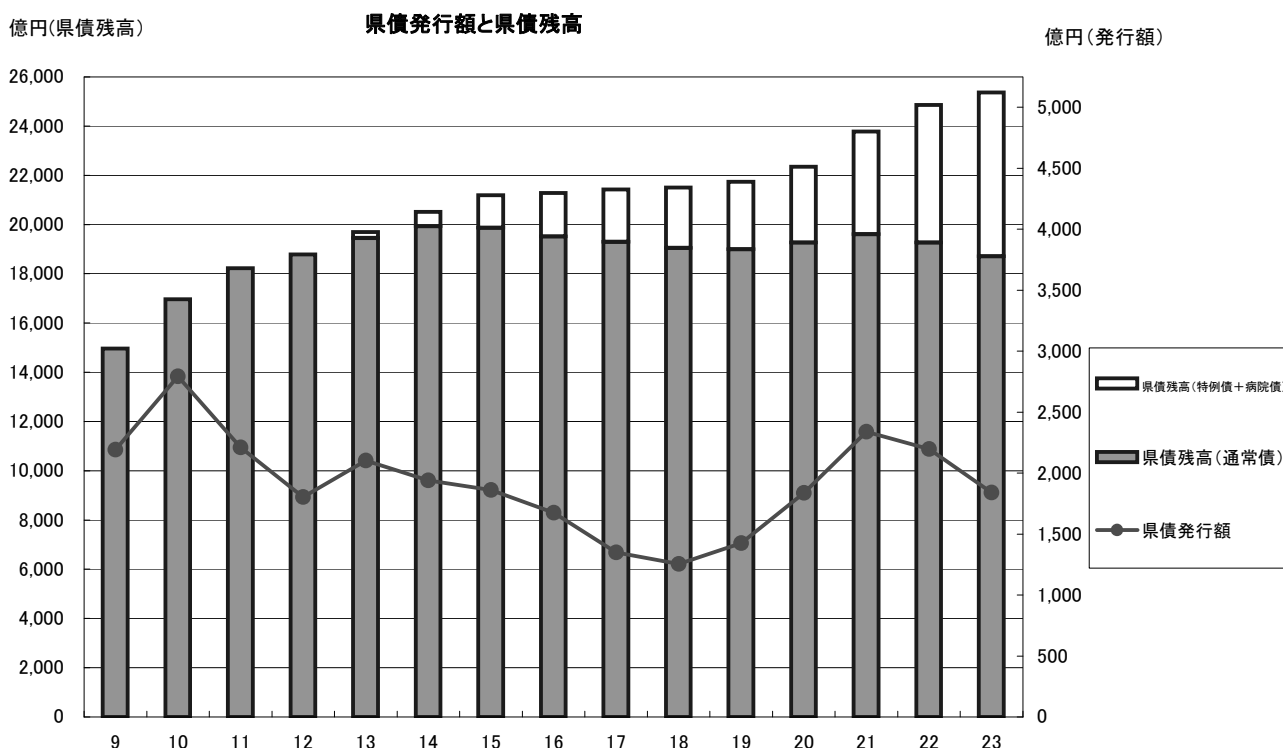
<一般会計>

(単位:億円)

区分	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
県債残高(年度末)	14,963	16,959	18,225	18,790	19,692	20,519	21,184	21,283	21,419	21,505	21,732	22,346	23,782	24,850	25,369
通常債	14,963	16,959	18,225	18,790	19,452	19,930	19,858	19,508	19,296	19,045	18,994	19,272	19,610	19,264	18,704
臨時財政対策債等					240	589	1,326	1,775	2,123	2,460	2,738	3,074	3,800	5,224	6,312
病院債													372	362	353
県債発行額	2,192	2,793	2,209	1,804	2,102	1,941	1,862	1,676	1,348	1,254	1,425	1,837	2,340	2,197	1,841
通常債	2,192	2,793	2,209	1,804	1,930	1,524	1,125	1,150	945	890	1,096	1,437	1,506	658	616
臨時財政対策債等					172	417	737	526	403	364	329	400	809	1,518	1,200
病院債													25	21	25

※通常債とは、臨時財政対策債、NTT無利子貸付金及び病院債を除いた県債(NTT無利子貸付金は17年度で償還済、病院債は21年度から一般会計に移管)

※県債残高の21年度以前は決算ベース、22年度は最終予算ベース、23年度は当初予算ベース



5 基金残高の状況

本県には、財政調整的機能を持つ基金として、財政調整基金、県債管理基金、庁舎建設基金、土地開発基金、大規模地震災害対策基金の5基金があります。

これらの基金は、各年度の財政状況に応じて、新たに積立てを行ったり、不足する一般財源を補てんするため取崩しています。

また、県債管理基金では、満期一括償還で発行した県債の元金償還に備え計画的な積立てを行っています。

なお、当初予算編成後の基金活用可能額は、22年度に47億円まで減少しましたが、23年度当初予算編成後では19年度と同水準の250億円を確保しています。

平成22年度2月補正において、新しい総合計画の着実な推進のため、重点的に取り組む新機軸の事業などに活用する「ふじのくにづくり推進基金」を設置しました。

<財政5基金の状況>

(単位:億円)

区分	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
財政5基金の 年度末残高	財政調整基金	147	4	4	4	84	84	128	125	116	106	32	88	88	69	0
	県債管理基金	1,389	1,451	1,318	1,382	1,588	1,643	1,846	1,962	2,124	2,321	2,551	2,630	2,423	2,845	2,971
	うち一般会計分	1,228	1,192	921	664	645	522	545	491	454	462	421	454	331	470	212
	庁舎建設基金	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	土地開発基金	206	118	120	121	123	124	126	87	78	70	60	57	57	57	37
	大規模地震災害対策基金	18	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
	計	1,763	1,595	1,464	1,529	1,817	1,873	2,122	2,196	2,340	2,519	2,665	2,797	2,590	2,993	3,030
うち一般会計分	1,602	1,336	1,067	811	874	752	821	725	670	660	535	621	499	618	271	
当初予算編成後の 基金活用可能額	1,090	785	396	312	150	171	120	117	55	216	251	167	48	47	250	

※一般会計分とは、県債管理基金のうち一般会計分と財政5基金のうちのその他の4基金

※21年度以前は決算ベース、22年度は最終予算ベース、23年度は当初予算ベース

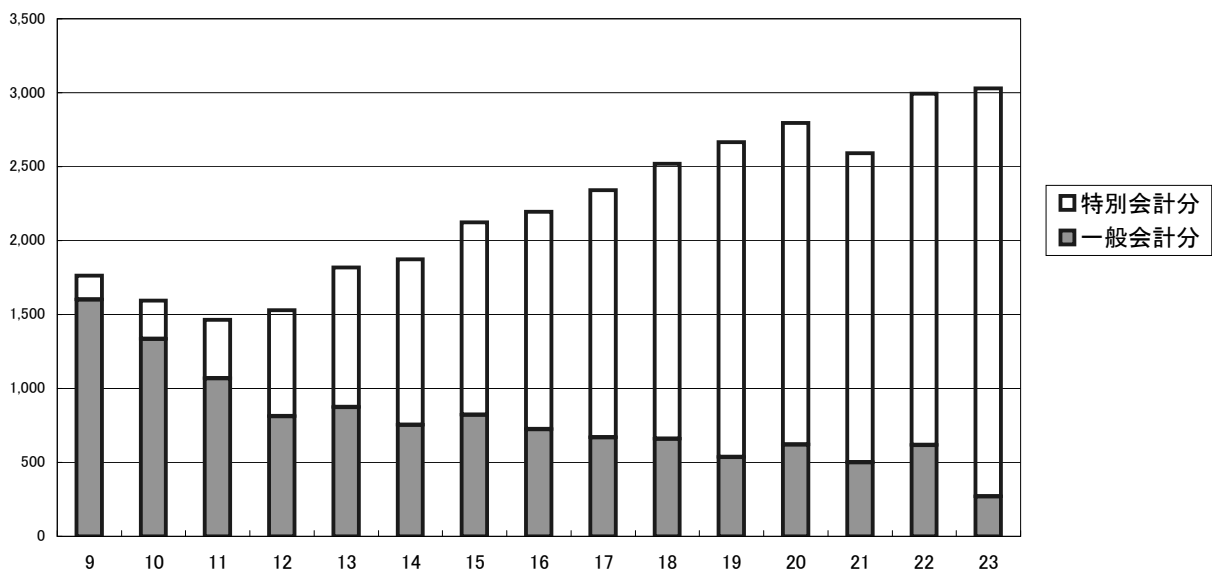
<総合計画推進のための基金>

(単位:億円)

区分	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
ふじのくにづくり推進基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	75

億円

財政5基金の年度末残高



6 財政関係指標の推移

区 分		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
財政力指数	本県	76.7	76.3	72.3	67.7	63.3	62.8	62.4	63.7	65.3	69.6	72.9	76.6	75.6	
	全国	48.1	48.3	46.1	42.9	40.5	40.6	40.8	41.1	42.8	46.4	49.7	52.1	55.1	
	順位	5	5	5	5	5	5	5	5	6	6	7	7	7	
経常収支比率	本県	87.5	96.4	92.2	89.0	90.4	93.2	87.3	91.9	90.9	90.8	93.6	92.5	93.3	
	全国	88.3	90.5	87.7	86.6	88.9	91.5	89.1	92.4	92.8	93.6	96.7	95.3	95.2	
	順位	24	39	38	34	31	31	15	21	10	4	5	7	9	
起債制限比率	本県	9.8	11.1	12.2	13.1	13.4	13.2	12.8	12.6	11.7	10.3	9.0	8.6	9.5	
	全国	10.7	11.1	11.7	12.2	12.6	12.6	12.5	12.6	12.4	12.3	11.8	11.8	—	
	順位	14	23	26	30	29	28	27	22	17	10	8	7	—	
県民一人当たりの 県債残高(千円)	本県	416.3	466.9	502.0	515.7	538.0	557.8	572.5	581.7	583.2	583.7	590.7	606.5	644.0	
	全国	457.2	499.2	534.1	550.7	566.5	588.6	610.2	624.0	622.2	622.4	626.4	631.3	—	
	順位	15	16	16	14	14	14	15	15	15	15	15	16	—	
健全化判断比率	実質赤字比率	本県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	黒字	黒字	黒字
		全国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		順位	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	連結実質赤字比率	本県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	黒字	黒字	黒字
		全国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		順位	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	実質公債費比率	本県	—	—	—	—	—	—	—	—	12.9	12.4	11.6	11.7	13.1
		全国	—	—	—	—	—	—	—	—	14.5	14.4	13.5	12.8	13.0
		順位	—	—	—	—	—	—	—	—	14	10	9	10	16
	将来負担比率	本県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	247.3	248.1	262.6
		全国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	222.3	219.3	229.2
		順位	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30	28	32

※順位は、財政の健全性のある都道府県から1位とした。

<県独自の健全化目標>

区 分	本県の目標	国基準	21年度決算	全国順位
①経常収支比率	90%以下へ	—	93.3%	9
②実質公債費比率	18%未満に抑制	18%	13.1%	16
③県債残高	2兆円程度を上限	—	19,610億円	—
④将来負担比率	400%未満に抑制	400%	262.6%	32

(用語の説明)

(i) 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額(注1)を基準財政需要額(注2)で除して得た数値の過去3年間の平均値

(注1) 地方交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法により算定した額

(注2) 地方交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法により合理的に算定した額

(ii) 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源総額に対する割合

(iii) 起債制限比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、地方債元利償還金に充当された一般財源の標準財政規模等(注3)に対する割合(普通交付税の算定において災害復旧費として算入されるもの及び事業費補正により算入されるものを除く)の過去3年間の平均値

(注3) 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額である標準財政規模に臨時財政対策債発行可能額を加えた額

(iv) 実質赤字比率

地方公共団体の財政運営の悪化の度合いを示す指標で、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合

(v) 連結実質赤字比率

地方公共団体の財政運営の悪化の度合いを示す指標で、公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する割合

(vi) 実質公債費比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを客観的に示す指標で、地方債元利償還金相当額(注4)に充当された一般財源の標準財政規模等に対する割合(普通交付税の算定において元利償還金等に係る基準財政需要額に算入されるものを除く)の過去3年間の平均値

(注4) 地方債元利償還金に公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金等を加えた額

(vii) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を表す指標で、地方債残高や、将来の公営企業への繰出見込額、退職手当の支給予定額、第3セクターへの損失補償額等の合算額の標準財政規模等に対する割合(普通交付税の算定において元利償還金等に係る基準財政需要額に算入されるものを除く)

資料9 行政の生産性の向上のためのパートナーシップ（PIAP）の概要

1 行政の生産性の向上のためのパートナーシップ（PIAP）

- ・PIAP…Partnership for Improvement of Administrative Productivity
（行政の生産性の向上のためのパートナーシップ）
- ・市町、県民等との協働（パートナーシップ）により、行政の生産性の向上を目指すプロジェクトを平成19年度から実施

2 協働による行政の生産性の向上

厳しい財政状況、住民ニーズの多様化、市町村合併の進展など、行政を取り巻く環境が大きく変わる中、各自治体は自律的な行政運営能力を高める必要がある。

県と政令指定都市やその他の市町との連携による行政執行、地域主権改革や地域課題への的確な対応など、県と市町の新しい関係を踏まえ、地域全体としての行政の生産性の向上を図る仕組みの構築が必要である。

このため、県と政令指定都市やその他の市町・県民等とが協働し、取組を進めていく必要がある。

3 取組の内容

行政の生産性の向上のために、行政経営に関する県の取組についての情報発信と、市町等への技術支援を行う。

(1) 情報発信（啓発推進）

- ・「しずおか新公共経営シンポジウム」の開催（19、20年度）
- ・「行政経営協働窓口」により、市町の行政運営に関する問合せ等への情報提供

(2) 市町への支援（理解促進、手法導入）

- ①研修会等開催…市町の関心に応じて、行政運営手法に関する研修会等を開催
- ②技術的支援…新しい行政運営手法の導入を希望する市町に対して、講師、アドバイザー派遣などの技術的支援を実施

